

ゴミゼロながさき実践計画

～ゴミゼロは 暮らしの原点 미래の視点～



ゴミゼロながさき

令和4年3月

ながさき環境県民会議

ゴミゼロながさき実践計画 目次

序章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景	1
2. 長崎県廃棄物処理計画(概要)	2
3. 県民、事業者、NPO、大学、行政の役割分担	3
4. ながさき環境県民会議	3
5. ゴミゼロながさき実践計画(概要)	4

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的、位置付け	7
2. 計画の期間、目標年次	7
3. 基本理念と基本目標	8
4. 現状と課題・数値目標	9
(1) 一般廃棄物の現状と課題・数値目標	9
(2) 産業廃棄物の現状と課題・数値目標	14

第2章 廃棄物の減量化・リサイクルの促進に向けての取組

1. ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動	17
2. 家庭系廃棄物に係る実践行動	26
・取組その1：ごみの分別の徹底	28
・取組その2：容器・包装等の使用の抑制	30
・取組その3：食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制	33
・取組その4：再使用・再生利用の促進	36
・取組その5：散乱ごみ対策の推進	39
3. 事業系廃棄物に係る実践行動	41
(1) 県内業界団体等の取組	41
(2) 自主行動計画の作成	54
(3) 産業廃棄物適正処理情報の提供	55
4. 「ゴミゼロ県民運動」の展開	56

第3章 計画の進行管理

1. 進行管理体制	59
2. PDCAサイクルによる進捗管理	60

資料編

1. ながさき環境県民会議	
(1) ながさき環境県民会議メンバー	61
(2) ながさき環境県民会議設置要綱	62
2. 県内市町データ	
(1) 長崎県における令和元年度の一般廃棄物(ごみ)の排出量及び処理量	64
(2) 各市町における令和元年度のごみ排出量	65
(3) 各市町における令和元年度のごみ処理量	66
(4) 各市町の分別収集の状況	70
(5) 各市町のごみの有料化の状況(令和3年12月末現在)	71
3. 自主行動計画の作成例	
(1) 建設業における自主行動計画の作成例	73
(2) 製造業における自主行動計画の作成例	78
(3) 卸売・小売業、飲食店における自主行動計画の作成例	83
(4) サービス業における自主行動計画の作成例	88
4. 関連データ及び取組事例	
(1) ごみの分別の徹底に関する取組事例(壱岐市)	92
(2) 容器・包装等の使用の抑制に関するデータ及び取組事例	
① ながさきマイバッグキャンペーン	93
② 長崎県生活学校連絡協議会におけるレジ袋削減の取組	94
③ 新聞エコ袋の作り方	95
(3) 食品ロス削減及び生ごみの発生抑制に関するデータ及び取組事例	
① 九州食べきり協力店募集の取組	96
② 生ごみの水切りに関するデータ(生ごみ水切りの方法)	97
③ 生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの取組	99
④ ダンボールコンポストの作り方	100
(4) 再使用・再生利用の促進に関する取組事例等	
① 家庭の使用済み廃食用油の回収事業(雲仙市)	103
② 「ながさきオフィスエコクラブ」の取組	105
③ 機密文書リサイクル処理の取組	106
(5) 散乱ごみ防止に関する取組	
① 未来環境条例関係の取組	107
② 佐世保市江迎町地域婦人会の取組	109
5. 環境マネジメントシステム関係	
(1) 環境マネジメントシステムの取得・登録状況	110
(2) 長崎県庁における環境マネジメントシステムの取組	110

6. 2050年カーボンニュートラルに向けて.....	113
7. プラスチック資源循環の促進等に関する法律の概要.....	117
8. 用語の説明.....	119

ゴミゼロながさきを目指して

平成15年2月に、最初の「ゴミゼロながさき実践計画」を作成して、今回で5回目の見直しとなりました。この数年で、プラスチックレジ袋の有料化や食品ロス削減の推進に関する法律の施行や今年4月からはプラスチック資源循環法の施行など、我々を取り巻く環境は日々大きく変化し、新たな変革期を迎えております。ゴミ処理に関わる取組みや考え方も改新していく時期となりました。

平成13年12月に立ち上げられた「ゴミゼロながさき推進会議」は県民・事業者・行政の協力体制のもとに、「ゴミゼロ」の長崎県を目指す、全国的にもユニークな組織でした。今は「ながさき環境県民会議」の「4R部会」に変わりましたが、県内のさまざまな団体や事業者、あるいは行政が、自分たちでできるゴミ・廃棄物の減量のための計画を検討したり、進捗の状況をチェックしあったりしながら、「ゴミゼロ」の長崎県を目指して、今も地道な活動を続けています。

これまでの活動の成果は、長崎県民一人一日当りのゴミ排出量でみれば、平成10年度から平成21年度までは、着実に減少していましたが、平成21年度からは、ほぼ横ばい状態で推移し、令和元年には少ない方から33番目の県となり、相対的には長崎県よりもゴミ・廃棄物の減量化が進んでいる県が増えてきました。今後は、プラスチック資源循環促進や食品ロス削減をはじめ、より計画的・組織的にごみ減量化を進めなければ目標達成への近道とはなりません。ちなみに長崎県としては、令和7年度（目標年度）に、一人一日当たり「69g」削減し、900gにしようという目標なのです。再生資源化についても、長崎県は令和3年にパーセンテージで、全国平均から大きく下回っています。この再生資源化率を4.2ポイント向上させ、全国平均と同じ20%まで引き上げようと言う訳です。目標達成のための減量化のポイントは、資源の循環（リサイクル）と無駄の排除、これらに取り組むための住民としての意識が必要となります。

長崎県内の自治体（市・町）の焼却施設は、その性能が向上しています。そのため、かなり多くのリサイクル可能な廃棄物が、「可燃ごみ」として処理されています。「紙」ごみも、「プラ」ごみも、「資源化」に向かわずに、「熱回収」と言う「温暖化」の方向に向かっており、それがゴミ・廃棄物量を多い方から数えた方が早かったり、再生資源化率が全国平均から低くなっている、一つの要因です。ところが、ゴミ・廃棄物処理問題の難しさは、ゴミそのものが目の前から無くなった時、問題の重要さ・深刻さまでもが忘れ去られてしまう点にあるのです。社会全体で「ゴミはどこに行くのか」を最後までしっかり見届けなければなりません。

ゴミ・廃棄物問題を、継続的に取り組むための重要なポイントの一つに、共に語り・活動し合える仲間の存在があります。そしてこの「仲間作り」に、県を含めて各自治体が大きな役割を果たすことができるのだと思います。「ながさき環境県民会議」の「4R部会」に参加している県民、事業者、行政の全てが主役となって、それぞれの役割と責任を果たしながら、環境に優しい社会の実現を目指します。

どうぞ皆様、新しい未来のために一緒に手を携えてゴミ・廃棄物の減量化に力を合わせていきましょう。

ながさき環境県民会議
議長 糸山 景大

序章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

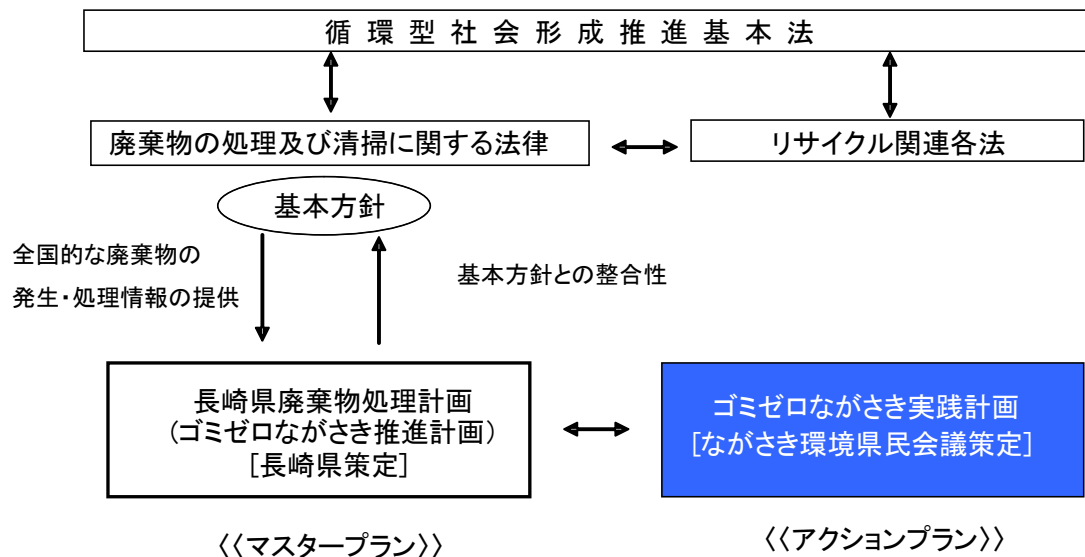
これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、わたしたちの生活に物質的な豊かさや便利さをもたらしてきました。しかしその結果、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、さらには地球温暖化を始めとする地球規模の環境問題が生じています。

これらの問題を解決するためには、これまでの社会経済のあり方やライフスタイルを見直した上で、何よりもまず資源を有効に利用して製品等が廃棄物等（焼却処分）になることを抑制するとともに、廃棄物等のうち有用なもの（循環資源）については適正な循環利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環利用が行えない廃棄物等については適正に処分するという考え方を定着させ、できる限り天然資源の消費の抑制や環境負荷の低減を図り、循環型社会への転換を進めていくことが必要です。

その際、地球温暖化対策の実施も喫緊の課題であることから、二酸化炭素の排出が少ない脱炭素社会形成推進の観点にも配慮した取組を進めていく必要があります、そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりに一層つながるものとなります。

したがって、この循環型社会への転換を進めていくためには、行政だけでなく、県民、事業者、NPOや大学等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと、県民運動として取組を実践していくことが重要であり、そのネットワークの中心的な役割を果たすのが、事業者や消費者・市民団体、学識関係、行政などで構成される「ながさき環境県民会議」です。

このゴミゼロながさき実践計画は、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の形成のため、県民・事業者・行政が互いに連携・協力し、長崎県廃棄物処理計画に掲げる目標の達成のために取り組む具体的な活動指針として、ながさき環境県民会議が策定するもので、県民会議が主体となって進行管理を行う計画です。



2. 長崎県廃棄物処理計画（概要）

（1）策定の趣旨

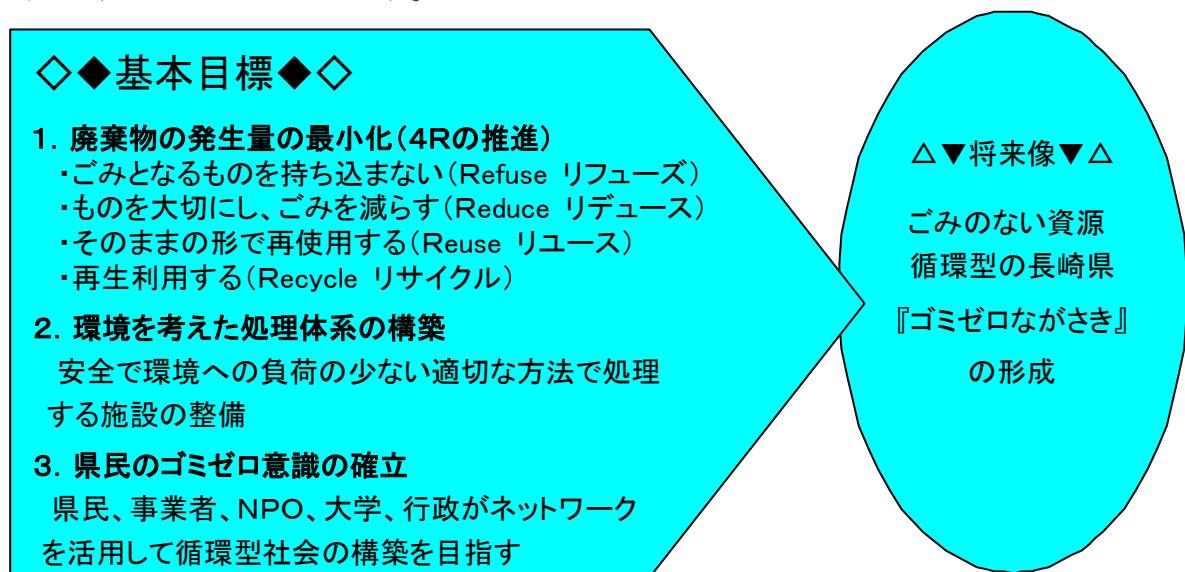
長崎県廃棄物処理計画は、循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により知事が定める計画であり、本県における廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として5年ごとに策定するもので、現在の第5次長崎県廃棄物処理計画は、令和3年3月に策定されました。

（2）計画期間

令和3年度～令和7年度（5か年間）（目標年度：令和7年度）

（3）将来像及び基本目標

本県の目指す将来像を実現するため、3つの基本目標を柱にして、各種取組を実施することとしています。



(4) 数値目標

	一般廃棄物		産業廃棄物	
	令和元年度 〈基準年度〉	令和7年度 〈目標値〉	令和元年度 〈基準年度〉	令和7年度 〈目標値〉
排出量	969 g/人・日 (479 千トン)	900 g/人・日 (421 千トン)	4,868 千トン	4,868 千トン
再生利用率 (再生利用量)	16% (75 千トン)	20% (89 千トン)	64% (3,117 千トン)	66% (3,213 千トン)

3. 県民、事業者、NPO、大学、行政の役割分担

廃棄物（ごみ）の発生を抑え、減量化し、再生利用等を進めるには、県民、事業者、NPO、大学、行政がそれぞれの責任の下、確実に取組を実施していくことが重要です。

そのため、県ではそれぞれが役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取組を実践し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成することを目的としてながさき環境県民会議を設立しました。

同県民会議では、各実施主体が減量化やリサイクルを実践するための具体的な活動指針となるゴミゼロながさき実践計画を策定し、県民・事業者・行政が一体となって各種事業を展開します。

4. ながさき環境県民会議

(1) 設 立：平成24年4月24日

(2) 委員数：53名（事業者（関係団体含）35名、学識者等5名、行政5名、
公募委員8名）

(3) 所掌事務

- ①持続可能な社会形成のための行動計画の策定及びその推進に関すること
- ②県民意識の向上その他脱炭素社会及び循環型社会の構築の推進に必要な事項に関すること

5. ゴミゼロながさき実践計画（概要）

ゴミゼロながさき実践計画は、長崎県が目指す将来像、「ごみのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」の形成のため、県民・事業者・行政（県や市町）が互いに連携・協力し、各々の役割分担に応じて目標実現に取り組む具体的な活動指針です。

令和3年3月に廃棄物処理のマスタープランである第5次長崎県廃棄物処理計画が新たに策定されたことに伴い、ゴミゼロながさき実践計画を新たに策定しました。

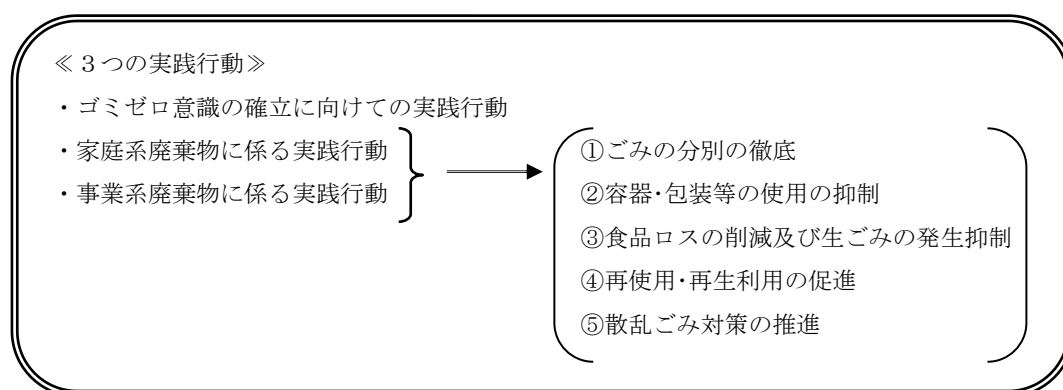
（1）計画の期間、目標年次

実践計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とし、令和7年度を目標年次とします。なお、目標年次以降も取組は継続して実施します。

また、毎年度、実践計画に基づく活動目標の設定及びその検証・評価を行っており、順次実践計画の追加、修正を行います。

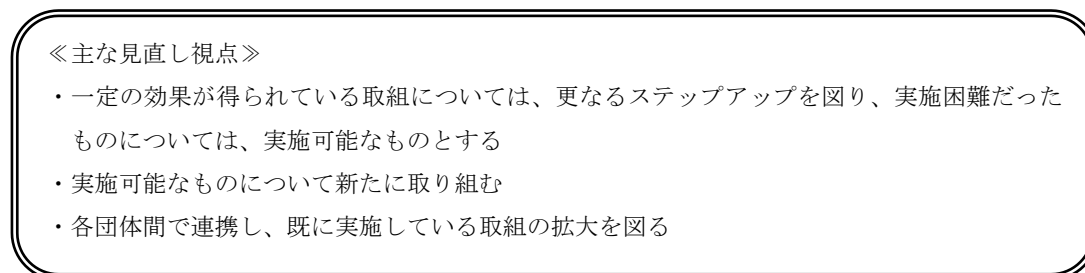
（2）計画項目

実践計画では、計画項目として、ごみ減量化・リサイクルを推進するための基本となる次の3つの実践行動とながさき環境県民会議が主体となって展開する「ゴミゼロ県民運動」を示しました。



（3）実践行動

具体的な実践行動は、ながさき環境県民会議の参加団体が、これまでの取組結果等を踏まえ次の視点から実践行動の見直しを行い、各主体が定めたものです。



策定の結果、合計 377 の具体的な実践行動（ゴミゼロ意識の確立 88、家庭系廃棄物 111、事業系廃棄物 178）を設定しました。

また、毎年度、ながさき環境県民会議においてその活動を検証していくため、実践行動ごとの取組目標をできる限り数値化しました。

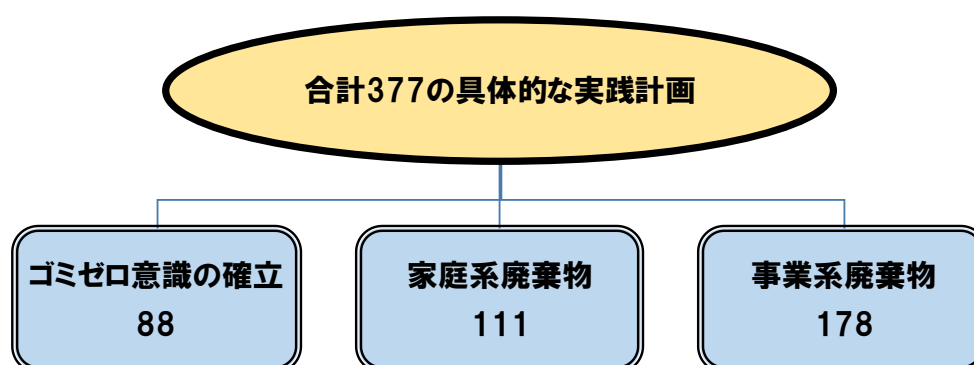
なお、「プラスチック 4R 運動」「食品ロス及び生ごみの発生抑制に関する活動」「事業系古紙リサイクルの推進」の 3 つの実践行動については、団体間の連携を図りながさき環境県民会議全体で取り組むこととし、「ゴミゼロ県民運動」の展開において具体的な「取組ネットワークの構築」を示しました。

《実践行動》

計画項目	主な実践行動	目標等
ゴミゼロ意識の確立に向けた実践行動	・環境フォーラムや講習会、学習会、ゴミ処理施設やリサイクルセンターの見学会等の開催	各地区 年 1 回
	・環境マネジメント構築を支援する人の常時配置	常時 2 人
家庭系廃棄物に係る実践行動		
①ごみの分別の徹底	・住民団体や事業者と協力し、ごみの分別の徹底に関する実践行動	年 10 回
	・自治会等による古紙回収の促進	随時
②容器・包装等の使用の抑制	・簡易包装の推進を図る	随時
	・マイバッグを持参する	随時
③食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制	・生ごみの水切りを行う ・食材の使いきりやエコクッキングを心掛ける	随時
	・食品廃棄物の再生利用や減量化のための情報提供を行う	随時
④再使用・再生利用の促進	・フリーマーケットやバザー等の開催の促進	随時
	・マイバッグの製作指導	随時
⑤散乱ごみ対策の推進	・事業所周辺を社員清掃する ・ポイ捨てをしない意識の徹底	毎月
事業系廃棄物に係る実践行動	・自主行動計画の策定	
	・ISO14001、E A21 等の認証取得の推進	
	・事業系古紙の回収システムの推進	
	・農業用廃プラスチック類の回収	回収率 90%
	・漁業用廃プラスチック類のリサイクル推進	
	・食品廃棄物の飼料化・堆肥化の促進	
	・機密文書リサイクルの推進	

「ゴミゼロ県民運動」 の展開	・ゴミゼロながさき宣言
	・取組のネットワークの構築
	・各種イベント等の展開
	・ながさき環境県民会議表彰の活用

ゴミゼロながさき実践計画は、ながさき環境県民会議の参加団体を中心として、県民、事業者、NPO、大学、行政の役割分担の下に事業を展開していくこととしておりますが、ごみの減量化・リサイクルの推進のためには、「県民一人ひとりが『もったいない精神』を発揮し、ごみに対する意識を持った生活」を送っていただくことが最も重要と考えています。



第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的、位置付け

長崎県では、廃棄物処理のマスタープランである「長崎県廃棄物処理計画～ゴミゼロながさき推進計画～」(以下「廃棄物処理計画」といいます。)の第5次廃棄物処理計画を新たに令和3年3月に策定しました。

これに伴って、そのアクションプランである、「ゴミゼロながさき実践計画」を策定するものです。

廃棄物処理計画は、長崎県の廃棄物発生量を最小化するために、目標年次(令和7年度)における廃棄物の発生抑制や再利用・再生利用等の目標を定め、その目標を実現していくための取組のあり方を示したものです。さらに、環境を考えた廃棄物の処理体系を構築するための取組を示すとともに、県民のゴミゼロ意識を確立するための取組も示しています。

「ゴミゼロながさき実践計画」は、廃棄物処理計画における「廃棄物の減量化・リサイクル」に係る目標値の達成を図るために、県民、事業者、NPO、大学、行政(県・市町)の役割分担を明らかにするとともに、実践可能な取組を具体的に掲げることにより、関係者が自主的かつ相互に協力・連携し、循環型社会の構築を目指すことを目的としています。

このようなことから、ゴミゼロながさき実践計画は、廃棄物処理計画における「廃棄物減量化・リサイクル」のアクションプランとして位置付けられ、県民、事業者、NPO、大学、行政(県・市町)が目標実現のために取り組んでいく際の基本的な指針及び相互の共通認識となるものです。

2. 計画の期間、目標年次

ゴミゼロながさき実践計画の対象期間は、マスタープランである廃棄物処理計画の計画対象期間と同様に、令和7年度までとし、目標年次も令和7年度としています。しかしながら、計画対象期間が終了し、または、目標年次までに目標値が達成されても、ゴミゼロながさき実践計画の役割が終わるものではなく、ここで示された取組、また見直し等によって今後新たに追加される取組は、長崎県の廃棄物発生量を最小化するために継続して実施していく必要があります。

そこで、廃棄物処理計画は5年ごとに計画を策定することとなっていますが、ゴミゼロながさき実践計画は、その取組の効果を毎年チェックし、次年度の取組に反映させることによって、1年目よりは2年目、2年目よりは3年目と、その時々に応じて、より実効性の高い計画に発展させていくこととします。

3. 基本理念と基本目標

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方は、天然資源の枯渇や環境破壊を引き起こすだけでなく、私たちが暮らす地球の気候変動に密接に関係しています。そのため、今こそ、私たち自身が日々の暮らしを見直し、4Rを推進することでごみの量の削減を図り、限りある「資源」を有効に活用しなければなりません。今を生きる私たちに求められることは、一人ひとりがライフスタイルや事業活動を見直し、次世代へ可能な限り良好な環境を引き継いでいくことです。

この計画では、「ゴミゼロながさき」を実現するために、「ゴミゼロは暮らしの原点 미래の視点」でごみ問題を考え、つぎの3つの基本目標を柱に、県民、事業者、NPO、大学、行政が連携を図りながらごみの減量化・資源化に関する取組を実践します。

■ ゴミゼロながさき実践計画の基本理念と基本目標

◆基本理念

本県の目指す将来像をごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定めます。

◆基本目標

I 廃棄物の発生量の最小化

4Rを推進することにより、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進して廃棄物の発生量が最小化される長崎県を目指します。

- R e f u s e（リフューズ）：使い捨てプラスチック（スプーン、フォークなど）を断るなど、家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう「断る」。
- R e d u c e（リデュース）：ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」。
- R e u s e（リユース）：そのままの形で「再使用する」。
- R e c y c l e（リサイクル）：廃棄物となったものを一度処理し原材料として新しいものに作りかえて「再生利用（リサイクル）する」。

II 環境を考えた処理体系の構築

最小化した廃棄物について、安全に適切な方法で処理するための施設については整備されつつありますが、さらに、熱回収の効率化、施設の広域化や分別回収の拡充などの取組を推進し、環境に配慮した処理ができる長崎県を目指します。

III 県民のゴミゼロ意識の確立

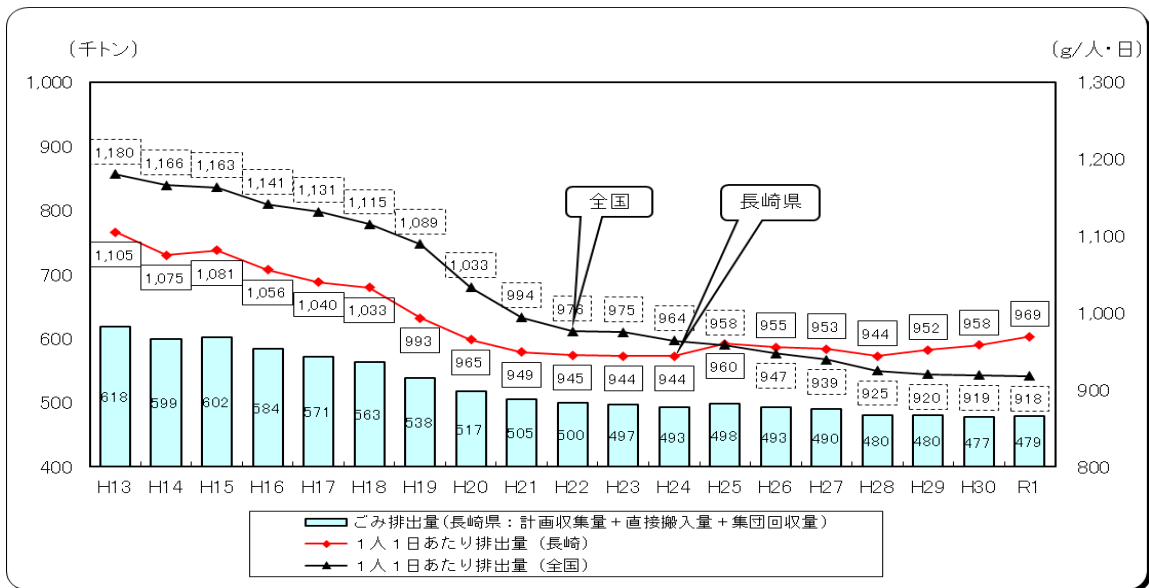
県民、事業者、NPO、大学、行政などにより形成されているネットワークを活用し、環境教育や啓発活動を実施することで、ゴミゼロながさきへ向けた取組の必要性を県民一人ひとりが自覚し、身近にできる活動から実践していく長崎県を目指します。

4. 現状と課題・数値目標

(1) 一般廃棄物の現状と課題・数値目標

令和元年度における一般廃棄物(ごみ)の排出量は、47万9千トンです。

これを県民1人1日あたりに換算すると、969グラムとなります。従来から減少傾向となっていました。近年では横ばいから増加に転じており、令和元年度では全国平均値を51グラム上回っています。排出量が減少しない主な要因としては、焼却処理されるごみの組成割合が多い紙類や生ごみの減量化対策が十分でなかったためと考えられ、リサイクル可能な紙類の分別、生ごみの水切りなどによるごみの排出量削減へのさらなる取組が必要です。



一般廃棄物(ごみ)排出量の推移

一般廃棄物排出量及び資源化量の推移

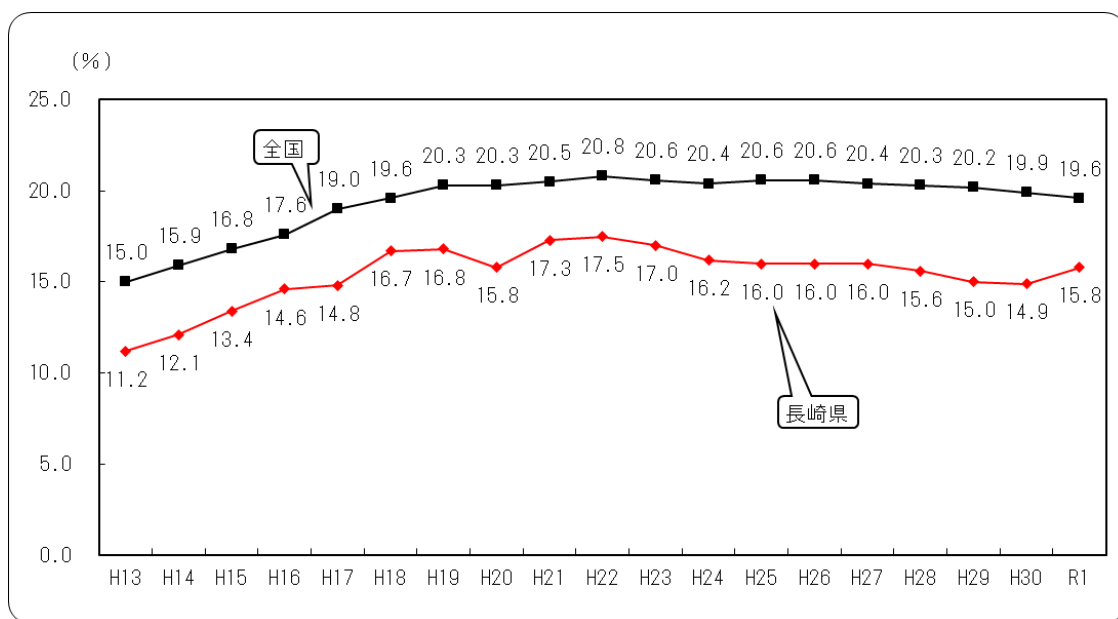
年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人 口(人)		1,457,540	1,448,730	1,436,614	1,430,911	1,420,236	1,414,903	1,404,837	1,394,063	1,381,079	1,365,865	1,350,826
排出量 (t)	混合ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃ごみ	349,302	344,432	344,007	339,950	341,409	339,235	337,710	333,653	342,767	337,875	338,405
	不燃ごみ	22,176	22,083	22,444	21,089	21,173	20,972	21,279	18,473	17,228	17,381	16,992
	資源ごみ	39,119	38,640	38,341	39,130	39,175	37,905	37,205	35,685	34,208	33,447	32,717
	粗大ごみ	1,716	1,748	1,775	1,824	1,831	1,865	1,628	1,565	1,621	1,882	1,906
	その他	1,040	829	731	718	701	795	441	476	539	464	450
	小計	413,353	407,732	407,298	402,711	404,289	400,772	398,263	389,852	396,363	391,049	390,470
資源化量 (t)	直接搬入量	68,143	69,158	67,051	69,535	72,733	72,556	72,796	72,887	67,046	70,851	74,297
	計	481,496	476,890	474,349	472,246	477,022	473,328	471,059	462,739	463,409	461,900	464,767
	内訳											
	生活系ごみ	328,513	323,783	325,367	318,857	318,720	316,474	313,826	305,378	304,781	303,391	306,896
	事業系ごみ	152,983	153,107	148,982	153,389	158,302	156,854	157,233	157,361	158,628	158,509	157,871
	集団回収量	23,534	22,776	22,152	20,767	20,673	19,789	18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
	合計	505,030	499,666	496,501	493,013	497,695	493,117	489,823	480,300	479,920	477,499	479,297
	集団回収量	23,534	22,776	22,152	20,767	20,673	19,789	18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
	直接資源化量	7,278	7,178	6,791	6,553	6,171	6,274	6,219	5,936	6,097	6,645	6,501
	中間処理後資源化量	56,350	57,704	55,598	52,331	52,703	52,125	53,488	51,255	49,059	48,925	54,369
	焼却残さ	17,244	18,301	16,999	13,603	13,997	14,335	16,146	15,832	15,793	16,860	22,708
	粗大ごみ施設	2,449	2,323	2,376	1,414	1,546	1,430	1,330	1,480	1,564	1,717	1,832
	資源化等施設	36,657	37,080	36,223	37,314	37,160	36,360	36,012	33,943	31,702	30,348	29,829
	資源化合計量	87,162	87,658	84,541	79,651	79,547	78,188	78,471	74,752	71,667	71,169	75,400
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)【長崎県】		949	945	944	944	960	955	953	944	952	958	969
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)【全国】		994	976	975	964	958	947	939	925	920	919	918
再生利用率(%)【長崎県】		17.3	17.5	17.0	16.2	16.0	15.8	16.0	15.6	15.0	14.9	15.8
再生利用率(%)【全国】		20.5	20.8	20.6	20.4	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6

※赤字は、全国平均よりも悪い数値

令和元年度の再生利用率は 15.8 %です。年々増加の傾向を見せていましたが、平成 22 年度以降減少傾向が見られます。令和元年度時点で全国値と比較すると 3.8 ポイント少ない値(全国値 19.6%)であり、より一層再生利用を進める必要があります。特に全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。

なお、令和元年度の最終処分量は 3 万 9 千トンで、近年減少の傾向にあり、ごみ排出量に占める最終処分量の割合(以下、「最終処分率」という。)は 8.1%で全国値 (8.9%) より小さくなっています。

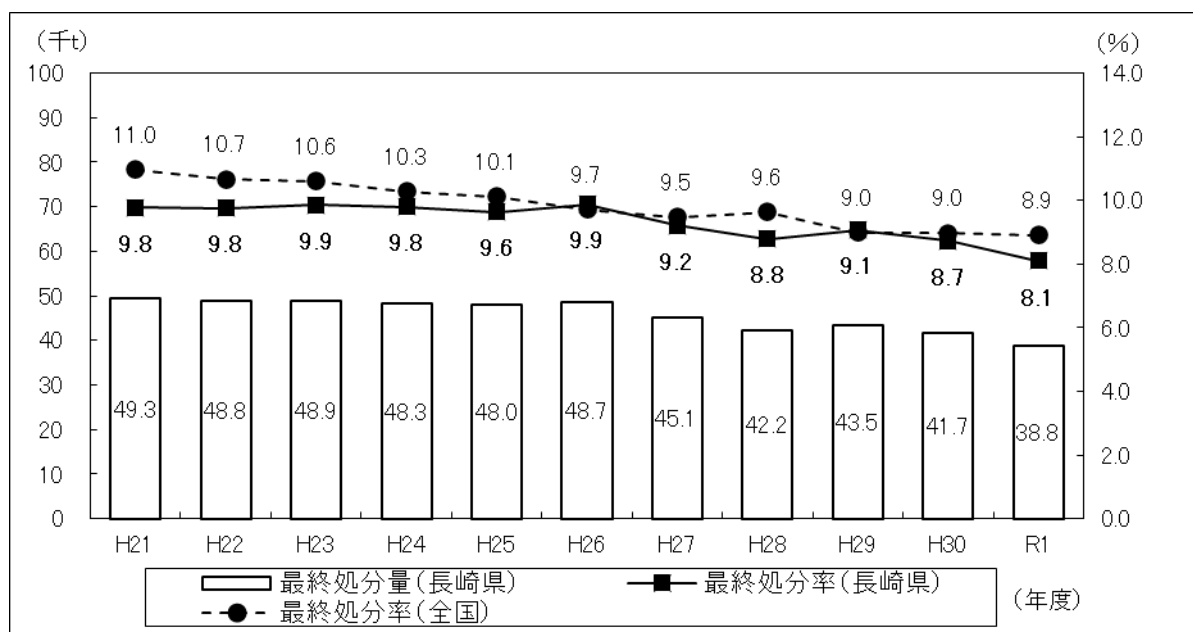
循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を継続して抑制する必要があります。



再生利用率の推移

※ 再生利用率とは

$$\text{再生利用率 (\%)} = \frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$



最終処分量と最終処分率の推移

一般廃棄物は主に県内の市町が処理しますが、ごみ処理費用の高騰による住民・事業者の負担、焼却によるダイオキシン類と二酸化炭素の発生、最終処分場の残余容量のひっ迫などの問題があるため、排出量の削減や再生利用率を向上させることにより、焼却量や最終処分量を最小化する必要があります。

令和 3 年 3 月に策定した廃棄物処理計画では、令和元年度までの排出量等の実績を基に令和 7 年度における 1 人 1 日あたりの一般廃棄物の排出量を、令和元年度に比べ 69 グラム削減することとしており、ゴミゼロながさき実践計画では令和 7 年度における数値目標を以下のように設定します。

《一般廃棄物(ごみ)の減量化目標 (目標年度：令和 7 年度)》

- 令和元年度の長崎県民 1 人 1 日あたり排出量 969 グラムから「69 グラム」削減し 900 グラムにします。

これは、令和 7 年度の排出量を、令和元年度に比べて長崎県内全体で約 5 万 8 千トン減らそうとする目標です。

- 令和元年度の再生利用率 15.8%を 4.2 ポイント向上させ 20%にします。

これは、令和 7 年度の再生利用量を、令和元年度に比べて長崎県内全体で約 1 万 4 千トン(1 人 1 日あたり約 30 グラム)増加させようとする目標です。

予測値

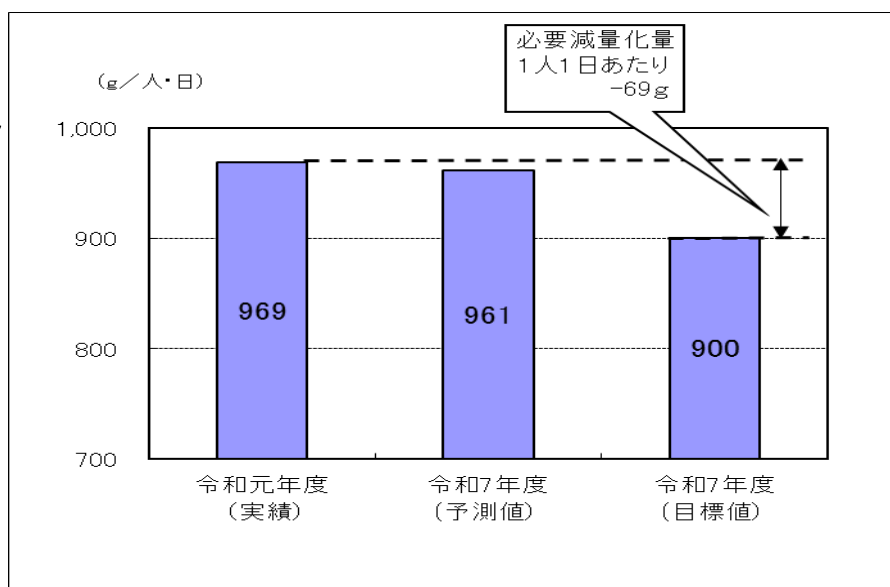
	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測値)	令和7年度 (予測値)
排出量（1人1日あたり） （排出量：千トン）	969 g/人・日 (479)	958 g/人・日 (464)	961 g/人・日 (450)
再生利用率（%） （再生利用量：千トン）	15.8% (75)	15.4% (72)	15.0% (67)

目標値

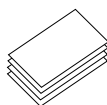
	令和7年度 (目標値)
排出量（1人1日あたり） （排出量：千トン）	900 g/人・日 (421)
再生利用率（%） （再生利用量：千トン）	20.0% (89)

■一般廃棄物排出量の目標値(令和7年度)

令和元年度の
県民1人1日
あたりの排出
量は 969g/人・
日です。これを
目標値まで削
減するため
には、県民1人1
日あたり 69 グ
ラム※の削減が
必要です。

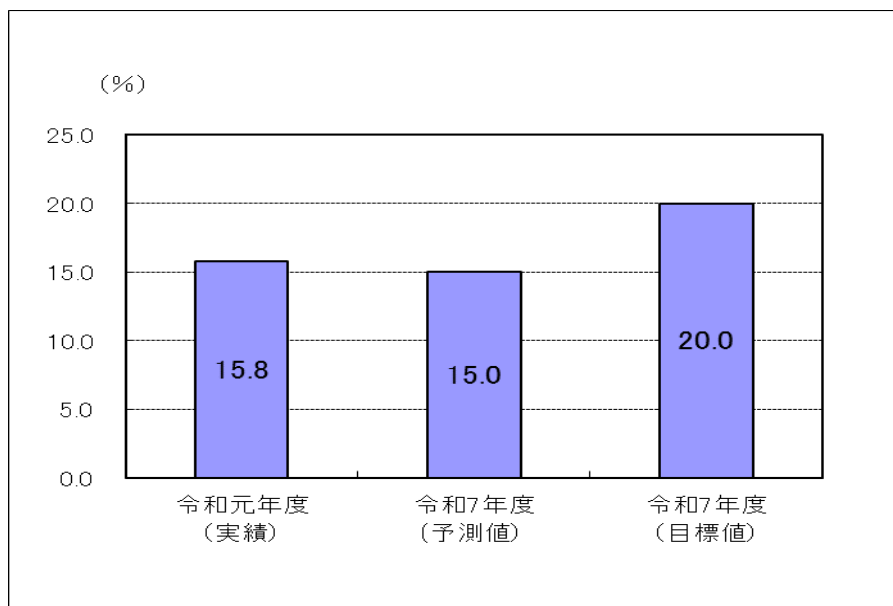


※69 グラムとは、A4コピー用紙



約17枚分の重さです。

■一般廃棄物再生利用率の目標値(令和7年度)



令和元年度の再生利用率は15.8%です。これを目標値20%まで向上させるためには、県民1人1日あたり約30グラム※の再生利用量の増加が必要となります。

※30グラムとは空のペットボトル（2L）約1本分の重さです。



上記の他にも26～27ページに削減量や再生利用量の目安を掲載しています。

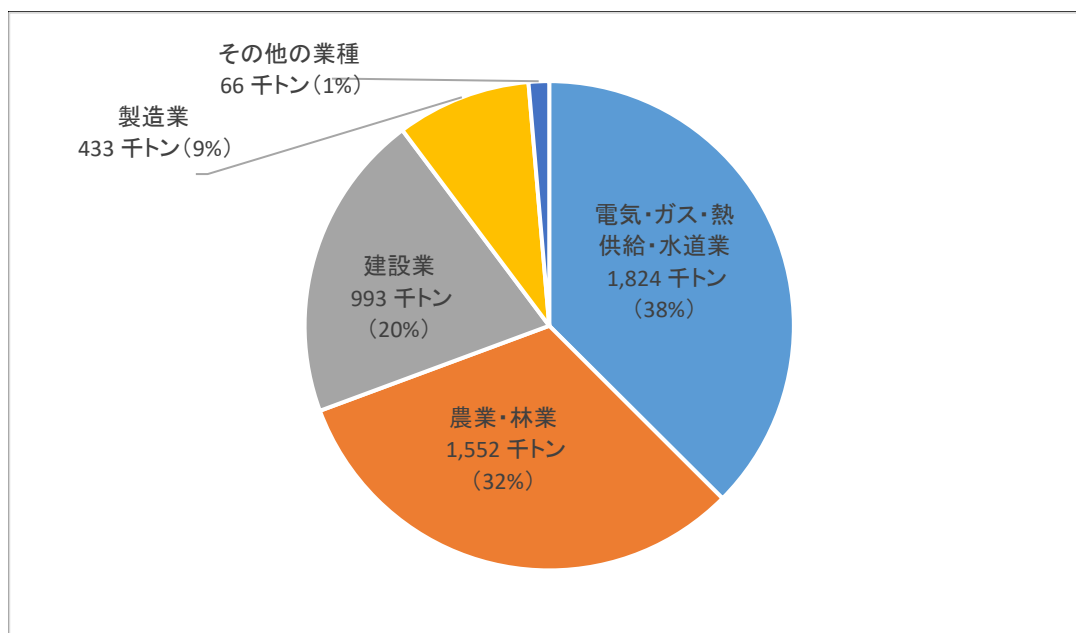
(2) 産業廃棄物の現状と課題・数値目標

令和元年度における産業廃棄物の排出量は、約 487 万トンと推計されます。

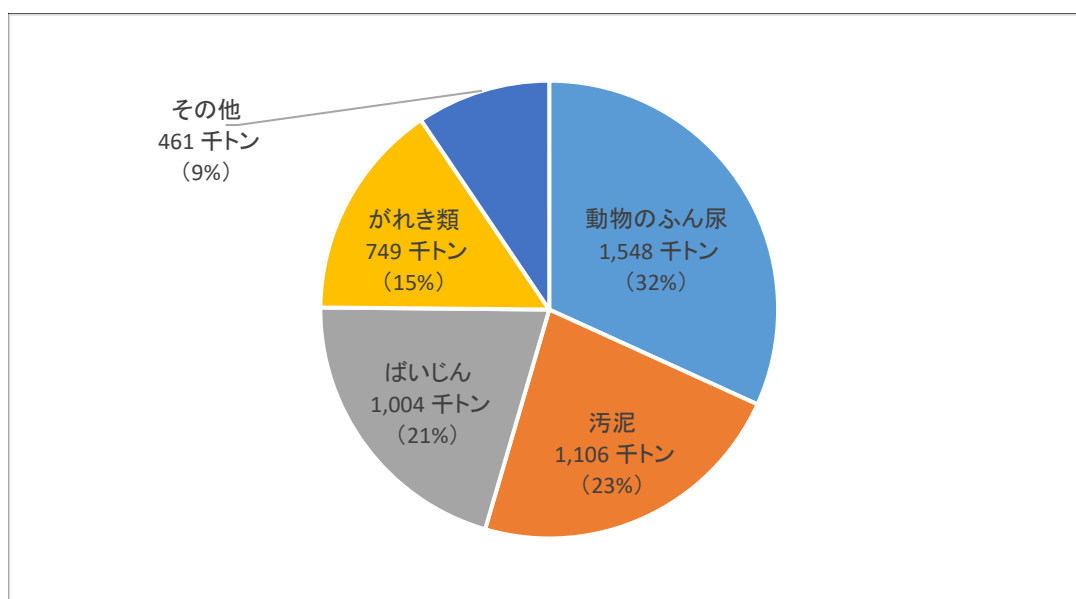
この排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業の順に多く、全排出量の 9 割を占めています。

また、排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、ばいじん、がれき類の順に多く、この 4 品で全排出量の 9 割以上を占めています。

排出量は県内各地の発展に伴い増加していることから、循環型社会の形成を推進するために、廃棄物の適正処理、再資源化を一層推進して、最終処分量を減らす必要があります。



【業種別産業廃棄物排出量】



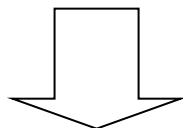
【種類別産業廃棄物排出量】

■廃棄物処理計画に掲げる産業廃棄物の排出量・処理量の将来予測と数値目標

予測値

	平成 26 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 7 年度 (予測値)
排出量 (千トン)	4,469	4,868	5,142
再生利用率 (%) (再生利用量 : 千トン)	60 (2,702)	64 (3,117)	66 (3,378)
最終処分量(千トン)	180	224	234

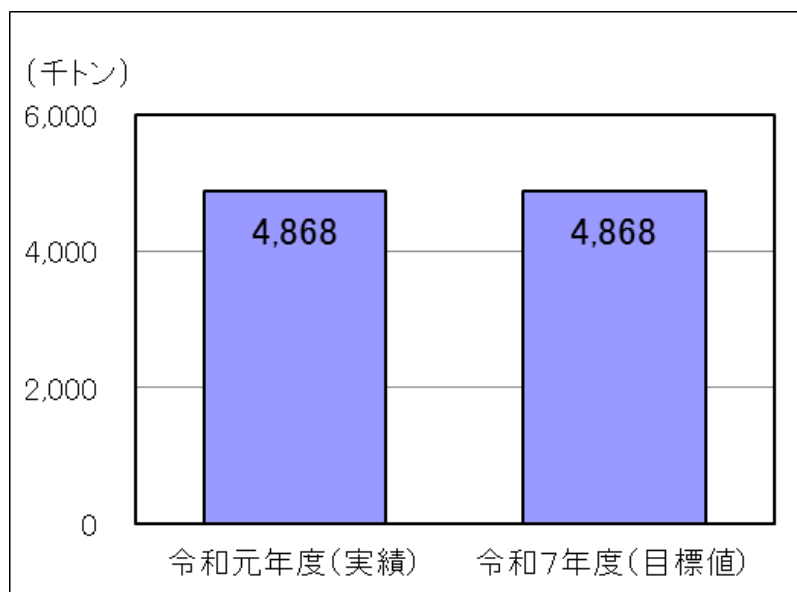
※再生利用率は、排出量に対する割合



目標値

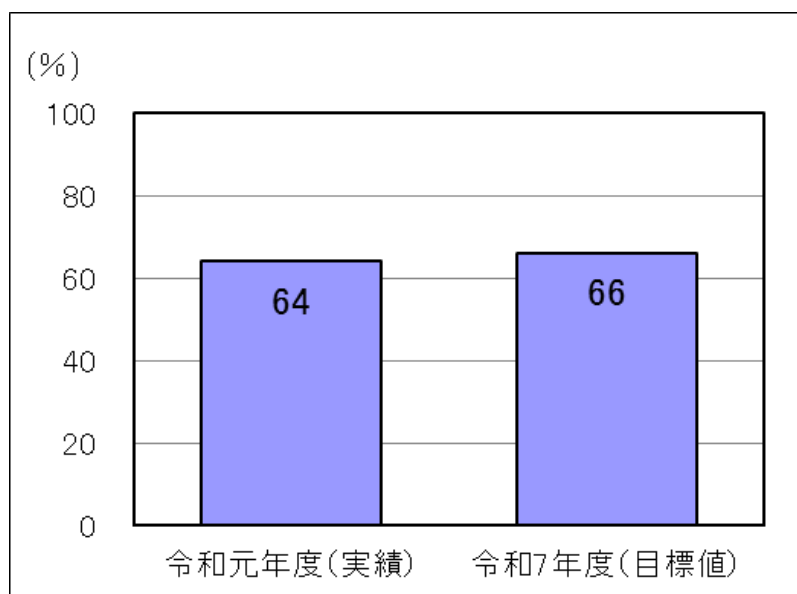
	令和 7 年度 (目標値)
排出量 (千トン)	4,868
再生利用率 (%) (再生利用量 : 千トン)	66 (3,213)

■産業廃棄物排出量の目標値(令和7年度)



令和元年度の排出量は、486万8千トンでした。排出量は、増加することが予測されますが、排出抑制に努め、令和元年度の排出量を維持します。

■産業廃棄物再生利用率の目標値(令和7年度)



令和元年度の再生利用率は、64%でした。今後さらに産業廃棄物の再生利用の推進に努め、令和7年度では再生利用率を66%にすることを目指します。

第2章 廃棄物の減量化・リサイクルの促進に向けての取組

廃棄物の減量化とリサイクルを促進し、「ゴミゼロながさき」を形成するために、「1. ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動」、「2. 家庭系廃棄物に係る実践行動」、「3. 事業系廃棄物に係る実践行動」の3つの実践行動に取り組みます。

なお、各取組の際には、ながさき環境県民会議メンバーを中心として他団体や行政機関とも協力・連携し、取組の輪をより広げていきます。また、実践行動の内容や成果を評価・公表し、広く情報提供を行うとともに参加者の拡大等を図ります。

1. ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動

県民のゴミゼロ意識を確立するため、次のような取組を実践します。

■行動の基本方針■

- ごみの減量化やリサイクルを促進するため、県民一人ひとりが日常生活の中で自分のライフスタイルを見直して高い環境意識を持つこと、廃棄物問題に対する正しい理解が必要なことから子どもたちの模範となる私たち大人が、環境への意識を高め、一丸となつてごみの減量化・リサイクルに取り組んでいきます。
また、空きかんやたばこの吸い殻等のポイ捨てをやめるなどモラルの向上を図り、身近な環境美化にも努めます。
- 県内のみならず外国まで影響を及ぼす漂流・漂着ごみの発生を未然に防止する取組を身近なところから進めることが重要なことから、ごみの分別排出の徹底や環境美化などに関する意識の向上並びにその行動を推進するとともに、長崎県海岸漂着物対策推進計画（平成22年10月策定）に基づき、近隣諸国の自治体や地域住民、NPO等と連携し、マイクロプラスチックを含めた漂流・漂着ごみに関する問題意識の向上並びにその削減に向けた行動の推進に努めます。
- 事業系廃棄物の減量化・リサイクルを進めるためには、個々の事業者が日常業務の中で意識をもつことが重要なことから、業界が一体となって環境への意識を高め、廃棄物の減量化・リサイクルに取り組めます。
併せて、関係法令や分別方法を守り、不法投棄をはじめとする不適正処理の未然防止に努めます。

■県民、事業者、NPO、大学、行政の役割分担■

県民の役割	・家庭内や地域内で「ごみの減量化やリサイクル」に意識をもって積極的に取り組む。 ・空きかん・びん、使用済み容器包装、たばこの吸い殻等のポイ捨てをやめ、身近な環境美化に努める。 ・市町の分別収集のルールを守り、生ごみを出す際はしっかり水切りをする。
事業者の役割	・業界内において、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための普及・啓発活動を積極的に展開する。 ・事業所内のごみ減量化・リサイクル推進のための「自主的ルール」の作成に取り組む。
NPOの役割	・循環型社会の形成に必要な活動を行う。 ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力する。 ・各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を実践する。
大学の役割	・循環型社会の形成に必要な研究を進める。 ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力する。 ・最新の情報収集や、専門的な知識の発信などを行う。
行政の役割	・ゴミゼロ県民運動の活動を支援する。 ・様々な機会を通じて県民・事業者への継続的な情報提供・意識啓発活動を行うとともに、環境教育や環境学習を推進する。

■各団体の具体的な実践行動とその目標■

ながさき環境県民会議メンバーの具体的な取組とその目標は、次のとおりです。

①県民の取組	
長崎県地域婦人団体連絡協議会	
〈実践行動〉 ・全国婦人団体研究大会で海洋汚染など環境問題を学習する。 ・地域の婦人会で県環境アドバイザーの講演会を開催する。 ・県の会長会で、ごみの減量化、リサイクル、環境美化に取り組むことを話し合う。	〈目標〉 ・年1回 ・県内1～2地区 ・年1回
長崎県生活学校連絡協議会	
〈実践行動〉 ・県下各生活学校がごみ減量化に向けての取組を申し合わせる。 ・学習会を開催し、ゴミゼロながさき実践計画の目標値を周知するなど、ゴミゼロ意識の向上を図る。 ・環境月間、エコフェスタ等を通しゴミゼロ意識の啓発を行う。	〈目標〉 ・随時 ・県下生活学校15校 参加者200名 ・長崎市2校、佐世保市6校、諫早市3校、

・ごみ処理施設の見学を行い、関心を深める。 ・古紙回収及びリサイクル品のバザー等を行う。 ・生ごみの堆肥化やマイバッグの作り方、風呂敷の使い方などの講習会等について、学校等からの講師派遣要請に積極的に応じる。	参加者 120 名 ・随時 ・随時 ・随時
長崎県保健環境連合会	
〈実践行動〉 ・ながさき環境県民会議委員をはじめとする県内の住民団体・事業者・行政と連携し、ごみの減量化・リサイクル及び環境美化に関する意識の浸透を図る。 ・県及び各市町等と連携し、空きかん回収キャンペーン、一斉清掃などに積極的に協力し、実施する。 ・ゴミゼロながさきの推進に関して顕著な功績が認められる個人及び団体を表彰し、各行政機関等の表彰制度に該当する場合は積極的に推薦する。 ・実践活動を行う際には、県及び各市町の広報誌やホームページを活用して広く住民に情報提供を行い、積極的な参加を促す。	〈目標〉 ・県保環連 年 1 回 市町保環連 年 21 回（各地区） ・市町保環連 年 21 回（各地区） ・随時 ・随時
長崎県地球温暖化防止活動推進センター	
〈実践行動〉 ・センターが支援する県民向け学習会の中で、4R 等についての普及啓発を行い、県民の環境意識の向上を図る。	〈目標〉 ・随時
(公財)長崎県老人クラブ連合会	
〈実践行動〉 ・日頃から、地域貢献活動の一環として、地域における環境美化活動に取り組むとともに、これらの活動を通してゴミゼロ意識の確立を図る。 ・老人クラブ「社会奉仕の日」（9 月 20 日）を期して、全国一斉に全クラブ参加で、「美化活動」と「環境にやさしい活動」を実施する。 (1) 美化活動 ①公共施設等での花づくり、緑化 ②公共の場所の清掃・美化 など (2) 環境にやさしい活動 ①マイバッグ持参、節電などの呼びかけ ②資源ごみの回収 など	〈目標〉 ・県下全クラブで実施 ・県下全クラブで実施
NPO 法人環境カウンセリング協会長崎	
〈実践行動〉 ・学校と地域が連携した持続可能な地域づくりを担う ESD 人材育成普及の仕組みづくりと実践を行う。 ・漂着ごみ発生抑制の為の海岸清掃活動及びワークショップの開催に取り組む。	〈目標〉 ・約 200 人 ・約 200 人

・事業者の取組を支援するため、ISO14001 やエコアクション 21 に基づく環境マネジメントシステム構築を支援する人員を配置する。 ・エコアクション 21 について、事業者の知識と理解を深めるための講習会等を開催する。(自治会イニシアティブ・プログラム) ・買い物袋持参運動へ積極的に参加できるよう、レジ袋削減活動とともに普及啓発に努める。	・随時 ・年 4 回 ・随時
--	--

②事業者の取組

長崎商工会議所

〈実践行動〉 ・廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、県下 8 つの商工会議所に積極的な取組を呼び掛ける。	〈目標〉 ・随時
--	---

長崎県商工会連合会

〈実践行動〉 ・ごみの排出抑制とリサイクル推進のため啓発活動・広報・研修会（講習会）を実施するとともに、関係機関等が実施する啓発活動・広報・研修会（講習会）等について県下 20 商工会へ周知する。 ・容器包装リサイクル法を 20 商工会へ周知する。 ・20 商工会に自主行動計画策定指導を呼びかけるとともに、20 商工会は会員事業所等に自主行動計画の策定を呼びかける。 ・日本容器包装リサイクル協会からのお知らせ等を、20 商工会を通じて会員事業所等へ周知する。	〈目標〉 ・年 1 回 ・年 4 回 ・随時 ・随時
---	--

長崎県中小企業団体中央会

〈実践行動〉 ・廃棄物の減量化・リサイクルを行うため、事業所内ルールに基づき、分別回収を実践する。 ・ごみの減量化に向けた取組等をホームページや月刊誌を通じて、会員への情報提供を行う。 ・エコアクション 21 の認証登録について、周知説明機会を設け、制度の PR に協力する。 →本会事業である「地域協同組合等連絡会」（県内 5～8 地区：県南、県北、県央、島原、離島地区）において地域組合管理者等との意見交換会を行う事業）において、EA21 事務局から事業の説明と説明会の周知を行う。	〈目標〉 ・随時 ・随時 ・年 5～8 回
---	--

長崎県農業協同組合中央会

〈実践行動〉 ・廃棄物の減量化・リサイクルを行うため、事業所内ルールに基づき、分別回収を実践する。	〈目標〉 ・随時
--	---

長崎県漁業協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・ ホームページや機関紙等を通じ、ごみに関する制度や一般的なゴミの減量化方法等について情報提供を行う。 ・ 古紙回収の実施	〈目標〉 ・ 随時 ・ 月 1 回
長崎百貨店会	
〈実践行動〉 ・ 廃棄物減量化及びリサイクル推進のため、事業所内のルールを定め自主行動計画を策定するとともに、廃棄物対策の担当部署が点検、指導を実施することで従業員の意識確立に取り組む。 ・ 業界団体（日本百貨店協会）の「スマートラッピング」キャンペーンへ積極的に取り組み、“マイバッグ”運動を推進する。	〈目標〉 ・ 前年度排出量対比を示し削減目標を設定する。 ・ 毎月 5 日 「スマートラッピングの日」の普及活動。
長崎県生活協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・ 廃棄物の抑制と再資源化を推進する。そのための職員教育を推進する。	〈目標〉 ・ 年 1 回
長崎県食料産業クラスター協議会	
〈実践行動〉 ・ 廃棄物の減量化 ・ リサイクルを行うため、各事業所での取組目標を設定、自主行動計画（事業所内ルール）の策定、各団体会員への研修会の実施、担当部門の設置、ISO14001 の認証取得やエコアクション 21 の認証登録など、各業界団体の実態に沿ったゴミゼロ意識の確立の実践を行う。	〈目標〉 ・ 自主行動計画策定検討事業所数 21 団体
生活協同組合ララコープ	
〈実践行動〉 ・ 廃棄物排出量を削減する。 ・ リサイクル品回収量を向上させる。 ・ レジ袋の使用を削減する。 ・ ゴミを排出する際の分別を徹底する。（廃棄物、資源物） ・ 店舗から排出される生ごみの堆肥化を継続する。 ・ コピー用紙の使用状況を把握する。	〈目標〉 ・ 前年度対比で削減を目指す（▲ 1 %以上） ・ 前年度対比で増加を目指す（+ 1 %以上） ・ 前年度対比で削減を目指す（▲ 1 %以上） ・ 前年度対比で増減を確保（± 1 %以上） ・ 前年並みで推移（堆肥化率 8 0 %を確保） ・ 前年対比で削減を目指す（▲ 1 %以上）
（一社）長崎県建設業協会	
〈実践行動〉 ・ ISO14001、エコアクション 21 認証登録に関する情報提供を行う。	〈目標〉 ・ 随時

食品容器環境美化協会長崎地方連絡会議	
〈実践行動〉 ・全国組織で展開実施している「小中学校の環境美化の取組に対する表彰制度」に県内小中学校を推薦し、環境美化教育の支援・啓発を行う。また、同じく環境美化活動の実践において優良である市民団体を推薦し表彰する。 ・自治体と市民・地元企業のパートナーシップによる「まち美化アダプトプログラム」の普及支援活動を推進する。	〈目標〉 ・全国表彰規定に基づく ・随時
(公財)長崎県生活衛生営業指導センター	
〈実践行動〉 ・廃棄物の減量化・リサイクルを行うため、各事業所での取組目標の設定、自主行動計画の策定など、それぞれの実態に応じたゴミゼロ意識の確立の実践を関係団体に呼びかける。	〈目標〉 ・随時
(一社)長崎県産業資源循環協会	
〈実践行動〉 ・会員に対し、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主行動計画の策定を呼びかける。 ・プラスチック資源循環法に対応するため、情報収集や提供を行う。	〈目標〉 ・随時 ・随時
長崎県クリーン事業協同組合	
〈実践行動〉 ・各組合員に対して、ISO14001、エコアクション 21 等の認証取得、登録に向けた勉強会、研修会に積極的に参加するよう呼びかける。 ・会員個々の事業を行う中で、環境保全の日常管理（廃棄物削減、リサイクル率向上、省エネルギー化）の実施を呼びかける。	〈目標〉 ・年 1 回通常総会にて実施 ・随時
日本たばこ産業(株)九州支社長崎支店	
〈実践行動〉 ・たばこのポイ捨てをゼロにするべく、ルールに基づいた禁煙場所を確保する。	〈目標〉 ・随時
三菱重工業(株)長崎造船所	
〈実践行動〉 ・リサイクル状況の所内発信	〈目標〉 ・2 回／年
ソニーセミコンダクタ(株)長崎テクノロジーセンター	
〈実践行動〉 ・廃棄物削減を行うために、中期的な削減目標を設定し推進する。 ・リサイクルを推進し、埋立率を減らしていく。 ・事業所内の環境管理体制に基づき、廃棄物発生量などの状況を社員へ周知する。	〈目標〉 ・2020 年度を基準に、生産数量あたりの廃棄物発生量（原単位）を 2025 年度までに 5%削減 ・埋立率を 1%以下 ・1 回／2 ヶ月

九州電力㈱長崎支社	
〈実践行動〉 ・廃棄物のゼロエミッション活動を展開するとともに、社内への周知を図る。 ・廃棄物の適正な管理・処理及び3Rの徹底を図る。 ・環境活動を通じたゴミゼロ意識の啓発を実施する。	〈目標〉 ・随時実施 ・随時実施 ・随時実施
(公社) 長崎県林業公社	
〈実践行動〉 ・ながさき環境県民会議等への参加を積極的に促す。 ・事務所内のごみ減量化のために水筒の持参。ヤクルト等空き容器のリサイクル等の呼びかけ啓発を行う。 ・ゴミゼロの意識確立に取り組む。 ・マイバッグを持参する。	〈目標〉 ・年3回程度 ・随時 ・随時 ・随時
ながさきオフィスエコクラブ	
〈実践行動〉 ・会員の事務所などから排出される事業系古紙（ダンボール・コピー用紙、シュレッター済紙、雑誌、新聞等）について、単独の事業所では量が少ないためその回収・リサイクルが難しかったものを、共同でルート回収する。 ・会員は単独で行政回収に出すよりも、廃棄コストを抑えることができることはもとより、焼却処理からリサイクルに回すことで循環型社会の構築にも貢献することができる。 ・学校関係では古紙回収のみならず、特別回収品目として、学乳パック・樹脂製キャップの回収も実施している。	〈目標〉 ・長崎市内又はその周辺地域の事業所において事業を営む者が、古紙回収業界と協力して、事業系古紙の効率的な回収を行うことを通じ、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の実現に寄与する。
長崎県飲業生活衛生同業組合	
〈実践行動〉 ・廃棄物の減量化・リサイクルを行うため各店舗での取組目標の設定など、各店舗の実態に沿ったゴミゼロ意識の確立の実践を呼びかける。	〈目標〉 ・随時

③行政の取組

長崎県県民生活環境部

〈実践行動〉 ・ながさき環境県民会議を開催し、実践計画の進捗管理、評価などを行う。 ・ホームページを活用し、ごみに関する制度や県内状況、一般的なごみの減量化方法等について情報提供を行う。 ・テレビやラジオのスポット放送等を活用してゴミゼロ活動を始めとする各種取組についての情報提供と周知を行う。また、各取組の実施にあたっては、県及び市町等の広報誌やホームページを活用し、広く県民に周知する。	〈目標〉 ・会議開催年3回程度 ・随時 ・随時
--	--

・県民・事業者・市町等がごみ減量化、リサイクルをはじめとする環境保全に関する県民運動として実施する研修会・学習会等を支援する。 ・廃棄物の減量化、リサイクルに取り組む事業者が策定する自主行動計画の普及を図るため、策定要領の周知等支援を行う。 ・住民団体や学校、事業所等において廃棄物の減量化、リサイクルに積極的に取り組んだ団体・個人の表彰を行う（ながさき環境県民会議表彰）。 ・地域でのごみ減量化及びリサイクルの推進を始めとする環境美化活動について顕著な功績のある個人又は団体を表彰する（長崎県環境保全功労者表彰）。また、国等の関係機関の表彰制度に該当する場合は積極的に推薦する。 ・6月の環境月間に空きかん等回収キャンペーンやゴミゼロを含めた環境保全に関する街頭キャンペーンを実施する。（各市町） ・学校において児童・生徒等を対象に生ごみのリサイクルに関する体験学習を推進する。 ・住民及び事業者が自ら連携して取組を行う場合、行政として後押しをする。 ・各取組の実施にあたっては、県庁内他部局とも可能な限り連携を図る。	・随時 ・随時 ・表彰件数：年1回 ・表彰件数：年1回 ・21市町 ・随時 ・随時 ・随時
長崎県都市教育長協議会	
〈実践行動〉 ・教科等指導を通して ①地域のごみの実態調査や、分別、リサイクル、再利用などの学習を通して、健康や生活環境を守ることの大切さについて理解を深める。 ②日本の公害やごみ問題について学習を深め、問題の重大さとその解決のための意識の高揚を図る。 ③技術と環境・エネルギー・資源との関係を理解させ、環境や資源に配慮した生活を工夫し、実践しようとする意欲と態度を養う。 ・道徳教育を通して ①法やきまりの遵守、公德心を養うとともに、社会連帯の大切さについて理解を深める。 ②勤労や奉仕の精神の高揚を図る。 ・特別活動を通して ①学校周辺や地域の「ごみ拾い」や「空きかん拾い」などの勤労生産・奉仕的行事を通して、ごみ問題の深刻さや不法投棄の実態を知るとともに、進んで問題を解決しようとする態度を養う。 ・その他の取組を通して ①給食用牛乳パックのリサイクルを促進する。 ②給食において、どうしても残ったものや生ごみの堆肥化への	〈目標〉 ・ごみ処理やリサイクル施設の見学、出前授業の活用：市内全小学校で見学等実施 ・随時 ・各校年1回以上実施 ・実施校調査

利用を促進する。 ③毎日の学校生活の中で「ごみ」を出さない運動を展開する。 ④P T Aと協力して、「物を大切に使う運動」を展開する。 ⑤環境教育（ごみ問題）に係る講師を招聘する。 ⑥再生紙や裏紙を利用する。	
長崎県町村教育長会	
〈実践行動〉 ・教科等指導を通して ①地域のごみの実態を調査し、分別、リサイクル、再利用などの学習を通して、国民の健康や生活環境を守ることの大切さを学習させる。 ②日本の公害問題やごみ問題について学習を深め、問題の重大さとその解決のための意識の高揚を図る。 ③技術と環境・エネルギー・資源との関係を理解させ、環境や資源に配慮した生活を工夫し、実践できるよう指導する。 ・総合的な学習の時間を通して 地域の「ごみの問題」に取り組ませ、地域のごみの問題点を理解させるとともに、学習結果の発表を通して全校の児童・生徒並びに地域住民への啓発を図る。 ・道徳教育を通して ①法やきまりの遵守、公德心を養うとともに、社会連帯の大切さを理解させる。 ②勤労や奉仕の精神の高揚を図る。 ・特別活動を通して ①勤労生産・奉仕的行事を通して、学校周辺や地域の「ごみ拾い」や「空きかん拾い」などの行事を行い、ごみ問題の深刻さや不法投棄の実態を知る。 ・その他の取組を通して ①食材の食べきり・使いきり、生ごみの水切り等により排出を抑制する。 ②給食の残飯や生ごみの堆肥化への利用を促進する。 ③毎日の学校生活の中で「ごみ」を出さない運動を展開する。 ④P T Aと協力して、「物を大切に使う運動」を展開する。 ⑤環境教育（ごみ学習）への講師を招聘する。 ⑥再生紙を利用する。	〈目標〉 ・ごみ処理やリサイクル施設の見学：市内全小学校で見学等実施 ・小・中学校ともに発表会を持つ ・随時 ・各校年1回以上実施 ・実施校調査
市町等	
〈実践行動〉 ・市町等が作成する「一般廃棄物処理計画」に基づいて、各市町等が取り組む発生抑制対策などの情報を地域住民等へ積極的に提供する。 ・ながさき環境県民会議の活動と連動した環境教育・環境学習を市町教育委員会と連携して推進する。	〈目標〉 ・随時 ・随時

2. 家庭系廃棄物に係る実践行動

家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の減量化・リサイクルを促進し、「ゴミゼロながさき」を形成するため、私たちは次の5つの取組を実践します。

取組その1：ごみの分別の徹底

各市町の分別のルールに従い、ごみの分別排出を徹底し、資源として再生利用できる資源ごみは無駄にしないよう努めます。各家庭や事業所などで取組を徹底することによって、ごみの減量化やリサイクルを進めます。

(取組効果)

分別を徹底し、ごみをリサイクルすると	牛乳パック	-30 g
	アルミ缶 (350ml)	-15 g
	スチール缶 (200ml)	-30 g
	新聞紙 (朝刊 1 日分)	-200 g
	週刊誌	-300 g

取組その2：容器・包装等の使用の抑制

びん、かん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物は、ごみに占める割合が高く、容積比で5～6割、重量比で約2割に達していることから、同じものでも繰り返し使えるリターナブル容器入りの製品を選択する、不必要な容器や包装紙などの使用をできるだけ抑制するなど、ごみの発生を未然に防ぐよう努めます。

ただし、どうしてもごみとして排出する場合は、容器包装リサイクル法に従い、確実にリサイクルを行います。

(取組効果)

詰め替えできる商品を選ぶと	洗濯洗剤容器	-60 g
	食器洗い洗剤容器	-30 g
	シャンプー容器	-60 g

取組その3：食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制

食材の食べきり使いきりなどによる食品ロスの削減や生ごみの水切りや堆肥化などの取組による生ごみの発生抑制・減量化に努めます。

(取組効果)

食べ残しをしないと	ごはん（1膳）	-150 g
	レタス（1玉）	-300 g
	たまねぎ（1個）	-200 g
	にんじん（1本）	-150 g
	大根（1/3本）	-300 g

生ごみの水切りを すると	水きりによる生ごみの削減 量	生ごみの重量の 約1割
-----------------	-------------------	----------------

取組その4：再使用・再生利用の促進

そのままの形で再使用する(不要品のガレッジセールなど)ことや、ごみとなったものを原材料として新しいものに作りかえるリサイクルを進めます。

また、「大量消費」「大量廃棄」を続けるのではなく、「使えるものは修理して長く使う」という意識をもって、様々な工夫を行います。

今まで焼却処理や埋立処分を行っていたごみの再資源化をより一層推進します。

(取組効果)

繰り返し使えるもの を返却すると	クリーニングハンガー	-40 g
---------------------	------------	-------

取組その5：散乱ごみ対策の推進

快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るため、「ポイ捨てをしない」モラルの向上に努め、環境美化活動等に取り組みます。

取組 その１：ごみの分別の徹底

■行動の基本方針■

- 各市町の分別のルールに従い、ごみの分別排出を徹底し、資源として再生利用できる資源ごみを無駄にしないよう努めます。
- 各家庭や事業所などで取組を徹底することによって、ごみの減量化やリサイクルを進めます。

■県民・事業者・行政の役割分担と具体的な取組項目■

県民の役割	・市町等の計画に沿った分別排出に努める。
事業者の役割	・ごみとして出すことを考え、分別しやすい製品の供給に努める。
行政の役割	・地域の特性に応じた分別収集の推進と地域住民等への周知徹底に努める。 ・容器包装リサイクル法など各種リサイクル法の円滑な実施を図る。

①県民の取組

長崎県地域婦人団体連絡協議会

〈実践行動〉 ・家庭でのごみの分別はもちろん、地区のごみ分別や資源ごみ回収にも協力する。	〈目標〉 ・各地区随時
---	----------------

長崎県生活学校連絡協議会

〈実践行動〉 ・各地域でのごみ排出時の分別状況調査を行うとともに分別徹底の手助けをする。また、調査結果をもとに行政と対話を行う。	〈目標〉 ・県下生活学校 15 校 参加者 200 名
---	-----------------------------------

長崎県保健環境連合会

〈実践行動〉 ・市町保環連は、住民団体や事業者と協力し、ごみの分別の徹底に関する実践活動を行う。県保環連は、市町保環連が行う実践活動を支援する。	〈目標〉 ・市町保環連年 10 回
---	----------------------

②事業者の取組	
長崎県農業協同組合中央会	
〈実践行動〉 ・廃棄物の分別回収、資源の節約・再生利用に関する啓発活動を行う。	〈目標〉 ・随時
㈱浜屋百貨店	
〈実践行動〉 ・リサイクル推進のため、古紙の分別の強化に努める。 ・朝礼等を活用し、フロア別に分別内容の周知徹底に努める。弁当容器の分別を徹底する。	〈目標〉 ・随時 ・年1、2回
長崎県生活協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・弁当容器の分別を徹底する。	〈目標〉 ・随時
(一社)長崎県産業資源循環協会	
〈実践行動〉 ・廃棄物の分別、資源の節約・再生利用に関する啓発活動を行う。	〈目標〉 ・随時
生活協同組合ララコープ	
〈実践行動〉 ・可燃不燃、資源物の分別を行い、処理を行う。	〈目標〉 ・ごみの分別を丁寧に実施する。
(一社)長崎県建設業協会	
〈実践行動〉 ・廃棄物の分別、資源の節約・再利用に関する啓発活動を行う。	〈目標〉 ・随時
③行政の取組	
長崎県県民生活環境部	
〈実践行動〉 ・国の関連制度等を市町等担当職員へ提供するとともに、研修会を開催してごみ減量化やリサイクル推進業務の向上に努める。	〈目標〉 ・研修会年2回
市町等	
〈実践行動〉 ・地域の特性に応じた分別収集を行い、資源化できる容器包装などのごみは積極的に再資源化処理を行う。結果として、長崎県廃棄物処理計画に掲げる令和7年度の目標達成に努める。	〈目標〉 ・随時

取組 その２：容器・包装等の使用の抑制

■行動の基本方針■

- びん、かん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物は、ごみに占める割合が高く、容積比で５～６割、重量比で約２割に達していることから、同じものでも繰り返し使えるリターナブル容器入りの製品を選択します。
- 不必要な容器や包装紙などの使用をできるだけ抑制するなど、ごみの発生を未然に防ぐよう努めます。
- ただし、どうしてもごみとして排出する場合は、容器包装リサイクル法に従い、確実にリサイクルを行います。
- プラスチック資源循環法に従い、新しい基準に沿った取組を行います。

■県民・事業者・行政の役割分担と具体的な取組項目■

県民の役割	・ 不必要な容器や包装を断る。
事業者の役割	・ 製造・販売者として、できるかぎり容器・包装等の削減に努め、環境にやさしい素材への転換を図る。 ・ 事業者は、その事業において用いた、又は製造・輸入した一定量の容器包装について、リサイクルを行う。
行政の役割	・ 容器包装リサイクル法の円滑な実施を図る。 ・ 容器包装の使用抑制のため県民や事業者の取組を支援する。

①県民の取組

長崎県地域婦人団体連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・ マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋やペットボトルの使用を減らす。	・ 随時
・ 容器の再利用のため、詰め替えできるものを買う。	・ 随時
・ 使い捨てのスプーン、フォークなどは利用しない。	・ 随時

長崎県生活学校連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・ 買い物袋持参運動を推進する。	・ 随時
・ 様々な機会を通して廃傘を利用したマイバッグ作成方法や風呂敷の使い方を広め、マイバッグや風呂敷の普及を図る。	・ 随時
・ リターナブル商品、詰替商品、リサイクル商品の購入を推進する。	・ 県下生活学校 15 校 参加者 300 名

長崎県保健環境連合会	
〈実践行動〉 ・市町保環連は、住民団体や事業者と協力し、容器・包装等の使用の抑制に関する実践活動を行う。県保環連は、市町保環連が行う実践活動を支援する。	〈目標〉 ・市町保環連年10回
長崎県地球温暖化防止活動推進センター	
〈実践行動〉 ・買い物時にはマイバッグを持参する。また、県民向け学習会の中でも呼びかける。	〈目標〉 ・随時
NPO法人環境カウンセリング協会長崎	
〈実践行動〉 ・買い物袋持参運動へ積極的に参加できるよう、レジ袋削減活動と共に普及啓発に努める。	〈目標〉 ・随時

②事業者の取組	
長崎県商工会連合会	
〈実践行動〉 ・マイバッグ推進運動を実施する。	〈目標〉 ・随時
長崎県漁業協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・簡易包装の推進を図る。 ・マイバッグを持参する。	〈目標〉 ・随時 ・随時
長崎百貨店会	
〈実践行動〉 ・簡易包装、簡易のしの利用促進 ・過剰包装防止の徹底 ・「スマートラッピング」キャンペーンへの取組	〈目標〉 ・随時 ・随時 ・随時
長崎県生活協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・簡易包装の利用を徹底する。 ・マイバッグを持参する。	〈目標〉 ・購入時 ・随時
食品容器環境美化協会長崎地方連絡会議	
〈実践行動〉 ・関係する取引先の廃棄物の処理についての「システムづくりと啓発活動」に取り組む。 ・リターナブルびんの回収の仕組みについても、関係先に対して更なる協力を要請する。	〈目標〉 ・随時 ・随時
(一社)長崎県産業資源循環協会	
〈実践行動〉 ・マイバッグの持参率の向上に取り組む。	〈目標〉 ・随時

生活協同組合ララコープ	
〈実践行動〉 ・お買い物袋の持参運動を継続実施する。	〈目標〉 ・レジ袋の使用量を削減する。
(一社) 長崎県建設業協会	
〈実践行動〉 ・マイバッグを持参する。	〈目標〉 ・随時
九州電力(株)長崎支社	
〈実践行動〉 ・マイボトル・マイ箸の利用推進を図る。	〈目標〉 ・随時実施
(公社) 長崎県林業公社	
〈実践行動〉 ・マイバッグを持参する。	〈目標〉 ・随時

③行政の取組	
長崎県県民生活環境部	
〈実践行動〉 ・消費者及び事業者双方の自主的取り組みによりスーパー等で買い物客に提供されるプラスチック製品（レジ袋、スプーン等）の削減を図るため、住民団体・事業者・市町等と連携してプラスチック4R運動を展開する。また、県内各店舗等へ参加・協力を要請し、啓発ポスター等を配布する。 ・国の関連制度等を市町等担当職員へ情報提供するとともに、研修会を開催してごみの減量化やリサイクル推進業務の向上に努める。	〈目標〉 ・協力要請店舗等 1,000 店舗 ・研修会年2回
市町等	
〈実践行動〉 ・容器包装廃棄物は、市町分別収集計画に基づいて着実に分別収集を行い、再資源化処理を行う。 ・プラスチック4R 運動について、市町等独自の取組を通して、プラスチック製品（レジ袋、スプーン等）の削減に努める。	〈目標〉 ・随時 ・随時

取組 その３：食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制

■行動の基本方針■

○食材の食べきり使いきりなどによる食品ロスの削減及び生ごみの水切りや堆肥化などの取組による生ごみの発生抑制・減量化に努めます。

■県民・事業者・行政の役割分担と具体的な取組項目■

県民の役割	・必要以上に買わない、整理して適切な時期までに使いきる、食べ残しをしないなど食材を無駄にしないように心掛ける。 ・生ごみは捨てる前に水切りするなど、できるかぎり生ごみの発生抑制に努める。
事業者の役割	・家庭からの生ごみの発生抑制を側面から支援する。 ・自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。
行政の役割	・食品リサイクル法、食品ロス削減推進法の円滑な実施を図る。 ・県民や事業者の取組を制度的・技術的に支援する。

①県民の取組

長崎県地域婦人団体連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・各家庭で生ごみ堆肥を作るほか、子ども達や地域の人達にも作り方の指導を行う。	・随時
・食材を無駄にしないようエコクッキングに努める。	・随時
・買いすぎ、作りすぎをしない。	・随時

長崎県生活学校連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・食品ロス削減運動の推進 全国生活学校の統一運動として削減運動を実施する。	・県下生活学校 15 校 500 名
・段ボールコンポストの推進 県下各生活学校でボカシを使って生ごみの堆肥化を図る。	・県下生活学校 15 校 500 名

長崎県保健環境連合会

〈実践行動〉	〈目標〉
・市町保環連は、住民団体や事業者と協力し、生ごみの発生抑制に関する実践活動を行う。県保環連は、市町保環連が行う実践活動を支援する。	・市町保環連年 10 回

長崎県地球温暖化防止活動推進センター	
〈実践行動〉 ・極力食べ残しはしないように心がける。また、県民向け学習会の中でも呼びかける。	〈目標〉 ・随時

②事業者の取組	
長崎県漁業協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・食品廃棄物の再生利用や減量化のための情報提供を行う。	〈目標〉 ・随時
長崎県生活協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・食べ残しをしないよう、食品ロス削減の啓発を行う。	〈目標〉 ・昼食時
株式会社 浜屋百貨店	
〈実践行動〉 ・生鮮惣菜担当における無駄の少ない商品製造、仕入れを促進する。	〈目標〉 ・随時
生活協同組合 ララコープ	
〈実践行動〉 ・店舗の生鮮食品の発注量と販売量のバランス管理を行い、食品ロス削減を行う。	〈目標〉 ・食品の取り扱いの管理強化により食品残さを削減(ロス削減)する。
(一社)長崎県産業資源循環協会	
〈実践行動〉 ・食品廃棄物の再生利用や減量化のための情報提供を行う。 ・食べ残しによるごみを減らすため、食への感謝・もったいないの気持ちを持って、「3010運動」を実践する。	〈目標〉 ・随時 ・随時
(公社)長崎県林業公社	
〈実践行動〉 ・食べ残しをしないよう、食品ロス削減の啓発を行う。	〈目標〉 ・随時

③行政の取組	
長崎県県民生活環境部	
〈実践行動〉 ・生ごみ減量化リーダーネットワークながさきや生ごみ堆肥化を行うNPO団体、住民団体等の協力を得て、各地域で開催される生ごみリサイクルの講習会等を支援する。 ・学校における児童・生徒等を対象に生ごみのリサイクルに関する体験学習を推進する。 ・国の関連制度等を市町等担当職員へ情報提供するとともに、研修会を開催してごみの減量化やリサイクル推進業務の向上に努める。 ・食品ロス削減に向けて飲食店等を中心とした協力店の登録を行い、県のホームページ等で取組内容を公表するとともに、啓発資材を配布し事業者及び各県民の意識啓発を図る。	〈目標〉 ・随時 ・随時 ・研修会年2回 ・随時

・食品ロス削減に関する広報活動やイベントの開催、フードバンク支援により県民への普及啓発を行い、意識の向上を図る。	・随時
市町等	
〈実践行動〉 ・生ごみ処理機購入助成制度などの支援制度の継続・拡充・創設を行う。 ・生ごみの堆肥化やリサイクルに取り組む地域団体等を支援する。 ・堆肥化された後の堆肥活用方法についても検討する。	〈目標〉 ・随時 ・随時 ・随時
長崎県都市教育長協議会	
〈実践行動〉 ・給食の残飯や生ごみの堆肥化への利用を促進する。	〈目標〉 ・随時
長崎県町村教育長会	
〈実践行動〉 ・給食の残飯や生ごみの堆肥化への利用を促進する。	〈目標〉 ・随時

取組 その４：再使用・再生利用の促進

■行動の基本方針■

- 「そのままの形で再使用する」リユース(不要品のガレージセールなど)や、「ごみとなったものを原材料として新しいものに作りかえる」リサイクルを進めます。
- 「大量消費」「大量廃棄」を続けるのではなく、「使えるものは修理して長く使う」という意識をもって様々な工夫を行います。
- 今まで焼却処理や埋立処分を行っていたごみの再資源化を、より一層推進します。
- プラスチック資源循環法に基づく、環境に配慮した製品の販売・購入を進めます。

■県民・事業者・行政の役割分担と具体的な取組項目■

県民の役割	・家庭における再使用可能製品・リサイクル製品の積極的な使用や地域における不用品リサイクルの推進に努める。
事業者の役割	・製造・販売者として、再使用可能製品・リサイクル製品の積極的な開発・販売に努める。
行政の役割	・各種リサイクル法の円滑な実施を図る。 ・地域・地区における不用品リサイクルネットワークづくりなどの啓発・支援を実施する。

①県民の取組

長崎県地域婦人団体連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・古布や傘の布を利用してマイバッグを作る。	・随時
・廃油石鹸づくりを地域に広める。	・随時

長崎県生活学校連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・廃傘を利用したマイバッグ作成の普及を図る。	・県下生活学校 10 校 参加者 100 名

長崎県保健環境連合会

〈実践行動〉	〈目標〉
・市町保環連は、住民団体や事業者と協力し、再使用・再生利用の促進に関する実践活動を行う。県保環連は、市町保環連が行う実践活動	・市町保環連年 10 回

を支援する。	
長崎県地球温暖化防止活動推進センター	
〈実践行動〉 ・昼食時にはマイ箸を使用し、付属していた未使用の割り箸は販売店へ返却する。 ・裏紙利用を促進し、両面使用後は古紙回収を徹底する。 ・学習会の中で、新聞紙を使ったマイバッグの作り方を伝え、再使用・再生利用、レジ袋の削減を呼びかける。	〈目標〉 ・随時 ・随時 ・随時

②事業者の取組	
長崎県漁業協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・焼却処理を行っていたトレイやクリーニングハンガーなどの再生資源化を推進する。	〈目標〉 ・随時
長崎県生活協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・新聞紙の回収を行う。	〈目標〉 ・随時
(株)浜屋百貨店	
〈実践行動〉 ・可燃ごみに含まれる古紙をリサイクルするために分別を徹底する。	〈目標〉 ・随時
長崎県クリーン事業協同組合	
〈実践行動〉 ・生びん回収を継続して実施する。(県央地区) ・可燃ごみに入れている雑古紙等を、子ども会・自治会が行う集団回収に出すように団体側に呼びかけを行う。	〈目標〉 ・100 団体以上 ・年 1 回以上啓発文を発送
(一財) 長崎県産業資源循環協会	
〈実践行動〉 ・古紙回収を積極的に推進する。 ・グリーン調達に積極的に取り組む。	〈目標〉 ・随時 ・随時
生活協同組合ララコープ	
〈実践行動〉 ・トレイの使用と廃棄状況を把握する。 ・生協商品の利用者(組合員)へのリサイクル品回収の呼びかけを継続実施する。 ・内部で利用資材のリサイクル化を継続実施する。	〈目標〉 ・廃棄物を削減しリサイクル資源物を増加(取引先と連動したリサイクル化)させる。
(一社) 長崎県建設業協会	
〈実践行動〉 ・雑誌類の集団回収を推進する。	〈目標〉 ・随時
(公社) 長崎県林業公社	
〈実践行動〉 ・社内文書は両面コピー、裏紙使用を徹底する。 ・事務所間での郵便は使用済み封筒の再利用を行う。	〈目標〉 ・随時 ・随時

③行政の取組	
長崎県県民生活環境部	
〈実践行動〉 ・環境月間中の6月8日を「県民リサイクルの日」に設定し、各市町等において県民・事業者・行政が一体となった各地域の特性に応じた事業を実施する。 ・学校における児童・生徒等を対象に生ごみのリサイクルに関する体験学習を推進する。 ・プラスチック4R運動を展開し、プラスチック製品の再使用・再生利用に関する意識の普及を図る。 ・国の関連制度等を各市町等担当職員へ提供するとともに、研修会を開催してごみ減量化やリサイクル推進業務の向上に努める。	〈目標〉 ・21市町 ・随時 ・随時 ・研修会年2回
市町等	
〈実践行動〉 ・容器包装廃棄物は、市町分別収集計画に基づいて着実に分別収集を行い、再資源化処理を行うとともに、焼却や埋立処分を行っている他の廃棄物についても可能な限り再資源化を推進する。 ・リサイクルセンター等に搬入された粗大ごみ等について、可能なものは修理し、住民へ配布するなどの再使用を行う。 ・各種イベント、施設見学及び講演会の開催並びに広報誌の発行など、いろいろな機会を通じて地域住民へ再使用・再生利用に関する意識の普及を図る。	〈目標〉 ・随時 ・随時 ・随時
長崎県都市教育長協議会	
〈実践行動〉 ・PTAと協力して、「物を大切に使う運動」を展開する。	〈目標〉 ・随時
長崎県町村教育長会	
〈実践行動〉 ・PTAと協力して、「物を大切に使う運動」を展開する。 ・学校において、ペットボトルキャップ等のリサイクル品の回収を行い、資源化を図る。	〈目標〉 ・随時 ・随時

取組 その５：散乱ごみ対策の推進

■行動の基本方針■

○快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るため、「ポイ捨てをしない」モラルの向上に努め、環境美化活動等に取り組みます。

■県民・事業者・行政の役割分担と具体的な取組項目■

県民の役割	・ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努める。 ・市町などが行う空き缶回収キャンペーンなどに積極的に参加する。
事業者の役割	・ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努める。 ・河川や道路等におけるアダプト団体や愛護団体の登録制度などを活用し、清掃・美化活動に取り組むことによって、身近な環境の美化に努める。
行政の役割	・環境美化に関する啓発及び巡回指導を実施する。

①県民の取組

長崎県地域婦人団体連絡協議会

〈実践行動〉	〈目標〉
・子ども達や地域の人達と空き缶・空き瓶・ペットボトル等ごみ拾いを行う。	・年１～２回

NPO 法人環境カウンセリング協会長崎

〈実践行動〉	〈目標〉
・漂着ごみ発生抑制のための海岸清掃活動及びワークショップの開催に取り組む。	・約 200 人

②事業者の取組

長崎県商工会連合会

〈実践行動〉	〈目標〉
・地域の環境美化運動（クリーン作戦）を実施する。	・随時

長崎県漁業協同組合連合会

〈実践行動〉	〈目標〉
・関係団体と一体となり、浜の環境美化活動に取り組む。	・随時

長崎県生活協同組合連合会	
〈実践行動〉 ・ 事務所内外周辺の清掃に取り組む。(心掛ける。)	〈目標〉 ・ 週 1 回
(一社)長崎県産業資源循環協会	
〈実践行動〉 ・ 6月の「空きかん回収キャンペーン」やアダプトプログラム等にて、空きかんなどの散乱ごみの回収を実施する。 ・ 九州の各県青年部会にて環境月間に一斉清掃を実施する。	〈目標〉 ・ 年 1 4 回 ・ 年 1 回
生活協同組合ララコープ	
〈実践行動〉 ・ 年間計画の中で定期的に行っている事業所周辺の清掃実施の中で散乱ごみについても対応する。 ・ 町内からの案内に応じて川の内外清掃に協力参加する。	〈目標〉 ・ 随時 ・ 随時
日本たばこ産業(株)九州支社長崎支店	
〈実践行動〉 ・ 「ひろえば街が好きになる運動」を実施する。 ・ 販売組合と J T によるボランティア清掃を実施する。	〈目標〉 ・ ながさきみなとまつりにて展開 ・ 年約 4 0 回実施
(公社)長崎県林業公社	
〈実践行動〉 ・ 社員による事務所周辺の清掃活動を実施する。	〈目標〉 ・ 随時
九州電力(株)長崎支社	
〈実践行動〉 ・ アダプトプログラムを通じた事業所周辺清掃活動を実施する。 ・ 自治体主催の清掃活動への社員の積極的参加呼びかけをする。	〈目標〉 ・ 随時 ・ 随時

③行政の取組

長崎県県民生活環境部	
〈実践行動〉 ・ 未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」の指定を行い、巡回指導を行う。	〈目標〉 ・ 随時
長崎県都市教育長協議会	
〈実践行動〉 ・ 「ゴミゼロ県民運動」と連動した環境教育・環境学習として、小中学校の教科等指導、道徳教育、特別活動の勤労生産・奉仕的行事、学校内でのリサイクル、環境美化活動の実践をする。	〈目標〉 ・ 随時
長崎県町村教育長会	
〈実践行動〉 ・ 「ゴミゼロ県民運動」と連動した環境教育・環境学習として、小中学校の教科等指導、道徳教育、特別活動の勤労生産・奉仕的行事、学校内でのリサイクル、環境美化活動の実践をする。	〈目標〉 ・ 随時

3. 事業系廃棄物に係る実践行動

(1) 県内業界団体等の取組

ながさき環境県民会議のメンバーを主体とした、県内業界団体等では、事業系廃棄物（産廃・一廃）の減量化・リサイクルを推進するために、次のような実践行動に取り組みます。

■ 県内各団体等の実践行動 ■

長崎商工会議所
《目標》 ・ 県内 8 つの商工会議所による自主行動計画の作成により廃棄物の減量化とリサイクル推進への意識向上を図る。
《団体としての取組》 ・ 啓発活動、広報活動、先進事例視察を実施する。 ・ 排出抑制、リサイクル推進のための啓発活動・広報・研修会を開催する。 ・ 各種研修会やセミナーを通して、ごみの分別の徹底を推進する。 ・ 容器包装リサイクル法の推進と委託事業所の拡大を図る。 ・ 会員を対象に ISO14001 やエコアクション 21 認証取得の取り組みについてのセミナーを開催するとともに、その取得を推進する。 ・ 会員にリサイクル製品の購入を呼び掛ける。 ・ 県下 8 商工会議所に自主行動計画策定指導を呼び掛け、8 会議所は傘下会員事業所に自主行動計画の策定を呼び掛ける。
《会員・構成団体会員の取組》 ・ セミナーや視察会に積極的に参加し、廃棄物の減量化、リサイクル推進への理解を深め、現場での取り組みを進める。 ・ ECO 検定や先進事例視察を通じて、ごみの減量化やリサイクル推進の意識向上を図る。

長崎県商工会連合会
《目標》 ・ 自主行動計画策定商工会数 20 商工会
《団体としての取組》 ・ ごみの排出抑制とリサイクル推進のため啓発活動・広報・研修会（講習会）を実施するとともに、関係機関等が実施する啓発活動・広報・研修会（講習会）等について周知する。 ・ 容器包装リサイクル法を周知する。 ・ 各種研修会やセミナーを通してごみの分別を周知する。 ・ リサイクル製品の購入に努めるとともに、傘下商工会等へも同様の対応について周知する。 ・ 県下 20 商工会に自主行動計画策定指導を呼びかけるとともに、県下 20 商工会は会員事業所等に自主行動計画の策定を呼びかける。
《会員・構成団体会員の取組》 ・ ごみの減量化、再使用、リサイクル率、適正処理の意識の向上を図るとともに、製造事業所にあつては、リサイクルしやすい製品の開発に努める。

- ・スーパー等のレジ袋に替わる買い物袋持参運動を推進する。
- ・各種セミナー・研修会等に積極的に参加し、廃棄物の減量化とリサイクル推進のための自主行動計画の策定に努める。

長崎県中小企業団体中央会

《目標》

- ・自主行動計画の策定組合数 1 組合

《団体としての取組》

- ・各種リサイクル事業に取り組む中小企業が、共同化を図る場合の協同組合等の設立指導を行う。
- ・事業系古紙リサイクル推進部会の各機関・事業者との連携を強化し、ながさきオフィスエコクラブの運営や機密文書(長期保管書類)のリサイクル推進を図る。
- ・本会会議等において、エコアクション 21 認証登録の支援に関する取組についての情報提供及び自主行動計画策定の普及・啓発を行う。
- ・組合等連携組織に対し、リサイクル製品の提供及び購入を呼びかける。

《会員の取組》

- ・本会会員の組合等に対し、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主行動計画の策定支援に努める。
- ・地域商店街において、買い物袋持参運動を積極的に呼びかけ、「レジ袋」等の減量化を促進する。

長崎県農業協同組合中央会

《目標》

- ・農業用廃プラスチック類の回収率 90% を目標とする。
- ・家畜排せつ物については、糞は堆肥化やエネルギー利用などに活用し、尿は適正処理を行ったうえで排出する。
- ・タブレット活用により、会議資料等のペーパーレス化に取り組み、コピー用紙の使用枚数を削減する。

《団体・構成団体としての取組》

- ・環境に負荷を与えない農業を展開するため、廃棄物の分別回収や資源の節約・再生利用運動に取り組む。
- ・廃棄物の分別回収、資源の節約・再生利用に関する啓発活動を行う。
- ・各事業所において、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主行動計画の策定に取り組む。
- ・JAが策定する「営農振興計画」等に、畜産環境対策や農業用廃プラスチック対策等の取組方策を盛り込み、農業関連廃棄物の減量化・適正処理に取り組む。

【農業関連廃棄物処理の考え方】

- ・家畜排せつ物は、地力増進対策と併せた農地還元を基本とし、堆肥化を促進するための取組や畜産農家と耕種農家の連携による堆肥の有効活用システムづくりを進める。
- ・廃プラスチック類は、再生利用を基本として、長崎県園芸用廃プラスチック適正処理推進対策協議会を中心とした適正処理、啓発活動を強化する。

《会員・構成団体会員の取組》

- ・畜産農家から排出される家畜排せつ物については、
 - ①「家畜排せつ物法」に基づく、家畜排せつ物を適正に管理する。
 - ②管理の適正化、悪臭防止等畜産環境汚染防止対策を実施する。
 - ③家畜排せつ物の管理、活用促進のための技術向上を図る。

- ・園芸農家から排出される農業用廃プラスチック類については、
 - ①地区別に設置したＪＡ主体の「廃プラスチック適正処理推進協議会」を中心とした適正処理
 - ②分別収集の徹底
 - ③中長期展張りフィルム、生分解マルチ等の利用による排出量抑制を図る。
- ・食品包装資材等については、
 - ①生活店舗における「買い物袋持参運動」の実践
 - ②生活店舗でのトレイ・牛乳パック・電池等の回収運動の実践

長崎県漁業協同組合連合会

《目標》

- ・発泡スチロールの処理について製造・販売事業者並びに排出事業者と協力した処理システムを構築する。
- ・加工処理から発生する動植物性残さについて、養殖餌料のリサイクルを図る。

《団体・構成団体としての取組》

- ・水産関係団体から排出される発泡スチロール魚函については積極的にリサイクルを推進する。
- ・廃棄物の減量化・再資源化を推進するため会員に情報提供を行う。
- ・積極的にリサイクル製品の購入に取り組む。
- ・従来の民間処理業者による処理に加えて、（一社）日本マリン事業協会（旧：（社）日本舟艇工業会）が環境大臣の認定を受けて広域処理を開始した廃ＦＲＰ漁船の処理については、これらの処理システムを活用した適正処理の推進について漁業者へ情報提供を図っていく。
現状でリサイクルルートが整っていない漁網の処理について、漁業者に対する情報の提供を図っていく。
- ・水産加工関係事業所から発生する動植物性残さについて、飼料化、堆肥化等のリサイクルを推進し、その利用方法について関係団体との連携の強化を図る。
- ・従業員 10 人以上の事業所に対し、廃棄物の減量化・リサイクル推進のため自主的方針による実践活動と呼びかける。
- ・従業員 10 人以上の事業所は、廃棄物の減量化・リサイクル推進のため自主的方針による実践活動に取り組む。
- ・可能な鮮魚出荷において、発泡スチロールから耐水可能な段ボール容器への移行検討。
- ・養殖餌料のリサイクル関係団体等と連携を図る。

《会員・構成団体会員としての取組》

- ・廃棄物の減量化・再資源化を推進する。
- ・加工事業者においてリサイクルしやすい製品の開発に努める。
- ・漁協において従業員 10 人以上の事業所は、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主的方針による活動に取り組む。
- ・漁協は、10 人以上の従業員を有する組合員の事業所に対し、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主的方針による実践活動と呼びかける。
- ・ごみの分別の徹底。

長崎百貨店会

《目標》

- ・ 自主行動計画の策定
- ・ 一般廃棄物発生量の 3%削減に努める。
- ・ 消費者段階の廃棄物の減量化に寄与するため、包装資材の使用の 5%削減に努める。

《団体・会員としての取組》

- ・ 廃棄物の減量化とごみの分別によるリサイクル推進
 - ①簡易包装、簡易のしの利用促進
 - ②マイバッグ運動の推進
- ・ 業界団体（日本百貨店協会）の「スマートラッピング」キャンペーンへの積極的な取組み。
- ・ 環境意識の向上を図るため、消費者への PR と従業員教育に取り組む。
- ・ 事業所内のごみの分別を徹底する。
- ・ 4 月～6 月、9 月～11 月、3 月の 2 週間に 1 回（火曜日）、従業員による事業所周辺の清掃活動を実施する。

長崎県生活協同組合連合会

《目標》

- ・ 廃棄物の減量化と再資源化を進める。

《団体としての取組》

- ・ 会議資料等コピー時は両面印刷を徹底する。
- ・ 使用後はシュレッダーで裁断し、リサイクルに回す。
- ・ 事務所内ではごみの分別を徹底する。
- ・ 事務所内の清掃を行う。
- ・ 会員生協へごみ減量化情報を提供する。

長崎県食料産業クラスター協議会

《目標》

- ・ 自主行動計画策定検討事業所数 21 団体

《団体としての取組》

- ・ 容器包装リサイクル法の推進と、容器包装廃棄物の再生利用や減量化に関する情報提供・研修会を行う。
- ・ 食品リサイクル法の推進と、食品廃棄物の再生利用や減量化のための情報提供・研修会を行う。
- ・ 廃棄物の減量化やリサイクル推進のための自主行動計画の策定を呼びかける。
- ・ 排出されるごみの減量化・リサイクル推進のための自主行動計画の策定を検討する。

《会員としての取組》

- ・ 排出される食品廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、農業者団体や県内高等学校などの先進的な活動を行う団体等との連携を図り、飼料化や堆肥化を促進する。
- ・ 会員は、廃棄物の減量化を推進するため容器・包装等の簡素化を啓蒙促進する。
- ・ 排出されるごみの事業所内分別の徹底を促進する。

生活協同組合ララコープ

《目標》

- ・ごみの分別を丁寧に実施し、廃棄物を削減しリサイクル資源物を増加（取引先と連動したリサイクル化）
- ・レジ袋の使用量を削減
- ・食品の取り扱いの管理強化による食品残さの削減（ロス削減）

《取組》

- ・事業系一般廃棄物、事業系産業廃棄物、資源物の分別を行い、処理を行う。
- ・お買物袋の持参運動を継続実施する。
- ・トレイの使用と廃棄状況を把握する。
- ・店舗の生鮮食品の発注量と販売量のバランス管理を行いロス削減を行う。
- ・生協商品の利用者（組合員）へのリサイクル品回収の呼びかけを継続実施する。
- ・内部で利用資材のリサイクル化を継続実施する。
- ・年間計画の中で定期的な実施している事業所周辺の清掃実施の中で散乱ごみについても対応する。
- ・町内からの案内に応じて川の内外清掃に協力参加する。
- ・ゴミゼロについての学習会を、幹部職員を対象に実施する（年1回）。

〈会員等の取組〉

- ・事業系一般廃棄物、事業系産業廃棄物、資源物の分別を行い、処理を行う。
- ・お買物袋の持参運動を継続実施する。
- ・トレイの使用と廃棄状況を把握する。
- ・店舗の生鮮食品の発注量と販売量のバランス管理を行い、ロス削減を行う。
- ・生協商品の利用者（組合員）へのリサイクル品回収の呼びかけを継続実施する。
- ・内部で利用資材のリサイクル化を継続実施する。
- ・年間計画の中で定期的な実施している事業所周辺の清掃実施の中で散乱ごみについても対応する。
- ・町内からの案内に応じて川の内外清掃に協力参加する。
- ・ゴミゼロについての学習会を、幹部職員を対象に実施する（年1回）。

（一社）長崎県建設業協会

《目標》

- ・建設系産業廃棄物の令和7年度における再資源化等の目標値
 コンクリート片【再生利用】排出量の99%
 廃アスファルト【再生利用】排出量の100%
 その他建設廃材【再生利用】排出量の95%
 無機性汚泥【再生利用】排出量の6% 【減量化】排出量の94%
 木くず【再生利用】排出量の83% 【減量化】排出量の15%
 （長崎県廃棄物処理計画より）

《団体としての取組》

- ・県等関係機関との連絡調整を図る。
- ・ホームページによる会員への情報提供や研修案内を行う。
- ・リサイクル事業進出企業へのアドバイスを行う。

・ ISO14001、エコアクション 21 認証登録に関する情報提供を行う。
《会員の取組》 ・ 廃棄物の減量化・再資源化を推進する。 ・ 廃棄物関連業者との連携を図る。 ・ リサイクル関連事業への進出の可能性を検討する。 ・ ISO14001 認証取得やエコアクション 21 認証登録について検討する。

(一社)長崎県造園建設業協会
《目標》 ・ 廃棄物の減量化への取組を推進する。 ・ 剪定くず、木くず雑草の減量化に努める。
《団体としての取組》 ・ 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し、廃棄物の減量化や適切な処理の推進のため、会員に情報を提供する。 ・ 事業系古紙の回収システムの推進を図る。 ・ 機密文書リサイクルの推進を図る。 ・ グリーン購入等、リサイクル商品の購入を推進する。 ・ 両面コピーの活用、ミスコピー防止等、用紙類の使用削減に努める。
《会員の取組》 ・ 廃棄物の減量化・再資源化への取組を推進する。

食品容器環境美化協会長崎地方連絡会議
《目標》 ・ 自主行動計画策定事業所数 6 事業所 ・ 関係する取引先についても「ゴミゼロながさき実践行動」の理解促進を図る。
《団体としての取組》 ・ 全国組織で展開実施している「小中学校の環境美化の取組に対する表彰制度」に県内小中学校を推薦し、環境美化教育の支援・啓発を行う。また、同じく環境美化活動の実践において優良である市民団体を推薦し表彰する。 ・ 自治体と市民・地元企業のパートナーシップによる「まち美化アダプトプログラム」の普及支援活動を推進する。 ・ 関係する取引先の廃棄物の処理についての「システムづくりと啓発活動」に取り組む。 ・ リターナブルびんの回収の仕組みについても、関係先に対して更なる協力を要請する。 ・ 会員 6 事業所に対し、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主行動計画の策定を呼びかける。
《会員の取組》 ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に分別し処理する。
(公財)長崎県生活衛生営業指導センター
《目標》 ・ 自主行動計画の策定事業所は、従業員 10 名以上の事業所とする。

《団体としての取組》 ・関係団体に「廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進」のための啓発・広報活動を行う。 ・一部業種から排出される特別管理産業廃棄物について、適正な処理を推進するため、講習会の開催の紹介案内を行う。 ・関係団体にリサイクル製品の購入を呼びかける。 ・従業員 10 人以上の事業所については、廃棄物の減量化・リサイクルの推進のための自主行動計画の策定を呼びかける。
《会員の取組》 ・会員は積極的にリサイクル製品の購入に取り組む。 ・従業員 10 人以上の事業所は、廃棄物の減量化・リサイクルの推進のための自主行動計画の策定に取り組む。

(一社)長崎県産業資源循環協会	
《目標》 ・自主行動計画策定事業所数 1 社	
《団体としての取組》 ・新たな産業廃棄物処理業者の育成のため、講習会の開催、PR等を積極的に行う。 ・各種リサイクル法に対応するため、会員に対し積極的な施設整備を呼びかける。 ・長崎県内での処理が困難な物について、県外の処分業者の調査を行い、会員に情報提供する。 ・不法投棄対策事業への協力を行う。 ・ホームページによる産業廃棄物適正処理の情報提供や講習会案内を行う。 ・ISO14001 及びエコアクション 21 認証取得について会員へ情報提供を行う。 ・幼少期から身の回りのごみに関心を持ってもらい、地域の環境保全に繋げるために小学校へ出向き環境特別学習を実施する。	
《会員の取組》 ・会員の事業所は、廃棄物の減量化・リサイクル推進のための自主行動計画の策定を行う。 ・裏紙の利用やメール等を使用したペーパーレスに積極的に取り組む。	

長崎県クリーン事業協同組合	
《目標》 ・各組合員に対して「ゴミゼロながさき実践計画」の意義と取組について理解促進を図る。 ・工場見学受入団体数 10 団体以上 ・リサイクル対応型機密文書処理事業の啓発と普及を図る。	
《団体としての取組》 ・生びん回収を継続して実施する。 ・可燃ごみに入れている雑古紙等を、子供会・自治会が行う集団回収に古紙として出すように団体側に呼びかけを行う。 ・協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構小江工場の見学を実施することにより、リサイクルに対する意識向上を図る。 ・各組合員に対して ISO14001、エコアクション 21 等の認証取得、登録に向けた勉強会、研修に積極的に参加するよう呼びかける。 ・ながさきオフィスエコクラブと連携して機密文書のリサイクル処理を推進する。	

《会員の取組》

- ・エコアクション 21 等の勉強会に積極的に参加し、会員個々の事業を行う中で、環境保全の日常管理（廃棄物削減、リサイクル率向上、省エネルギー）を促進する。

日本たばこ産業(株)九州支社長崎支店

《目標》

- ・徹底したごみの分別

《団体としての取組》

- ・販売組合と J T によるボランティア清掃
- ・ながさきみなとまつりを通じて、一般の方々に「J T ひろえば街が好きになる運動」に参加いただき、捨てないという気持ちを育てる。
- ・事業所周辺を社員による清掃を実施する。

三菱重工業(株)長崎造船所

《目標》

- ・リサイクル率 99%以上の維持

《事業所としての取組》

- ・従業員に対し廃棄物分別ルールに従った運用を推進する。
- ・リサイクル処理が可能な廃棄物処分業者へ廃棄物処分の委託を行う。
- ・不燃性廃棄物のリサイクルを推進する。
- ・ミスコピーの裏紙再利用に積極的に取り組む。
- ・プロジェクターを使用したペーパーレス会議の実践、書類の電子承認実施などにより、紙資源の削減に努める。

《従業員の取組》

- ・廃棄物は、廃棄物分別ルールに従い分別し指定された廃棄物置場へ捨てる。

ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社

《目標》

- ・中期目標：2020 年度を基準に、生産数量あたりの廃棄物発生量（原単位）を 2025 年度までに 5%削減する。
- ・2021 年度の廃棄物削減目標：廃棄物発生量を、450 トン／年削減する。
- ・廃棄物の埋立て率 1%以下を継続する。

《団体としての取組》

- ・環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき下記を推進する。
- ・廃棄物削減計画の策定と実行
- ・分別の徹底とリサイクル推進
- ・産業廃棄物の有価物化を推進
- ・食堂残渣のコンポスト化を継続運用する。
- ・会社周辺の清掃活動を実施する。

九州電力(株)長崎支店

《目標》

- ・古紙リサイクル率 100%
- ・産業廃棄物の排出抑制

《企業としての取組》

- ・機密文書リサイクルを推進する。
- ・廃棄物の分別、適正管理を徹底する。
- ・両面コピー、裏面利用活用を徹底する。
- ・環境配慮製品を積極的購入・利用する。
- ・社内掲示等を活用した、ごみの分別に関する啓発活動を実施する。

(公社) 長崎県林業公社

《目標》

- ・自主的な意識改革を促し、ゴミゼロ意識を確立する。

《団体としての取組》

- ・各種研修会やセミナーを通してごみの分別を周知する。
- ・リサイクル製品の購入に努める。

《会員の取組》

- ・各種研修会に積極的に参加し自主的啓発に努める。
- ・各自、ごみの種類の分別を徹底（捨てる容器の別）する。
- ・昼食時の食べ残しを抑制する。
- ・コピー用紙の裏紙を活用し、保存などに役立てる。
- ・間伐材仕様のコピー用紙を利用し、資源循環に努める。
- ・事務所周辺の清掃をする。

ながさきオフィスエコクラブ

《目標》

- ・焼却処理からリサイクルへの転換を推進、資源循環型社会の構築

《団体としての取組》

- ・ながさきオフィスエコクラブ会員を拡大するために、ホームページ等の広報媒体を活用する。
- ・機密文書リサイクルシステムに関する事業を推進する。
- ・各機関・事業者との連携をこれまで以上に強化する。
- ・古紙リサイクル活動を通じ、ごみゼロ社会・CO₂削減による地球温暖化防止・脱炭素社会の構築に貢献する。

《会員の取組》

- ・焼却処理からリサイクルに回すことで循環型社会の構築に貢献している。
- ・古紙リサイクル率の向上に貢献している。
- ・企業の社会的責任・CSRの観点においても貢献している。

長崎県料飲業生活衛生同業組合

《目標》

- ・飲食店での食べきりの啓発等による食品ロス削減の取組を推進する。

《団体としての取組》
・総会・理事会において、組合員に食品ロス削減に向けた取組の呼びかけを行う。
《会員の取組》
・食品ロス削減に向けた具体的な取組に努める。 小盛り、ハーフサイズなどのメニュー設定を行う。食品ロス削減の啓発を行う。

○廃棄物処理計画の中で個別の処理目標を定めている業種での取組
上下水道事業者
《目標》 有機性汚泥 [再生利用] 排出量の 4% [減量化] 排出量の 96% 無機性汚泥 [再生利用] 排出量の 6% [減量化] 排出量の 94% (長崎県廃棄物処理計画より)
《各事業者の取組》 ・上水道汚泥については、セメント原料、建設資材によるリサイクルを推進する。 ・下水汚泥は有機質に富んでいるため、消化による減量化や、肥料、バイオマスとしてのリサイクルを推進する。 ・工事施工にあたっては、積極的にリサイクル材を使用する。
電気業
《目標》 燃え殻 [再生利用] 排出量の 47% ばいじん [再生利用] 排出量の 90%
《各事業者の取組》 ・石炭専焼火力発電所から排出される焼却灰（ばいじん・燃え殻）をセメント原料等として積極的にリサイクルを推進する。 ・石炭専焼火力発電所から排出される焼却灰（ばいじん・燃え殻）の新たなリサイクル方法の研究開発に取り組む。 ・グリーン調達を実施する。 ・再生エネルギーへの移行（活用）を推進する。

○事業者としての行政・公共機関等の取組

長崎県

《目標》

- ・「第5次県庁エコオフィスプラン」の目標値（令和7年度目標）を達成する。
- ・「長崎県廃棄物処理計画（ゴミゼロながさき推進計画）」に掲げる産業廃棄物の目標値（令和7年度目標）を達成する。
 - ①排出量を、令和元年度の排出量 486 万 8 千トンを維持
 - ②再生利用量を、排出量の「66%」に増加

《取組》

- ・平成 20 年 4 月から県庁 EMS を導入し、環境にやさしい事業活動に取り組んでいる。
- ・グリーン購入法に基づき、毎年長崎県環境物品等調達方針を定め、環境に配慮した製品の購入に取り組んでいる。
- ・「県庁エコオフィスプラン」に基づき、廃棄物の発生抑制と資源化等に取り組んでいる。
- ・産業廃棄物税制度を運用することにより、産業廃棄物の排出抑制と減量化、リサイクルの促進を図る。
- ・産業廃棄物税による税収を活用し、廃棄物処理計画の進行管理を行うとともに、産業廃棄物排出事業者等を対象に研修会を開催する。
- ・ごみ減量化、リサイクルに取り組む事業者が策定する自主行動計画の普及を図るため、策定要領の周知等支援を行う。
- ・事業所等においてごみ減量化、リサイクルに積極的に取り組んだ団体の表彰を行う。
- ・未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」の指定を行い、巡回指導を行う。
- ・紙類の再生利用の観点から「機密文書処理」については、焼却処分からセキュリティーを十分担保できるリサイクル処理への転換に努める。

市町等

《目標》

- ・「長崎県廃棄物処理計画（ゴミゼロながさき推進計画）」に掲げる産業廃棄物の目標値（令和7年度目標）を達成する。
 - ①排出量を、令和元年度の排出量 486 万 8 千トンを維持
 - ②再生利用量を、排出量の「66%」に増加

《取組》

- ・資源有効利用促進法、建設リサイクル法など各種リサイクル法に従った事業活動を実施する（グリーン調達の実施や公共事業における再生品使用率の向上等）。
- ・再使用が可能な製品やリサイクル製品の積極的な使用や不用備品の共有化などに努める。
- ・紙類の再生利用の観点から「機密文書処理」については、焼却処分からセキュリティーを十分担保できるリサイクル処理への転換に努める。

■事業系一般廃棄物に係る基本的な取組（ゴミゼロオフィスを目指して）■

事業所から排出される紙ごみや生ごみなどの事業系一般廃棄物（ごみ）の減量化・リサイクルを促進し、長崎県廃棄物処理計画に定める令和 7 年度の「一般廃棄物（ごみ）の数値目標」を達成するためには、「2. 家庭系廃棄物に係る実践行動」に示した 5 つの取組を各事業所において実践し、ごみのない事業所環境、即ち「ゴミゼロオフィス」を目指す行動が重要です。

また、事業所内のごみの減量化を図ることは、処理経費の削減にもつながり、快適な就業環境を整えることができます。

取組その 1：ごみの分別の徹底

《取組方針》

- ・市町等が定める一般廃棄物処理計画に沿って事業所内でのルールを定める。

《取組》

- ①市町等が定める分別回収に基づく事業所内分別ルールの確立
- ②地域・地区における集団回収への協力
- ③オフィス町内会の設立、参加など、近隣事業所間での連携・協力体制の確立検討
- ④廃家電や不用家電等の小売業者、回収業者への適正な引き渡しの徹底
- ⑤各種研修会やセミナーを通じてのごみの分別の徹底促進

取組その 2：容器・包装等の使用の抑制

《取組方針》

- ・できる限り容器・包装等の削減に努める。

《取組》

- ①マイバッグ運動への積極的な参加
- ②不要な包装や容器入りの商品の購買自粛
- ③リターナブル容器入り商品や詰め替え可能商品の積極的な購入
- ④使い捨て商品の使用自粛
- ⑤ばら売り、量り売り商品の積極的な優先購入
- ⑥資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った営業活動の展開

取組その 3：食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制

《取組方針》

- ・できる限り食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制に努める。

《取組》 ①無駄のない食材等の使用による生ごみの排出抑制 ②県内外の生産農家等との連携による広域的な資源循環システムの構築検討 ③商店街等による共同処理の実施 ④生ごみの水切りを行う。 ⑤九州食べきり協力店登録等への協力
取組その４：再使用・再生利用の促進
《取組方針》 ・再使用可能製品、リサイクル製品の積極的な使用や不要備品の共有化などに努める。 ・今まで焼却処理や埋立処分を行っていた廃棄物の再資源化をより一層推進する。 特に紙類の再生利用の観点から「機密文書処理」については、焼却処分からセキュリティーを十分担保できるリサイクル処理への転換に努める。
《取組》 ①再生資源、リサイクル製品の積極的な活用と利用実績等の公表 ②地域・地区でのフリーマーケット、バザーなどへの参加・活用
取組その５：散乱ごみ対策の推進
《取組方針》 ・散乱ごみ防止のため、モラル向上に努める。 ・身近な環境美化に努める。
《取組》 ・事業所周辺の清掃を実施する。

（２）自主行動計画の作成

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場または前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法の規定により多量排出事業者として産業廃棄物処理計画または特別管理産業廃棄物処理計画の作成が義務づけられています。

一方、これら以外の事業場から排出される廃棄物の量は、一つひとつの事業場単位で見れば少ないかも知れませんが、「塵も積もれば山となる」の諺にもあるように、総量で見ると大量になります。

このため、業界団体や各事業場においては、自主的な行動を促進するための「自主行動計画」等を作成し、事業系一般廃棄物も含めた廃棄物の減量化・リサイクルを推進することも必要です。

なお、「自主行動計画」の作成例は、資料編に掲載しています。

また、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、廃棄物処理法の規定により市町の指示に従って廃棄物の減量に関する計画を作成する必要があります。

■自主行動計画の作成のねらい■

- （１）廃棄物の発生量・リサイクル量・処分量の実態をつかむ
- （２）廃棄物処理・リサイクル推進上の課題を明らかにする
- （３）従業員等に対する減量化・リサイクル推進の意識啓発につながる

■自主行動計画作成にあたっての留意点■

事業所から発生する廃棄物の減量化やリサイクルを円滑に進めるためには、社員全員の理解と取組が必要です。そのためには、各事業所または部署単位で無理なく継続して運用・実行できる共通したルールを定めることが重要です。

■自主行動計画の基本構成■

- （１）事業所の概要（事業所外に報告・公表の場合）
- （２）計画の期間
- （３）廃棄物の処理に関する体制
- （４）廃棄物発生量・リサイクル量の現状
- （５）廃棄物処理・リサイクル推進の課題
- （６）廃棄物減量・リサイクル促進の目標の設定（年度目標、中期目標）
- （７）目標の達成に向けての取組の基本方針
- （８）具体的な取組の方策
- （９）目標達成状況のチェック（進行管理…成果の確認と評価等）

■自主行動計画を作成する上で考慮したいポイント■

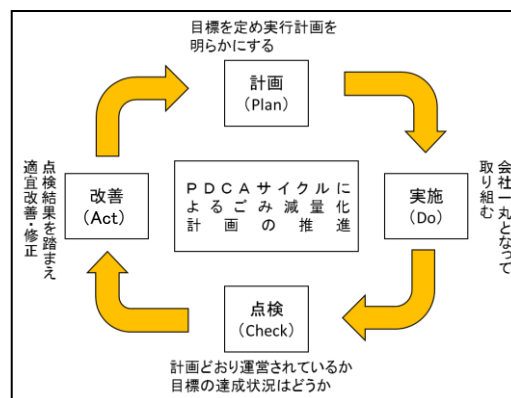
計画を作成する上で是非考慮していただきたいポイントです。事業所の規模や人数などに応じて検討してください。

(1) 推進組織や担当者の設置

- 既存組織の活用や新たな組織を設けるなどして、推進組織を設置します。
- 事業所全体を統括する責任者とともに、部署ごとの取組を推進する推進担当員を選任します。
- 処理業者や近隣事業所との交渉、保管・集積場所の確保など各担当者の役割も定めます。

(2) 目標の設定と達成状況の確認方法

- 事業所内の廃棄物の減量化やリサイクルの推進について、具体的で取り組みやすい対応策やルールを検討し、できるだけ目標値を掲げます。そのためには、現状を十分把握し、減量化やリサイクルを進める上での課題を明確にする必要があります。
- 達成状況の確認・点検・改善には、PDCAサイクルによる環境マネジメントシステム等を用いることが効果的です。



(3) リサイクル対象品目の設定

- リサイクルする品目は、リサイクル施設やルートが確立していなければ、事業所内での分別が無駄になってしまいます。そのため、確実にリサイクルできる品目を選ぶことが重要です。
- 資源としての価値を上げるためには、細かい分別区分を行うことが効果的ですが、発生するごみの種類や量、リサイクルルートの有無、取り組みやすさなどを考慮して、無理のない分別区分を定めましょう。

(4) 分別・保管場所の確保

- 事業所内での分別スペースや資源回収業者に引き渡すまでのストックヤードなどを確保する必要があります。ストックヤードの確保については、ビルなどの管理部門や管理会社などとの調整が必要となる場合があります。
- なお、複数の事業所が入居しているテナントビルや商店街等では、各事業所や商店で連絡協議会などを組織し、協同で取り組むことも効果的です。

(5) 成果の公表方法の検討

- 社員の環境意識や取組意識を向上させるために、取組の実践状況や目標達成状況を年次報告書や環境報告書などにまとめ、事業所のみならず広くその成果を公表することが重要です。

(3) 産業廃棄物適正処理情報の提供

環境省が開発した産業廃棄物処理業者情報検索システムを活用し、産業廃棄物の適正な処理が円滑に推進されるよう排出事業者や県民に対し広く情報提供していきます。

4. 「ゴミゼロ県民運動」の展開

これまでに示した個々の取組を積極的に推進するとともに、ながさき環境県民会議が主体となって、次のような「ゴミゼロ県民運動」を展開していきます。

(1) ゴミゼロながさき宣言

ゴミゼロながさき実践計画の効果的な推進と、その取組を県内外に広く周知するために、「ゴミゼロながさき宣言」を行います。この「ゴミゼロながさき宣言」は、各主体の取組の促進と基本理念・基本目標を達成することを高らかに宣言するものです。

(2) 取組のネットワークの構築

ながさき環境県民会議を構成する地域活動団体や業界団体は、既存の活動を充実させていくとともに、特に、次に掲げる取組については、ながさき環境県民会議を軸にして各団体間で協力・連携し、自立したネットワークを構築することにより、ゴミゼロながさき実践計画の取組の輪を広げていきます。

① プラスチック 4R 運動

二酸化炭素の排出（製造時、焼却時）を抑制し、海洋環境を保全するために、プラスチックと賢く付き合う取組が必要である。

取組内容	中心となって取り組む団体
《県民・消費者としての取組内容》 ・マイバッグの普及に努める。 ・使い捨てのスプーン、フォークなどは利用しない。 ・様々な機会を通じて廃傘を利用したマイバッグ作成方法や風呂敷の使い方を広め、マイバッグや風呂敷の普及を図る。 ・買い物時は、マイバッグを持参する。 ・買い物袋持参運動へ積極的に参加できるよう、レジ袋削減活動と共に普及啓発に努める。 《事業者・店舗としての取組内容》 ・マイバッグ推進運動を実施する。 ・マイバッグを持参する。	○長崎県地域婦人団体連絡協議会 ○長崎県生活学校連絡協議会 ○長崎県地球温暖化防止活動推進センター ○NPO法人環境カウンセリング協会 長崎 ○長崎県商工会連合会 ○長崎県漁業協同組合連合会 ○長崎県生活協同連合会 ○(一社)長崎県産業資源循環協会 ○生活協同組合ララコープ ○(一社)長崎県建設業協会 ○(公社)長崎県林業公社

《行政としての取組内容》 ・生ごみ減量化の実践活動を行うNPO等の協力を得て、講習会等を支援する。 ・学校において体験学習等を推進する。 ・生ごみを堆肥化したものの活用方法について検討する。 ・食品ロス削減に関する広報活動やイベントの開催、フードバンク支援により県民への普及啓発を行い、意識の向上を図る。	○長崎県県民生活環境部
--	--------------------

③ 事業系古紙リサイクルの推進

オフィスから排出される紙類については、実際は、リサイクルされず焼却されているものも多く、古紙リサイクルの課題となっている。

取組内容	中心となって取り組む団体
・新聞紙の回収を行う。 ・雑古紙等を、子ども会・自治会が行う集団回収に出すように呼びかけを行う。 ・裏紙利用を促進し、両面使用後は古紙回収を徹底する。 ・古紙回収を積極的に推進する。	○長崎県生活協同組合連合会 ○長崎県クリーン事業協同組合 ○長崎県地球温暖化防止活動推進センター ○（一財）長崎県産業資源循環協会
《ながさきオフィスエコクラブについて》 平成 15 年度から事業所、商工団体、行政関係者で構成する研究会等でクラブ設立の検討を行い、平成 16 年度からはゴミゼロながさき推進会議の「事業系古紙リサイクル部会」として協議を重ね、平成 19 年 3 月に設立された。 今後も上記の取組を行うことによって、県内のモデル的な取組として更に発展させることとしている。さらに、機密文書リサイクル処理施設が指定回収業者である協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構に完成したことを受け、さらなる古紙リサイクルを推進している。	

（３）各種イベント等の展開

ながさき環境県民会議では、県や市町等との連携のもとに、ゴミゼロながさきを達成するための各種イベント等を展開していきます。現段階で想定されるメニューは、つぎのようなものがあげられます。

- ・環境月間（6 月）の活動
- ・県民リサイクルの日（6 月 8 日）の活動
- ・3 R 推進月間（10 月）の活動
- ・使い捨て商品使用自粛運動の展開（例：会議時の紙コップなど）
- ・生ごみリサイクルに関する講習会の開催
- ・リユースやリサイクルに関するシンポジウムやイベントの開催等
- ・食品ロス削減月間（10 月）の活動（食ロスゼロ運動イベントなど）

第3章 計画の進行管理

1. 進行管理体制

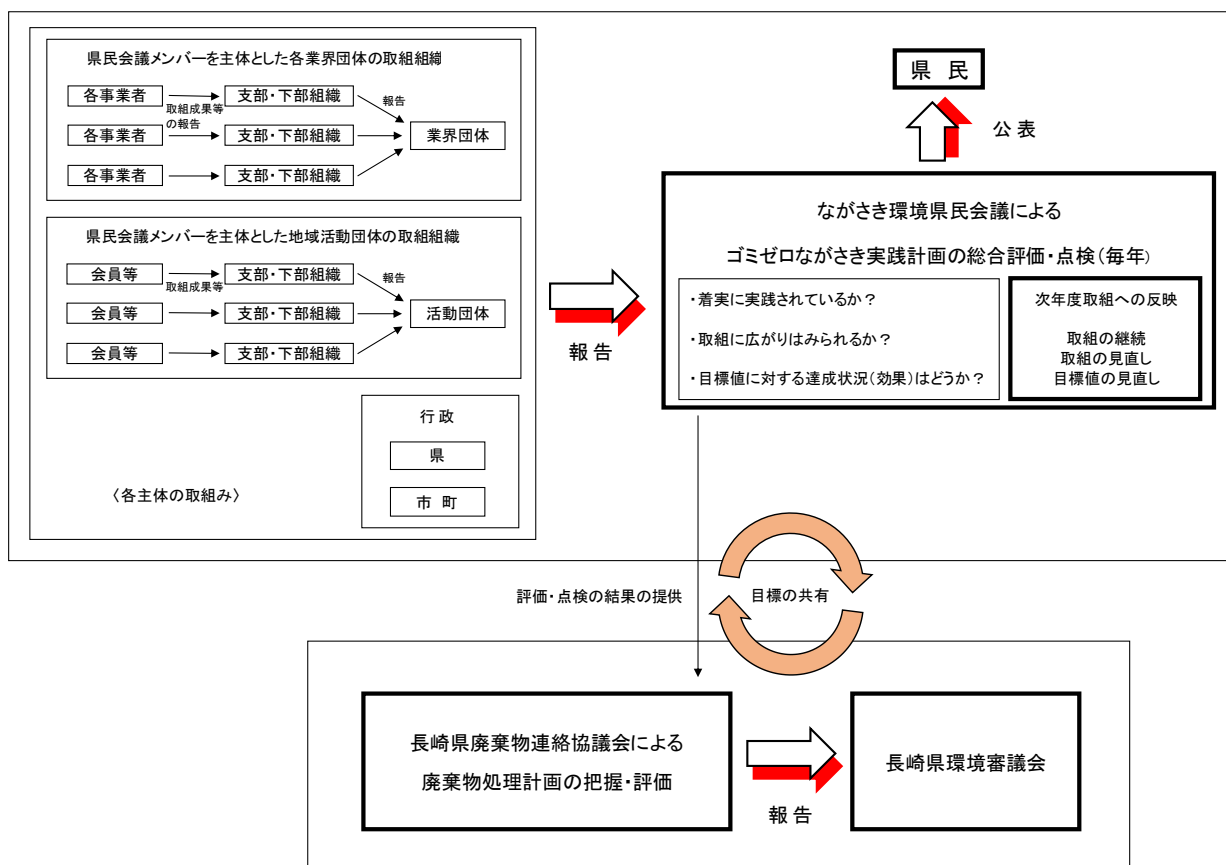
ゴミゼロながさき実践計画の進行管理は、「ながさき環境県民会議」が主体となって実施していきます。

しかしながら、ゴミゼロながさき実践計画を効果の高い計画としていくためには、事業者や県民一人ひとりの協力が不可欠です。

事業者については、各種業界団体における廃棄物減量・リサイクルに取り組む組織をたち上げ、ながさき環境県民会議と情報交換等の連携を図ることが効果的です。

また、県民の取組に関しては、自治会や婦人会活動等、それぞれの活動団体が、自らの取組の進捗管理を行う体制を確立し、ながさき環境県民会議と連携を図ることが重要です。

そこで、ゴミゼロながさき実践計画では次のような進行管理体制をつくります。



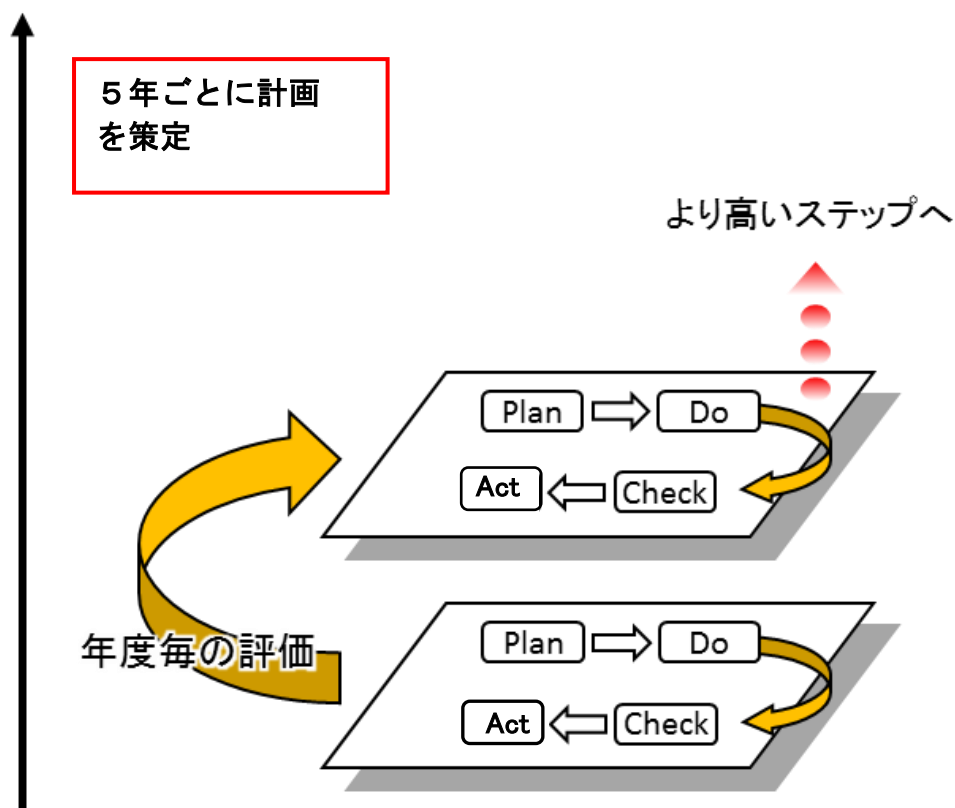
2. P D C Aサイクルによる進捗管理

ゴミゼロながさき実践計画の進捗状況は、P D C Aサイクルによる管理を行い、その成果については年度ごとに評価をおこない、必要に応じて取組内容の見直しを実施します。

毎年の実施状況の評価については、市町による廃棄物処理状況のデータ、各種業界団体や各事業所による自主行動計画の達成状況のデータ等を指標として活用し、各主体の取組状況を評価していきます。

このうち、県の取組の評価については、事業の政策評価と連動して随時進めていきます。

なお、「長崎県廃棄物処理計画」の進行管理と一体性を持たせるために、5年ごとに計画全体の見直しを実施します。



資 料 編

資料編

1. ながさき環境県民会議

(1) ながさき環境県民会議メンバー

団体名	委 員		総会	部 会	
	職 名	氏 名		温暖化防止	4 R
長崎県商工会議所	理事・事務局長	田 中 英 明	○	○	
長崎県商工会連合会	女性部連合会副会長	藤 林 映 子	○		○
長崎県中小企業団体中央会	事務局長	井 上 一 幸	○		○
長崎県農業協同組合中央会	総務部長	西 口 耕 蔵	○		○
長崎県漁業協同組合連合会	総務指導部長	川 尻 正 史	○	○	
(株) 浜屋百貨店	総務統括部長	藤 井 浩	○		○
長崎県生活協同組合連合会	専務理事	岩 永 尚 之	○		○
長崎県食料産業クラスター協議会	会長	林 田 邦 彦	○		○
生活協同組合ラコープ	コンプライアンス室スタッフマネジャー	木 戸 幸 治	○	○	
(一社) 長崎県建設業協会	専務理事兼事務局長	山 下 和 孝	○	○	
(一社) 長崎県造園建設業協会	理事	松 本 公 明	○		○
(公社) 食品容器環境美化協会	長崎地方連絡会議 主宰幹事 (サントリー酒類株式会社 支店長)	小崎 謙太郎	○		○
(公財) 長崎県生活衛生営業指導センター	理事長	木 下 喜 行	○		○
(一社) 長崎県産業資源循環協会	事務局次長	本 田 高 浩	○		○
長崎県クリーン事業協同組合	理事	菅 原 則 和	○		○
日本たばこ産業(株)九州支社	長崎北支店長	早矢仕 正和	○	○	
三菱重工業(株)長崎造船所	三菱パワー㈱ 安全環境管理部 長崎安全環境 課長	山 村 達 也	○	○	
西部ガス長崎(株)	長崎総務部 マネージャー	森田 孔太郎	○	○	
(一社) 長崎県LPGガス協会	専務理事	門 脇 宏	○	○	
(一財) 長崎県地域婦人団体連絡協議会	副会長	鈴 木 晴 代	○		○
長崎県生活学校連絡協議会	会長	谷 口 弘 子	○		○
長崎県保健環境連合会	会長	寺 山 燦 二	○		○
長崎県地球温暖化防止活動推進センター	センター長	原 田 幸 二	○	○	
(一社) 長崎県バス協会	専務理事	峯 比呂志	○	○	
(一社) 長崎県タクシー協会	事務局長	淵 澄 雄	○	○	
(公社) 長崎県トラック協会	専務理事	鶴 田 孝 廣	○	○	
九州電力㈱長崎支店	総務グループ長	馬 場 恒 光	○	○	
J-POWERジェネレーションサービス株式会社 松浦火力運営事業所	所長代理	小 西 裕 明	○		○
(公社) 長崎県林業公社	専務理事	尾 崎 原 喜	○	○	
長崎大学	名誉教授	早 瀬 隆 司	副議長	部会長	
長崎大学	名誉教授	糸 山 景 大	議長		○
長崎大学大学院	水産・環境科学総合研究科 准教授	濱 崎 宏 則	○	○	
長崎総合科学大学	名誉教授	宮 原 和 明	副議長	○	
鎮西学院大学	教授	佐 藤 快 信	○	○	
長崎県県民生活環境部	次長兼地域環境課長	重 野 哲	○	○	
長崎県市長会	事務局長	野 副 智 子	○	○	
(株) 長崎新聞社	クロスメディア編集部長	河 野 隆 之	○	○	
長崎県町村会	総務課長	内 田 隆 史	○	○	
長崎県都市教育長協議会	長崎市教育委員会 学校教育課長	片 岡 勝 志	○	○	
長崎県町村教育長会	副会長(佐々町教育長)	黒 川 雅 孝	○		○
(公財) 長崎県老人クラブ連合会	常務理事兼事務局長	上 田 幸 明	○		○
NPO法人環境カウンセリング協会長崎	理事	重 橋 裕 明	○		○
日本労働組合総連合会長崎県連合会	副事務局長	西 野 輝 夢	○	○	
ながさきオフィスエコクラブ	代表理事	川 口 義 己	○		○
長崎県料飲業生活衛生同業組合	理事長	藤 本 淳 次郎	○		○
公募委員		中 島 ふ さ	○		○
公募委員		石 黒 則 子	○		部会長
公募委員		吉 田 寛 重	○	○	
公募委員		藤 原 善 博	○	○	
公募委員		奥 村 公 子	○	○	
公募委員		巴 山 剛	○		○
公募委員		吉 田 政 和	○	○	
公募委員		蒔 田 明 弘	○	○	

(2) ながさき環境県民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県民、事業者、NPO・大学、行政等が、それぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取り組みを実践し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成することを目的として、ながさき環境県民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 持続可能な社会形成のための行動計画の策定及びその推進に関すること
- (2) 県民意識の向上その他脱炭素社会及び循環型社会の構築の推進に必要な事項に関すること

(構成等)

第3条 会議は、別表の委員により構成する。

- 2 会議には、議長1人及び副議長2人を置き、その選任は委員の互選によるものとする。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長が、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(総会)

第4条 総会は原則として年1回開催する。また、必要に応じて議長は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、委員総数の2分の1以上の出席が無ければ開催することができない。

(運営委員会)

第5条 第2条の事業を推進するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総会を開催するにあたり事前に各部会間の調整が必要等、議長が認める時に開催するものとする。
- 3 委員会は、議長の指名する者をもって構成する。
- 4 委員会には、委員長及び副委員長を置き、議長が委員長を副議長が副委員長を兼務する。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。
- 6 委員会は、委員長が招集する。

(部会)

第6条 事業の内容等について、具体的に検討及び実践するため、4R部会及び温暖化防止部会を設置する。

- 2 部会は、議長の指名する者をもって構成する。なお、議長は、部会を運営するうえで必要があるときは、委員以外の者から部会員を指名することができる。
- 3 部会には部会長1人及び副部会長1人を置き、部会を構成する者のうちから、議長がこれを指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長が、その職務を代行する。

5 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

2 部会の庶務は、次のとおり行う。

(1) 4R部会の庶務は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

(2) 温暖化防止部会の庶務は、長崎県県民生活環境部地域環境課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

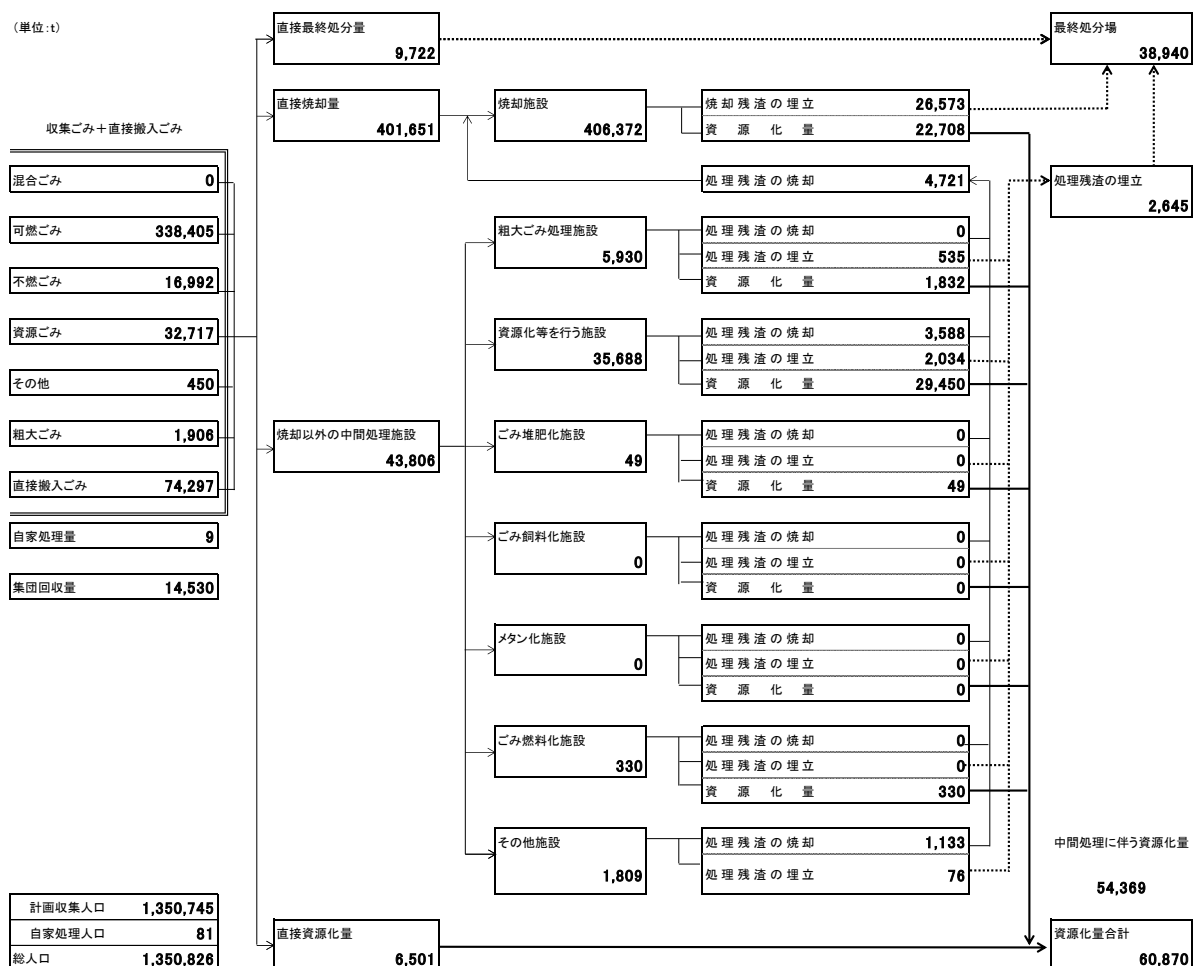
この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

2. 県内市町データ

(1) 長崎県における令和元年度の一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理量



- * (用語の定義) ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
 計画収集量：市町等によって収集されたごみ量
 直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量
 集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量
 施設資源化量：資源化等を行う施設等における処理に伴い資源化された量
 直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量
 資源化量＝施設資源化量＋直接資源化量＋集団回収量
 1人1日あたりの排出量＝ごみ排出量÷ごみ収集を行っている区域の人口÷年間日数
 人口：令和元年9月末時点の住民基本台帳人口
 再生利用率＝資源化量÷ごみ排出量×100

〈出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)〉

(2) 各市町における令和元年度のごみ排出量

①ごみ排出量

市町名	人口 (人)	計画収集量							直 接 搬入量	計	内訳(再掲)		集 団 回収量	ご 出 量 排出量 合 計	1人1日あたり の 排 出 量	
		混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	その他	小計			生活系	事業系			(g/人・日)	順位
長崎市	417,381	0	112,958	7,068	15,856	347	151	136,380	6,182	142,562	97,738	44,824	5,708	148,270	973.3	11
佐世保市	249,996	0	71,035	4,208	3,605	243	0	79,091	6,541	85,632	44,150	41,482	3,869	89,501	980.8	13
島原市	44,997	0	13,942	822	1,222	0	7	15,993	2,667	18,660	12,096	6,564	517	19,177	1,167.6	19
諫早市	135,597	0	24,810	1,898	358	0	71	27,137	21,882	49,019	29,730	19,289	1,480	50,499	1,017.5	16
大村市	96,866	0	25,972	220	1,089	0	0	27,281	4,017	31,298	19,685	11,613	1,401	32,699	924.8	9
平戸市	30,641	0	6,893	300	797	55	0	8,045	944	8,989	7,231	1,758	549	9,538	852.8	8
松浦市	22,447	0	5,363	214	390	41	0	6,008	560	6,568	5,520	1,048	315	6,883	840.1	6
対馬市	30,465	0	4,969	315	296	29	2	5,611	5,974	11,585	7,080	4,505	0	11,585	1,041.8	17
壱岐市	26,518	0	4,006	0	1,885	87	0	5,978	3,065	9,043	6,350	2,693	0	9,043	934.3	10
五島市	36,733	0	9,376	135	1,531	74	19	11,135	2,824	13,959	11,135	2,824	30	13,989	1,043.4	18
西海市	27,543	0	6,793	86	962	321	3	8,165	291	8,456	5,818	2,638	29	8,485	844.0	7
雲仙市	43,405	0	13,672	436	518	0	24	14,650	858	15,508	9,756	5,752	0	15,508	978.9	12
南島原市	45,418	0	11,399	490	808	0	16	12,713	3,508	16,221	13,223	2,998	123	16,344	985.9	14
長与町	41,639	0	7,084	357	1,385	338	11	9,175	2,272	11,447	9,598	1,849	20	11,467	754.5	3
時津町	29,746	0	6,805	236	843	273	6	8,163	612	8,775	6,413	2,362	333	9,108	838.9	5
東彼杵町	7,868	0	1,117	0	112	6	0	1,235	830	2,065	1,550	515	0	2,065	719.1	2
川棚町	13,910	0	2,082	0	172	8	0	2,262	1,916	4,178	2,882	1,296	68	4,246	836.3	4
波佐見町	14,724	0	2,264	0	194	8	0	2,466	1,387	3,853	2,957	896	0	3,853	716.9	1
小値賀町	2,342	0	731	9	77	0	0	817	247	1,064	805	259	0	1,064	1,244.7	20
佐々町	13,995	0	1,984	0	177	46	0	2,207	2,837	5,044	3,031	2,013	88	5,132	1,004.7	15
新上五島町	18,595	0	5,150	198	440	30	140	5,958	4,883	10,841	10,148	693	0	10,841	1,597.3	21
県計	1,350,826	0	338,405	16,992	32,717	1,906	450	390,470	74,297	464,767	306,896	157,871	14,530	479,297	972.1	

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

②1人1日あたり排出量が少ない市町TOP10

順位	市町名	人口 (人)	ご み 排出量 (t)	1人1日あたり の 排 出 量 (g/人・日)
1	波佐見町	14,724	3,853	716.9
2	東彼杵町	7,868	2,065	719.1
3	長与町	41,639	11,467	754.5
4	川棚町	13,910	4,246	836.3
5	時津町	29,746	9,108	838.9
6	松浦市	22,447	6,883	840.1
7	西海市	27,543	8,485	844.0
8	平戸市	30,641	9,538	852.8
9	大村市	96,866	32,699	924.8
10	壱岐市	26,518	9,043	934.3

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

(3) 各市町における令和元年度のごみ処理量

① ごみ処理量

(単位：t)

市町名	焼却施設 (直接)	焼却以外の中間処理						最 終 処分場 (直接)	計	集 団 回収量	ご み 処理量 合 計
		粗大ごみ 処理施設	ご み 堆肥化 施設	資源化等 を 行 う 施 設	直 接 資源化	その他 の施設	小計				
長崎市	118,327	0	0	15,453	0	0	15,453	7,383	141,163	5,708	146,871
佐世保市	77,163	4,806	0	2,435	1,055	0	8,296	173	85,632	3,869	89,501
島原市	16,441	0	0	2,219	0	0	2,219	0	18,660	517	19,177
諫早市	46,299	0	49	2,171	309	0	2,529	191	49,019	1,480	50,499
大村市	28,751	1,124	0	499	850	74	2,547	0	31,298	1,401	32,699
平戸市	7,666	0	0	1,323	0	0	1,323	0	8,989	549	9,538
松浦市	5,803	0	0	765	0	0	765	0	6,568	315	6,883
対馬市	8,994	0	0	1,032	499	0	1,531	0	10,525	0	10,525
壱岐市	6,920	0	0	0	1,931	0	1,931	0	8,851	0	8,851
五島市	11,987	0	0	2,027	0	0	2,027	186	14,200	30	14,230
西海市	7,084	0	0	593	372	321	1,286	86	8,456	29	8,485
雲仙市	14,485	0	0	1,023	0	0	1,023	0	15,508	0	15,508
南島原市	14,857	0	0	1,355	0	9	1,364	0	16,221	123	16,344
長与町	9,271	0	0	1,428	591	0	2,019	0	11,290	20	11,310
時津町	6,819	0	0	1,420	109	0	1,529	0	8,348	333	8,681
東彼杵町	1,857	0	0	0	161	0	161	0	2,018	0	2,018
川棚町	3,758	0	0	0	325	0	325	0	4,083	68	4,151
波佐見町	3,466	0	0	0	299	0	299	0	3,765	0	3,765
小値賀町	769	0	0	145	0	0	145	150	1,064	0	1,064
佐々町	4,731	0	0	450	0	0	450	0	5,181	88	5,269
新上五島町	6,203	0	0	1,350	0	1,735	3,085	1,553	10,841	0	10,841
県計	401,651	5,930	49	35,688	6,501	2,139	50,307	9,722	461,680	14,530	476,210

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

②焼却処理量

(単位：t)

市町名	直接焼却	処理残渣の焼却					合計
		粗大ごみ 処理施設	ごみ 堆肥化 施設	資源化等 を 行 う 施 設	その他 の施設	計	
長崎市	118,327	0	0	1,409	0	1,409	119,736
佐世保市	77,163	0	0	0	0	0	77,163
島原市	16,441	0	0	131	0	131	16,572
諫早市	46,299	0	0	0	0	0	46,299
大村市	28,751	0	0	0	0	0	28,751
平戸市	7,666	0	0	514	0	514	8,180
松浦市	5,803	0	0	152	0	152	5,955
対馬市	8,994	0	0	0	0	0	8,994
壱岐市	6,920	0	0	0	0	0	6,920
五島市	11,987	0	0	122	0	122	12,109
西海市	7,084	0	0	0	0	0	7,084
雲仙市	14,485	0	0	89	0	89	14,574
南島原市	14,857	0	0	8	0	8	14,865
長与町	9,271	0	0	305	0	305	9,576
時津町	6,819	0	0	295	0	295	7,114
東彼杵町	1,857	0	0	0	0	0	1,857
川棚町	3,758	0	0	0	0	0	3,758
波佐見町	3,466	0	0	0	0	0	3,466
小値賀町	769	0	0	0	0	0	769
佐々町	4,731	0	0	0	0	0	4,731
新上五島町	6,203	0	0	563	1,133	1,696	7,899
県計	401,651	0	0	3,588	1,133	4,721	406,372

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

③最終処分量

(単位：t)

市町名	直 接 最終処分	焼却残渣	焼却以外の処理残渣の埋立					合計
			粗大ごみ 処理施設	ご み 堆肥化 施 設	資源化等 を 行 う 施 設	その他 の施設	計	
長崎市	7,383	15,003	0	0	98	0	98	22,484
佐世保市	173	3,563	106	0	0	0	106	3,842
島原市	0	0	0	0	397	0	397	397
諫早市	191	206	0	0	505	0	505	902
大村市	0	3,287	429	0	0	74	503	3,790
平戸市	0	292	0	0	63	0	63	355
松浦市	0	221	0	0	42	0	42	263
対馬市	0	1,060	0	0	0	0	0	1,060
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
五島市	186	1,114	0	0	18	0	18	1,318
西海市	86	217	0	0	0	0	0	303
雲仙市	0	0	0	0	163	0	163	163
南島原市	0	0	0	0	270	0	270	270
長与町	0	0	0	0	181	0	181	181
時津町	0	0	0	0	129	0	129	129
東彼杵町	0	138	0	0	0	0	0	138
川棚町	0	279	0	0	0	0	0	279
波佐見町	0	256	0	0	0	0	0	256
小値賀町	150	74	0	0	0	0	0	224
佐々町	0	0	0	0	70	0	70	70
新上五島町	1,553	863	0	0	98	2	100	2,516
県計	9,722	26,573	535	0	2,034	76	2,645	38,940

<出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)>

④再生利用量

市町名	排出量 (t)	再生利用量 (t)										再生利用率 (%)	
		紙	金属	ガラス	ペット ボトル	プラスチック	布類	肥料	溶融 スラグ	その他	計	順位	
長崎市	148,270	8,901	1,383	2,740	1,614	4,816	49	0	0	151	19,654	13.3	15
佐世保市	89,501	4,175	1,738	1,792	540	0	251	0	0	7,586	16,082	18.0	8
島原市	19,177	863	706	276	157	205	4	0	1,228	418	3,857	20.1	5
諫早市	50,499	1,490	963	101	309	0	17	49	3,432	1,148	7,509	14.9	12
大村市	32,699	1,438	598	468	188	163	313	0	0	277	3,445	10.5	17
平戸市	9,538	467	294	250	46	0	5	232	487	10	1,791	18.8	6
松浦市	6,883	322	239	124	44	0	0	156	369	7	1,261	18.3	7
対馬市	11,585	492	340	10	13	0	0	0	0	676	1,531	13.2	16
壱岐市	9,043	1,385	155	218	89	34	15	0	0	915	2,811	31.1	1
五島市	13,989	933	438	264	132	29	48	0	203	73	2,120	15.2	11
西海市	8,485	386	228	165	65	132	0	3	0	1,652	2,631	31.0	2
雲仙市	15,508	116	311	202	85	12	11	0	1,073	389	2,199	14.2	13
南島原市	16,344	376	418	325	36	23	8	0	239	1,521	2,946	18.0	8
長与町	11,467	617	344	145	96	354	10	0	0	1,195	2,761	24.1	4
時津町	9,108	478	300	165	79	281	0	1	0	977	2,281	25.0	3
東彼杵町	2,065	38	68	40	12	0	0	0	0	3	161	7.8	19
川棚町	4,246	139	143	81	24	0	1	0	0	5	393	9.3	18
波佐見町	3,853	70	128	74	22	0	0	0	0	5	299	7.8	19
小値賀町	1,064	68	34	22	8	5	0	0	0	8	145	13.6	14
佐々町	5,132	194	103	85	33	29	0	0	208	182	834	16.3	10
新上五島町	10,841	176	273	122	60	6	0	39	0	13	689	6.4	21
県計	479,297	23,124	9,204	7,669	3,652	6,089	732	480	7,239	17,211	75,400	15.7	

* 溶融スラグ 廃棄物を高温でガス化、燃焼させ、その残渣(焼却灰)を溶融した後に冷却することによって生じるガラス質の溶融固形物。路盤剤やコンクリート用骨材等への利用が図られている。

＜出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)＞

⑤再生利用率が高い市町TOP10

順位	市町名	再生利用量 (t)										再生 利用率 (%)
		紙	金属	ガラス	ペット ボトル	プラスチック	布類	肥料	溶融 スラグ	その他	計	
1	壱岐市	1,385	155	218	89	34	15	0	0	915	2,811	31.1
2	西海市	386	228	165	65	132	0	3	0	1,652	2,631	31.0
3	時津町	478	300	165	79	281	0	1	0	977	2,281	25.0
4	長与町	617	344	145	96	354	10	0	0	1,195	2,761	24.1
5	島原市	863	706	276	157	205	4	0	1,228	418	3,857	20.1
6	平戸市	467	294	250	46	0	5	232	487	10	1,791	18.8
7	松浦市	322	239	124	44	0	0	156	369	7	1,261	18.3
8	佐世保市	4,175	1,738	1,792	540	0	251	0	0	7,586	16,082	18.0
8	南島原市	376	418	325	36	23	8	0	239	1,521	2,946	18.0
10	佐々町	194	103	85	33	29	0	0	208	182	834	16.3
県計		23,124	9,204	7,669	3,652	6,089	732	480	7,239	17,211	75,400	15.7
R7年度目標値											89,000	20.0

＜出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)＞

＜出典：長崎県廃棄物処理計画＞

(4) 各市町の分別収集の状況

市町名	分別数				市町名	分別数			
	H28	H29	H30	R1		H28	H29	H30	R1
長崎市	10	10	10	10	雲仙市	15	17	17	17
佐世保市	14	14	15	15	南島原市	17	17	17	16
島原市	8	8	9	9	長与町	19	19	19	19
諫早市	9	9	9	9	時津町	14	14	14	14
大村市	14	14	14	14	東彼杵町	6	6	6	6
平戸市	8	8	8	8	川棚町	6	6	6	6
松浦市	8	8	8	8	波佐見町	6	6	6	6
対馬市	12	12	12	12	小値賀町	12	11	11	11
壱岐市	21	21	21	21	佐々町	14	12	12	12
五島市	8	8	8	8	新上五島町	9	9	9	9
西海市	17	17	17	17					

〈出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査〉

(5) 各市町のごみの有料化の状況 (令和3年12月末現在)

区分 種類	生活系 (家庭系)						事業系
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ	その他	
長崎市	無料 (ごみ袋は指定しているが、 手数料を課していないため、市の収入 にはならない。)			ステッカー ①長さ1m以下かつ 重さ30kg以下 523円/個 ②長さ1m超2m 未満又は30kg 超60kg未満 1,047円/個 (戸別収集)	628円/100kg		収集(可燃・不燃・資源・プラ容器包装) : 指定ごみ袋146円/枚 直接搬入 : 628円/100kg
佐世保市	指定ごみ袋4~10円/1枚 (購入補助券5枚/人・年*ま でごみ処理手数料が無料。 購入補助券がない場合、ご み処理手数料840円/指定ご み袋1組当り)*住民1人あ たり900円/年までは無料。 袋の種類は大45ℓ・中30ℓ・ 小15ℓ・ミニ7.5ℓで購入補 助券1枚につき1組=各1800 円を購入可。		無料	粗大ごみ処 理券520円/ 枚	50kgにつき450円 50kg超10kgにつき90円加 算 (資源物は無料)		直接搬入(一般廃棄物+紙くず・木くず・織 維くず) : 50kgにつき450円、50kg超10kgにつき90円加 算 (資源物は無料)
島原市	指定ごみ袋 11円~ 23円/枚	無料			可燃 : 50kg以下190円 50kg超 38円/10kg加算 ※上記に別途消費税 不燃 : 無料		直接搬入(可燃) : 100kg以下 571円 100kg超 286円/50kg加算 ※上記に別途消費税 直接搬入(不燃) : 76.2円/10kg ※上記に別途消費税
諫早市	指定ごみ袋等 15円~26円/枚		指定ごみ袋 26円/枚 (ペットボトル)	シール 310円/枚	可燃 : 50kg以下190円 50kg超 38円/10kg加算 (消費税別、10円未満の 端数切捨て) 不燃 : 420円/100kg までごと		直接搬入 : 100kg以下571円 (可燃) 100kg超286円/50kg加算 (消費税別、10円未満の端数切捨て) 直接搬入(不燃) : 790円/100kgまでごと
大村市	指定ごみ袋 10円~ 30円/枚	無料			50kg以下200円 50kg超 100円/50kg加算		収集(可燃) : 指定ごみ袋50円~100円/枚 直接搬入 : 100kg以下600円 100kg超 300円/50kg加算
平戸市	指定ごみ袋 可燃(大) 40円 可燃(小) 30円	指定ごみ袋 資源ごみ専用袋(大) 30円 資源ごみ専用袋(中) 25円資源ごみ専用袋 (小) 20円		シール 300円/枚	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加 算	指定ごみ袋 5円~10円/枚 (生ごみ)	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加算
松浦市	指定ごみ袋 21円/枚 32円/枚	指定ごみ袋 21円/枚 26円/枚 32円/枚		ステッカー 315円/枚 629円/枚	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加 算	指定ごみ袋 6円/枚 11円/枚 (生ごみ)	50kg以内/250円 以降10kg増ごとに50円加算
対馬市	指定ごみ袋 20円~61円/枚		指定ごみ袋 10円~ 30円/枚		100kg以下200円 100kg超 78円/50kg加算		収集(可燃・不燃・資源) : 指定ごみ袋102円~152円/枚 直接搬入 : 100kg以下520円 100kg超26円/10kg加算
壱岐市	指定ごみ袋 20円~ 40円/枚	指定ごみ袋 40円/枚	無料	シール 200円/枚	20kg以下100円 20kg超 50円/10kg加算		収集(可燃・不燃) : 指定ごみ袋20円~40円/枚 粗大 : シール200円/枚 直接搬入 : 20kg以下100円 20kg超50円/10kg加算
五島市	指定ごみ袋 10円~40円/枚		無料	300円~ 600円/個	40円/10kg		収集(可燃) : 指定ごみ袋10円~40円 収集(資源) : 無料 直接搬入 : 40円/10kg 粗大ごみ300円~600円
西海市	指定ごみ袋 10円~25円/枚			シール 200円/枚	10kg以下60円 10kg超 60円/10kg加算		直接搬入 : 10kg以下60円 10kg超60円/10kg加算

区分 種類	生活系（家庭系）						事業系
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ	その他	
雲仙市	指定ごみ袋 20円/枚 ※可燃物（小）のみ15円/枚				可燃：50kg以下190円 50kg超…38円/10kg加算 ※上記＋消費税 （10円未満切り捨て） 不燃：420円/100kgごとに ※（税込）		直接搬入（可燃）：100kg571円 100kg超…286円/50kg加算 ※上記＋消費税 （10円未満切り捨て） 直接搬入（不燃）：790円/100kgごとに ※（税込）
南島原市	指定ごみ袋 15円～ 20円/枚	指定ごみ袋 15円～ 20円/枚	無料		可燃：50kg以下209円 50kg超 42円 /10kg加算（税込、10円未 満切り捨て） 不燃：無料	無料 （有害ごみ ・蛍光灯 ・乾電池）	収集（可燃）：指定ごみ袋15円～20円/枚 直接搬入（可燃） 100kg628円 100kg超315円/50kg加算 （税込、10円未満切り捨て） 直接搬入（不燃）：76円20銭/10kg（税別）
長与町	指定ごみ袋 8円～17円/枚 （ただし、金属類・びん類・紙類・布 類は無料）			無料（令和3 年度まで） 処理券 1,100円/枚 550円/枚	100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切 捨）	無料 （乾電池・充電 式電池・蛍光 管・電球・小型 家電）	直接搬入：100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切捨）
時津町	指定ごみ袋 8円～20円/枚			無料	100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切 捨）	無料 （乾電池・蛍光 管）	直接搬入：100kg毎600円（税抜） （税込は10円未満端数切捨）
東彼杵町	指定ごみ袋 34円～ 45円/枚	指定ごみ袋34～45円/枚		シール 340円/枚	120円/10kg	無料 （乾電池・蛍光灯）	直接搬入：120円/10kg
川棚町	指定ごみ袋 34円～ 45円/枚	指定ごみ袋 34円～ 45円/枚		シール 340円/枚	120円/10kg	無料 （乾電池・蛍光灯）	直接搬入：120円/10kg
波佐見町	指定ごみ袋 34円・45 円/枚	指定ごみ袋 34円・45 円/枚	指定ごみ袋 34円・45円 /枚	シール 340円/枚	10kgまで120円 10kg超 120円/10kg加算	無料 （乾電池・蛍光灯）	直接搬入：10kgまで120円 10kg超120円/10kg加算
小値賀町	170円～390円/世帯・月			100円/ 世帯・月	100円～500円/個 搬入車量により 軽トラック500円/台 その他 1,000円/最大積載量t		収集（可燃・不燃・資源）： 210円～470円/月 粗大（処理）：建設業4,500円/月 その他の業種1,000円/月 直接搬入：搬入車量により 軽トラック500円/台 その他1,000円/最大積載量t
佐々町	指定ごみ袋 30円・45 円/枚	指定ごみ袋 50円/枚	指定ごみ袋 20円・30円 /枚	ステッカー 300円/枚	10kg以下40円 10kg超 40円/10kg加算	指定ごみ袋 30円・50円/枚 （不燃危険物）	直接搬入：10kg以下80円 10kg超80円/10kg加算
新上五島町	指定ごみ袋 20円/枚～ 40円/枚	指定ごみ袋 20円/枚～ 40円/枚	無料	粗大ごみ処理 券300円/個 （一人て搬 出）～ 600円/個（二 人以上で搬 出）	10kg以下40円 10kg超 40円/10kg加算	無料 （乾電池、蛍光 管、卓上コン ロガス缶 等）	収集（可燃・不燃）： 指定ごみ袋20円/枚～40円/枚 粗大ごみ処理券：300円/個～600円/個 直接搬入：10kg以下40円 10kg超40円/10kg加算

*1 「粗大ごみ」欄が空欄となっているものは、直接搬入ごみとして受け入れ。

*2 市町内で区域により制度が異なる場合、規模（人口・面積等）により主なものを掲載。

3. 自主行動計画の作成例

(1) 建設業における自主行動計画の作成例

① 事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	建設業	従業員数	30名
資本金	10百万円	年間出荷額（製造業のみ）	円
事業内容	建築、土木		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

② 計画期間

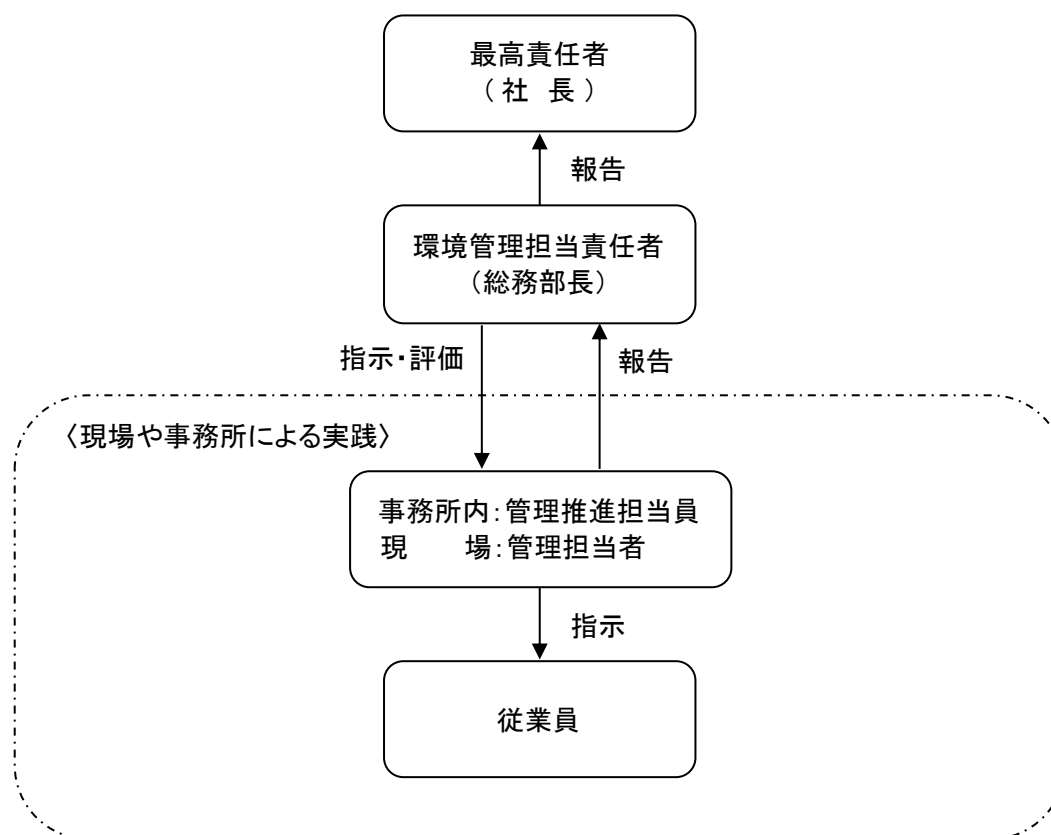
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③ 廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。建設業の場合は、事務所における環境管理推進担当員と現場における推進員（現場管理担当者等）を選任します。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方
 廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①資材管理、工程管理を十分に行うことによって資材の無駄を省き、廃棄物の発生抑制を図る。 ②事務用品・備品等の在庫管理を徹底するとともに、詰め替え可能製品の使用、社内書類の簡素化等を図り、一般廃棄物の発生抑制に努める。 ③納入メーカーと連携し、過剰梱包防止を推進する。
分別の徹底について	①現場においては、可能な限り分別用のストックヤードを確保し、分別に努める。 ②解体作業を伴う場合は、分別解体に努める。 ③事務所等の一般廃棄物については、その種類ごとに容器を区分して保管する。 ④現場管理担当者による分別状況確認と指導を徹底する。
再資源化・再利用について	①コンクリート片・廃アスファルトについては、従来どおり再資源化・再利用に努める。 ②柱、梁等については、できるかぎり再使用する。 ③木くず・無機性汚泥については、再資源化・再利用に努める。 ④資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①排出される産業廃棄物については、マニフェスト使用の徹底を図り、産業廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方にに基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■産業廃棄物に関する取り組みの例■

1：分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②現場管理担当者による分別状況確認と指導を徹底
2：廃棄物の発生抑制
①資材管理、工程管理の徹底による無駄の排除 ②過剰梱包防止制度の徹底と継続 ③建設リサイクル法、資源有効利用促進法に従った事業活動の展開
3：再使用・再生利用の促進
①利用可能な木材等の再利用 ②再生骨材、再生クラッシャーラン、再生加熱アスファルト混合物等再生品利用の促進 ③金属くず、廃プラの資源化について、再資源化先の拡大を検討

■一般廃棄物に関する取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②事務所内推進員、現場管理担当者による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った営業活動の展開
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用 ③使用済み封筒は社内連絡に利用 ④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値 (t)			
	排出量	リサイクル量※１	減量化量※２	最終処分量
	a	b	c	d
コンクリート片	100	90		10
廃アスファルト	150	130		20
木くず	20	4	10	6
金属くず	5	3		2
可燃ごみ (一廃)	1			1
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値 (t)				達成率 (%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
コンクリート片	100	90		10	100	100		100
廃アスファルト	120	110		10	125	95		160
木くず	30	10	10	10	67	60	150	90
金属くず	5	4		1	100	75		200
可燃ごみ (一廃)	1			1	100			100
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1			100	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。建設業の場合、受注する工事量で排出量が左右されることが多いことから、量ではなくて排出量に対する割合で目標を設定することが考えられます。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度の目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和2年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。（排出量に対する割合の場合）

種類	計画目標値(排出量に対する割合)			具体的な取組内容
	リサイクル率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	
コンクリート片	93	2	5	工程管理の徹底
廃アスファルト	95	2	3	同上
木くず	35	40	25	分別解体の徹底
金属くず	75		25	同上
可燃ごみ (一廃)	30		70	事務所備品の管理徹底、 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	100			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	100			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。（排出量に対する割合の場合）

種類	計画目標値(排出量に対する割合)			具体的な取組内容
	リサイクル率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	
コンクリート片	98	2		工程管理
廃アスファルト	97	3		同上
木くず	60	35	5	分別解体の徹底
金属くず	85	10	5	同上
可燃ごみ (一廃)	40	20	40	事務所備品の管理徹底、 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	100			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	100			同上

(2) 製造業における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	製造業	従業員数	50名
資 本 金	15百万円	年間出荷額（製造業のみ）	500百万円
事業内容	金属部品・機械部品製造業		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

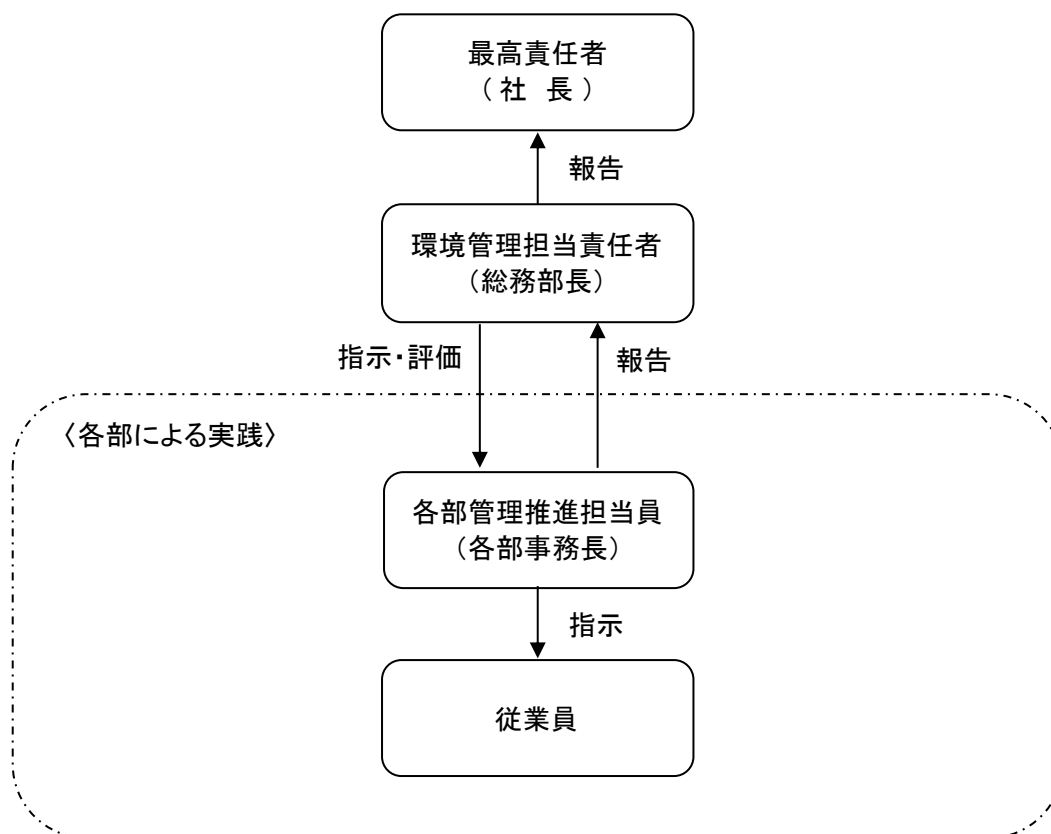
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方

廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①製造工程管理を十分に行うことによって不良品の発生を抑え、産業廃棄物の発生抑制を図る。 ②事務用品・備品等の在庫管理を徹底するとともに、詰め替え可能製品の使用、社内書類の簡素化等を図り、一般廃棄物の発生抑制に努める。 ③資材・設計・工作部門並びに納入メーカーと連携し、過剰梱包防止を推進する。
分別の徹底について	①産業廃棄物、一般廃棄物ともに、その種類ごとに容器を区分して保管する。 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底する。
再資源化・再利用について	①金属性の廃容器については、内容物を取り除きプレス後に、金属くずとともに資源化業者に売却する。 ②古紙および段ボール等の紙類で再利用可能なものは、資源化業者に売却するなど、再資源化に努める。 ③資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①現在自己処理施設がないため、排出される産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方にに基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■産業廃棄物に関する取り組みの例■

1：分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底
2：廃棄物の発生抑制
①製造工程管理の徹底による無駄の排除 ②過剰梱包防止制度の徹底と継続 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った事業活動の展開
3：再使用・再生利用の促進
①利用可能な段ボール等の再利用 ②荷受け時梱包用の緩衝材（発泡スチロール等）を回収、製品出荷時の梱包用に再利用 ③鋳物砂、鉄粉などの再資源化の実施 ④金属くず、廃プラの資源化について、再資源化先の拡大を検討

■一般廃棄物に関する取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った営業活動の展開
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用 ③使用済み封筒は社内連絡に利用 ④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値 (t)			
	排出量	リサイクル量※１	減量化量※２	最終処分量
	a	b	c	d
コンクリート片	100	90		10
廃アスファルト	150	130		20
木くず	20	4	10	6
金属くず	5	3		2
可燃ごみ (一廃)	1			1
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値 (t)				達成率 (%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
コンクリート片	100	90		10	100	100		100
廃アスファルト	120	110		10	125	95		160
木くず	30	10	10	10	67	60	150	90
金属くず	5	4		1	100	75		200
可燃ごみ (一廃)	1			1	100			100
資源ごみ (飲料水空缶)	1	1			100	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和3年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
金属くず	90	80		10	工程管理の徹底
鑄造廃砂	270	250		20	同上
廃プラ	50	40	10		包装材の削減
古紙・段ボール	60	55		5	包装材の削減、社内書類の簡素化、裏紙利用の徹底
可燃ごみ (一廃)	4			4	事務所備品の管理徹底、従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	2	2			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	0.5	0.5			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
金属くず	90	90			工程管理の徹底
鑄造廃砂	250	250			全量自己再利用を目指す
廃プラ	40	40			包装材の削減
古紙・段ボール	55	55			包装材の削減、社内書類の簡素化、裏紙利用の徹底
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底、従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水空缶)	0.5	0.5			水筒持参運動の展開
資源ごみ (ペットボトル)	0.5	0.5			同上

(3)卸売・小売業、飲食店における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	卸小売業	従業員数	10名
資本金	15百万円	年間出荷額（製造業のみ）	円
事業内容	日用品・食料品・家庭雑貨小売		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

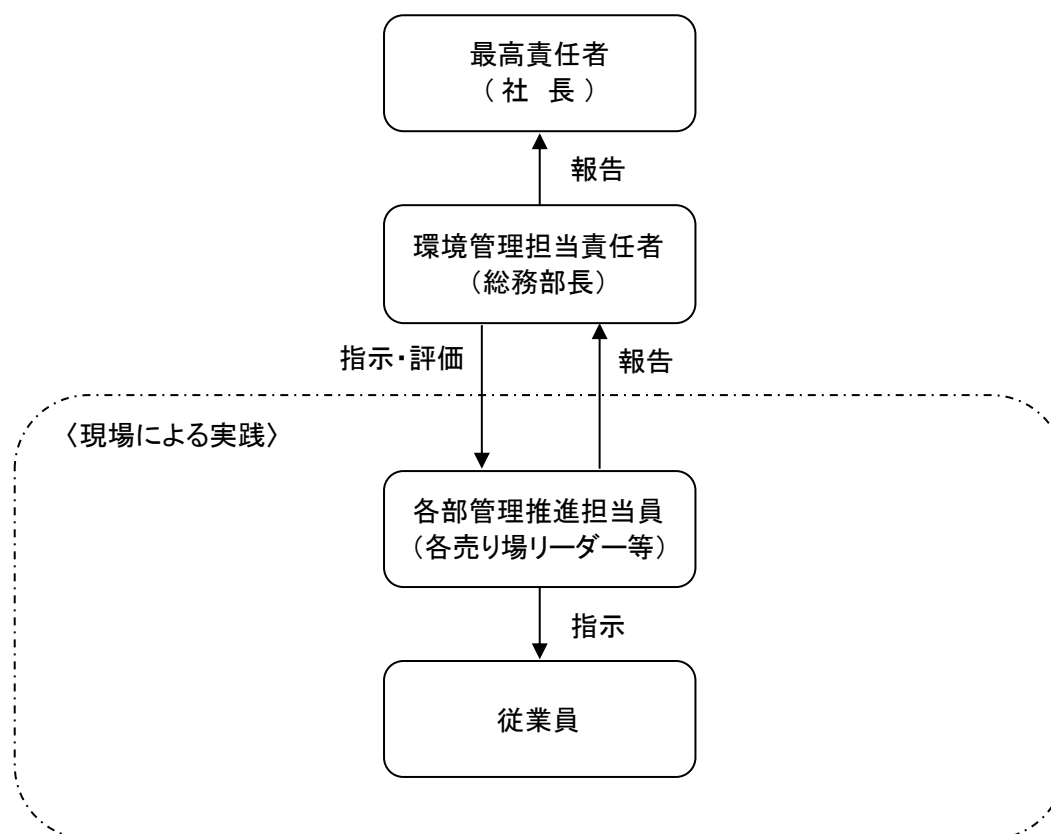
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方

廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①ノートレー商品数を増やし廃棄物の発生抑制を図る。 ②食品残さ（生ごみ）は十分水切りをする。 ③商品納入業者と連携し、過剰梱包防止を推進する。 ④リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的な販売により家庭（消費者）からの排出抑制に貢献する。
分別の徹底について	①廃棄物の種類ごとに容器を区分して保管する。 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底する。
再資源化・再利用について	①金属性の廃容器については、内容物を取り除きプレス後に、金属くずとともに資源化業者に売却する。 ②古紙および段ボール等の紙類で再利用可能なものは、資源化業者に売却するなど、再資源化に努める。 ③資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①現在自己処理施設がないため、排出される産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方にに基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■産業廃棄物に関する取り組みの例■

1：分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底
2：廃棄物の発生抑制
①過剰梱包防止制度の徹底と継続 ②資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等に従った事業活動の展開 ③無駄の少ない仕入れの徹底（特に生鮮食料品）
3：再使用・再生利用の促進
①地元農家等との連携による食品残さの活用（堆肥化・飼料化等） ②利用可能な段ボール等の再利用

■一般廃棄物に関する取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法に従った事業活動の展開
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用 ③使用済み封筒は社内連絡に利用 ④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値(t)			
	排出量 a	リサイクル量*1 b	減量化量*2 c	最終処分量 d
食品残さ	10	8		2
段ボール	30	25		5
発泡スチロール箱	5	2		3
可燃ごみ (一廃)	4			4
資源ごみ (飲料水・食料缶)	3	3		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値(t)				達成率(%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
食品残さ	8	5		3	125	128		53
段ボール	30	25		5	100	100		100
発泡スチロール箱	4	3		1	125	53		240
可燃ごみ (一廃)	3			3	133			100
資源ごみ (飲料水・食料缶)	2	2			150	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度の目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和3年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
食品残さ	9	8		1	無駄の少ない仕入れの徹底 堆肥化・飼料化の促進
段ボール	30	28		2	包装材の削減
発泡スチロール箱	20	18		2	漁協・農協、その他納入業者等と連携し、流通関係組織の回収システムを構築
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水・食材空缶)	2	2			水筒持参運動の展開 自販機の台数削減
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
食品残さ	10	10			無駄の少ない仕入れの徹底 堆肥化・飼料化の促進
段ボール	30	30			包装材の削減
発泡スチロール箱	20	20			漁協・農協、その他納入業者等と連携し、流通関係組織の回収システムを構築
可燃ごみ (一廃)	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ (飲料水・食材空缶)	1.5	1.5			水筒持参運動の展開 自販機の台数削減
資源ごみ (ペットボトル)	0.8	0.8			同上

(4) サービス業における自主行動計画の作成例

①事業所の概要（対外公表する場合）

業 種	サービス業	従業員数	50名
資 本 金	10百万円	年間出荷額（製造業のみ）	円
事業内容	設計事務所		
担当部署・責任者名	総務部：ながさき太郎（環境管理担当責任者）		

②計画期間

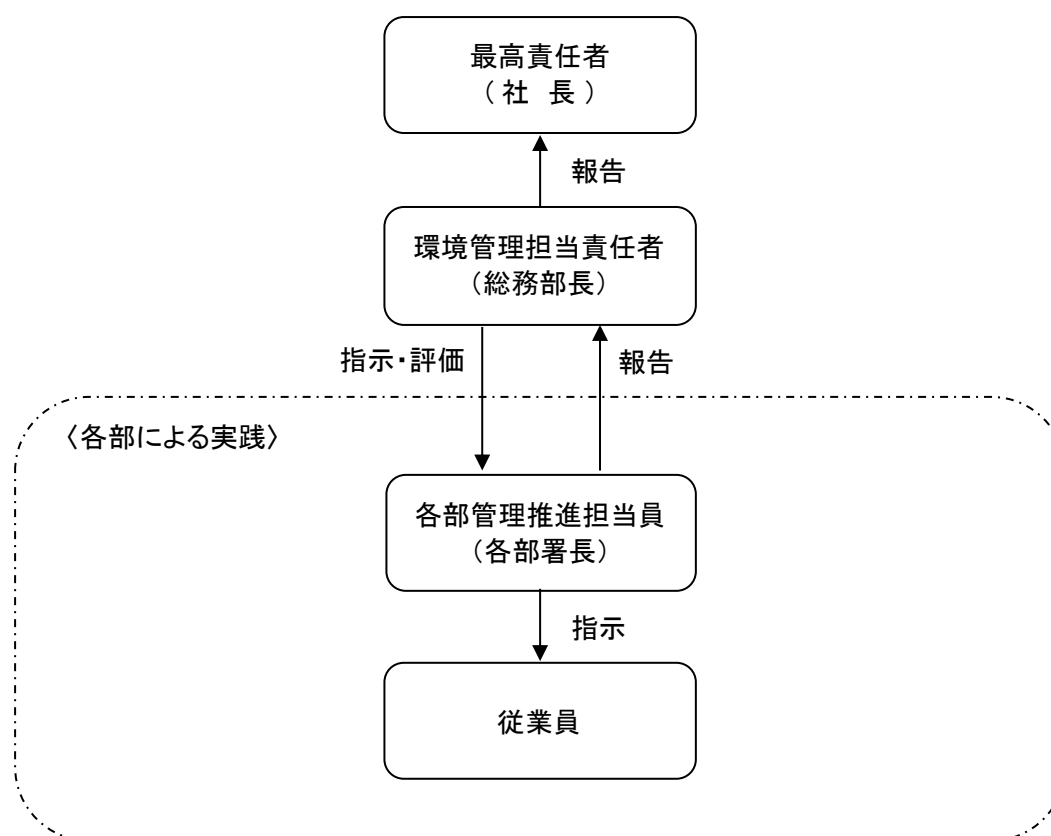
自主行動計画の計画期間を定めます。場合によっては、複数年（2年間程度）の計画とすることも考えられます。

例：令和3年4月から令和4年3月（1年間）

③廃棄物の処理に関する体制

計画の実施体制を定めます。

例：体制図



④廃棄物減量化・リサイクル推進の基本的な考え方

廃棄物の減量化・リサイクル推進の基本方針を定めます。

■基本方針の例■

排出の抑制と減量化について	①書類の簡素化・共有化・両面コピー等を進める。 ②耐久性が高く修理可能な製品を選ぶ。 ③備品の購入は必要最小限とする。 ④使いすて商品の使用を控える。 ⑤過剰包装の商品はできる限り使用を控える。
分別の徹底について	①廃棄物（ごみ）の種類ごとに容器を区分して保管する。 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底する。 ③オフィス町内会の設立・参加を近隣事業所間で検討、実施する。
再資源化・再利用について	①新品でなくてもよいものは、中古品を選ぶ。 ②不要備品リストを作成し、必要としている部署で活用する。 ③資源ごみ（かん、びん、ペットボトル）を分別回収し、再資源化に努める。
最終処理・処分について	①その他排出される廃棄物については、廃棄物処理業者へ委託し適正処理を行う。

⑤具体的な取り組み方策（事業所内共通ルール等）

基本的な考え方に基づき、具体的な取り組み方策を定めます。なお、別途、「廃棄物処理要領」などの社内規定を作成するのも効果的です。

■取り組みの例■

1：ごみの分別の徹底
①事業所内分別の徹底 ②各部推進委員による分別状況確認と指導を徹底 ③廃家電・不用家電等の小売業者・回収業者への引渡の徹底
2：容器・包装等の使用の抑制
①不要な包装や容器入りの商品の購買を控える ②リターナブル容器入り商品やつめかえ可能商品の積極的購入 ③使いすて商品の使用自粛 ④マイバッグ運動への協力と参加
3：廃棄物の発生抑制
①書類の簡素化・共有化の促進 ②両面コピーや裏紙使用を徹底 ③郵便・宅配便などの包装の簡易化 ④厨房や給湯室などから出る生ごみの水切りの徹底 ⑤事業所内の冷蔵庫の中身の利用者管理の徹底 ⑥会議や行事の際は、紙コップ、割ばし等の使用禁止 ⑦ノートや鉛筆、ペンなどは最後まで使い切る
4：再使用・再生利用の促進
①段ボール箱はものの保管や整理などに利用 ②ミスコピー紙の裏をメモ用紙に利用

- ③使用済み封筒は社内連絡に利用
④不要備品リストの作成と不要備品の共有化を実践する

⑥廃棄物発生量・リサイクル量の現状（品目別）

現状で把握できる廃棄物の発生量やリサイクル量を整理します。

例：令和２年度の廃棄物発生量・リサイクル量は次表の通り。

種類	実績値(t)			
	排出量 a	リサイクル量*1 b	減量化量*2 c	最終処分量 d
古紙・段ボール	5	2.5		2.5
可燃ごみ (一廃)	3			3
資源ごみ (食材空缶)	2	2		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1		

※１：リサイクル量は、自己直接再生利用、自己中間処理後再生利用、直接委託再生利用を含む

※２：減量化量は、自己中間処理、委託中間処理を含む

⑦目標達成状況のチェック（成果の確認と評価等）

実績から目標達成状況をチェック・評価します。なお、達成できなかった場合は、その理由についても考察し、次の目標設定に反映します。計画初年度の場合は不要です。

例：令和２年度の目標達成状況は次のとおり。

種類	目標値(t)				達成率(%)			
	排出量 A	リサイクル量 B	減量化量 C	最終処分量 D	排出量*1 e	リサイクル量*2 f	減量化量*3 g	最終処分量*4 h
古紙・段ボール	5	2.5		2.5	100	100		100
可燃ごみ (一廃)	3			3	100			100
資源ごみ (食材空缶)	2	2			100	100		
資源ごみ (ペットボトル)	1	1			100	100		

※１：実績値/目標値（ $e = a / A$ ）

※２：実績値の排出量に対する実績値のリサイクル量の割合/目標値の排出量に対する目標値のリサイクル量の割合（ $f = (b / a) / (B / A)$ ）

※３：実績値の排出量に対する実績値の減量化量の割合/目標値の排出量に対する目標値の減量化量の割合（ $g = (c / a) / (C / A)$ ）

※４：目標値の排出量に対する目標値の最終処分量の割合/実績値の排出量に対する実績値の最終処分量の割合（ $h = (d / a) / (D / A)$ ）

⑧廃棄物減量・リサイクル推進目標の設定（品目別）

前年度の達成状況等を踏まえ、新たな目標を設定します。なお、可能であれば、計画作成当初または、2年目の計画作成時に令和7年度の目標値を中間目標値として設定することが望まれます。

例：令和3年度の廃棄物減量・リサイクル推進目標を次のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
古紙・段ボール	5	2.5		2.5	書類簡素化、両面コピーの推進、包装材の削減
可燃ごみ （一廃）	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ （食材空缶）	2	2			リターナブル容器入り製品への展開
資源ごみ （ペットボトル）	1	1			同上

例：中期的な目標として、令和7年度目標値を以下のように設定する。

種類	計画目標値(t)				具体的な取組内容
	排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量	
古紙・段ボール	4	3		1	書類簡素化、両面コピーの推進、包装材の削減
可燃ごみ （一廃）	3			3	事務所備品の管理徹底 従業員教育の徹底
資源ごみ （食材空缶）	1.5	1.5			リターナブル容器入り製品への展開
資源ごみ （ペットボトル）	0.8	0.8			同上

4. 関連データ及び取組事例

(1) ごみの分別の徹底に関する取組事例（壱岐市）

壱岐市では、令和2年度から22種類の分別回収を実施しています（表1）。令和元年度までは21種類の分別区分でしたが、新たにペットボトルキャップのリサイクルを始めました。

家庭からのごみは、可燃ごみ等と資源ごみを分けて出すことの出来るリサイクルステーションに出していただきます。これは自治公民館等により整備管理がなされており、その中に資源ごみの区分別にコンテナ・ボックスを用意し、まとめて入れてもらっています（表2）。ごみ袋の破袋及び選別にかかる費用が低減するとともに、異物の混入を防ぎ、有価物としての質が向上するというメリットがあります。

リサイクルステーションでの拠点回収の実施にあたっては、各自治公民館からリサイクル推進員を選出していただき、ごみの出し方等の指導の徹底をお願いしています。回収時に正しく出されていない状況を確認した時は、推進員に連絡を取って排出者に改善を求めています。

分別回収は、今ではほとんどの市民に浸透し定着していますが、一部の理解が得られない方により不法投棄につながるケースもあるため、今後も啓発に努めています。

表1 分別回収

〔資源ごみ 18 分別〕	
(1)アルミ缶、(2)スチール缶、(3)無色ビン、(4)茶色ビン、(5)その他色ビン、(6)ペットボトル、(7)ペットボトルキャップ、(8)食品用トレイ、(9)蛍光管、(10)乾電池、(11)廃食用油、(12)紙パック、(13)ダンボール、(14)その他容器包装紙、(15)新聞紙、(16)雑誌、(17)上・中質紙、(18)布製品全般	
〔有料ごみ 4 分別〕	
(19)可燃物、(20)ガラス陶磁器、(21) 金属類、(22) 粗大ごみ	

表2 地区拠点回収場所数

項目 \ 地区名	郷ノ浦	勝本	芦辺	石田	合計
自治公民館数	8 7	4 8	8 1	2 5	2 4 1
ごみ・リサイクルステーション	2 0 1	6 3	1 1 5	3 4	4 1 3



ごみ・リサイクルステーションの様子

(2) 容器・包装等の使用の抑制に関するデータ及び取組事例

①ながさきマイバッグキャンペーン

県内の住民・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減等に取り組み、ごみの減量化を推進するため、10月の3R推進月間中に、「ながさきマイバッグキャンペーン」を実施しています。

小売店舗等がレジ袋の削減を目指した取組内容（買い物袋持参を呼びかける店内放送やレジ袋不要カードの作成、詰め替え商品・簡易包装商品の販売促進など）を登録し、10月の強化月間中に県内一斉に行動しました。

○キャンペーンの実績（令和3年度分）

（キャンペーン実施期間）

- ・令和3年10月1日から10月31日

（参加店舗）

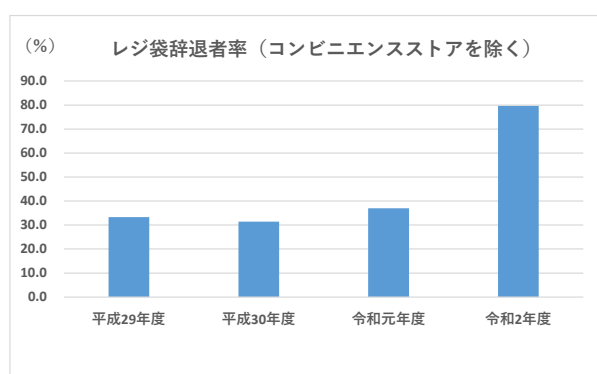
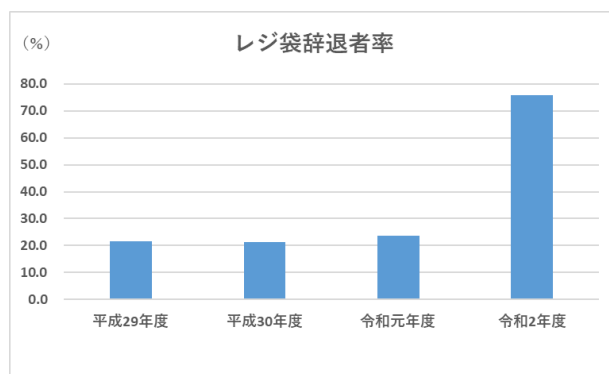
- ・651店舗

（取組内容）

- ・キャンペーンポスター及びステッカーの掲示
- ・レジ袋辞退者へのキャッシュバック
- ・レジ袋辞退者へのシール・スタンプ等付与により特典制度
- ・チラシでの表示・店内放送・レジ袋不要カードの作成などによる買い物袋持参呼びかけ
- ・会計時の声掛け
- ・詰め替え商品・簡易包装商品の販売促進

（レジ袋辞退者率）

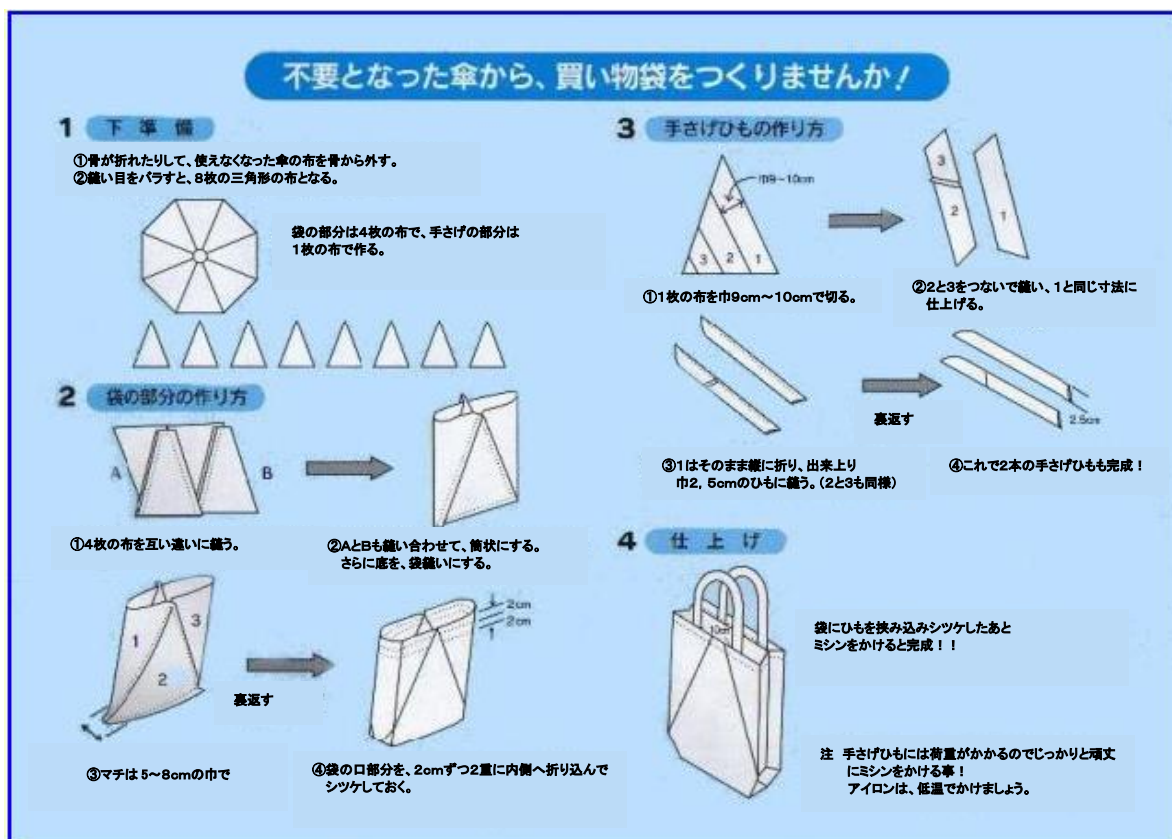
令和2年7月からレジ袋が有料化となり、レジ袋辞退者率は増加傾向にあります。



②長崎県生活学校連絡協議会におけるレジ袋削減の取組

長崎県生活学校連絡協議会では、ごみの減量化を目指し、簡易包装とマイバッグ持参運動の推進、地元の大型店等との対話集会を開催し、レジ袋削減に取り組んでいます。

また、不要になった傘を利用した手作り買い物袋の普及を図るなどの活動を行っています。



③ 新聞エコ袋の作り方 (出典：新上五島町 芳賀佳美)



(3) 食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制に関するデータ及び取組事例

①九州食べきり協力店募集の取組

事業者による過剰在庫・返品や外食・家庭での食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」の量は年間約 570 万トン(令和元年度農林水産省推計)にもものぼり、国民 1 人 1 日当たりの「食品ロス」の量は、約 124g と茶碗 1 杯分のご飯の量に相当します。

九州 7 県では、「食品ロス」の削減やリサイクルを進めるため、小盛メニューの設定や利用客への食べきりの呼びかけなどの取組を行う。食品ロス削減のための取組を行う店舗「九州食べきり協力店」を募集しています。

※九州食べきり協力店の募集や登録店に関する情報は、長崎県ホームページに掲載しています。「ながさき食ロスゼロ」で検索してください。



【飲食店・宿泊施設での取組事例】

- ・小盛り、ハーフサイズ、食べきりサイズなどのメニュー設定
- ・ポスターやメニュー表示における食べきり・食品ロス削減の啓発
- ・宴会等での食べきりの呼びかけ（3010運動）

など

【小売店での取組事例】

- ・食材使いきりレシピや残り物アレンジレシピの紹介
- ・ばら売り、量り売り、少量パックによる販売
- ・割引販売等の実施による売りきり推進

など



九州食べきり協力店
登録募集中!!



②生ごみの水切りに関するデータ（生ごみ水切りの方法）

○水切りによるごみの削減効果

長崎県の令和元年度生活可燃ごみ：約 23 万トン

生ごみ（＝生活系可燃ごみの約 45％）：約 10 万トン

水切りにより削減量（＝生ごみの約 10％）：約 1 万トン

1 人 1 日あたりのごみ搬出量に換算：36g/人・日（可燃 812g×0.45）

水切りによるごみの削減効果：36g

【生ごみの水切り方法について（出典：島原市）】

・生ごみの水切り

家庭から出される燃やせるごみのうち、「生ごみ」が占める割合は約 45％です。

また、「生ごみ」の約 85％は水分と言われています。ごみとして出す前に「水切り」をすることで、ごみの減量につながります。

・臭いの抑制

生ごみが臭いを放つ原因のひとつは生ごみの水分です。

「水切り」をすることで、ごみ袋から出る悪臭の発生を抑制することもできます。

・CO₂ の削減

生ごみ等の燃やせるごみは県央県南クリーンセンターの溶融施設で処理しています。

燃やせるごみに水分が多く含まれていると溶融温度が上がりにくく効率は悪くなってしまう。

「水切り」を行うことで生ごみの水分が減り、焼却効率の向上につながります。

また、水分が減ることでごみ全体の量が減少するので、ごみ収集車の運搬効率も上がります。

以上の 2 点から CO₂ の削減にも繋がります。

・水切り参考例

野菜などは、いらない皮などをむいてから洗い、いらない皮などは濡らさないようにしましょう。

水切りネットや三角コーナー等を使い水切りを実践しましょう。



水切りネットと三角コーナーを使った水切り



ザルを使った水切り

水切りネットや三角コーナー等には、水気のあるものだけを入れるようにしましょう。

水気のないものは、ごみ袋に直接入れるなど、余分な水分を吸わせないようにしましょう。

ごみを出す前に、水切りネットなどの生ごみを、手やペットボトルを使って押しつぶし、水切りを十分に行いましょう。



ペットボトルを使って水切り



ペットボトルを使って押しつぶし



CD を使った水切り

ちょっとした心がけでできる簡単な水切り方法です。
さあ、水切りを実践し、ごみの減量化を目指しましょう！

③生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの取組

1. 設立趣旨及び目的

「長崎県生ごみ減量化パートナーシップ推進事業（平成16年度～平成17年度）」での実践研修を修了したチーフリーダー及び地域リーダーがネットワークを構築し、地域における研修会等を通じて、長崎県における生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルを促進することを目的とする。

2. 位置づけ

「長崎県廃棄物処理計画」及び「ゴミゼロながさき実践計画」に掲げる一般廃棄物排出量の削減目標を達成するため、各リーダーがそれぞれの地域で住民や学校等に対して生ごみの減量化・リサイクル活動の支援を行う。

3. 活動内容

生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルに関する普及啓発

→学校や自治会等での生ごみ堆肥化や生ごみ元気野菜づくりの指導 など

※活動回数：R1・・・734回

R2・・・308回

4. 会員の状況（令和3年3月末現在）

総数：46名

（内訳）長崎：7名、佐世保：8名、西彼：5名、県央：7名、県南：5名、県北：2名、五島：4名、上五島：1名、壱岐：4名、対馬：3名



（学校や自治会における生ごみ減量化リーダーの活動の様子）

④ダンボールコンポストの作り方（出典：長崎市）

○用意するもの

（1日に約500gの生ごみを入れる場合）

◆段ボール箱（30cm×40cm×30cm程度）

※厚手のものがおすすめです

◆基材

・ピートモス（15リットル）

・くんたん（燐炭）（10リットル）

※どちらもホームセンターや園芸店で購入可

◆新聞紙

◆ガムテープ

◆洗濯ネット（目が細かいもの）

◆段ボールの土台（右図の黒いカゴやビールケースのような通気性があるもの）

◆ゴム手袋またはスコップ（かき混ぜるため）

（あると便利なもの）

◆温度計（基材の温度確認用）

◆人工芝（通気性向上のため）

◆緩衝材等のビニール（レジ袋でも可）

◆不織布、いらなくなったバスタオル等

◆洗濯ばさみ



○ダンボールコンポストの準備

①段ボールを組み立てる

隙間が開かないよう、ガムテープでしっかり貼り合わせてください。

側面に取手の穴が開いている場合は、ふさいでください。



②段ボールの底に新聞紙を敷く

底が濡れるのを防ぐために新聞紙を敷きます。新聞紙の下に下図のようなビニールの緩衝材

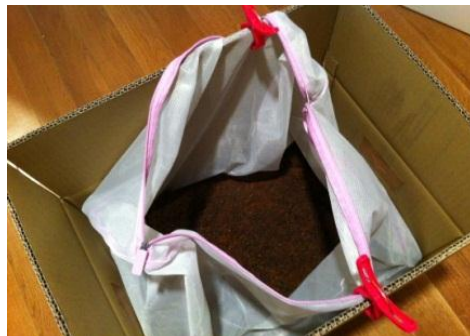
（レジ袋でも代用可）を敷くと、さらに効果的です。



新聞紙の上に人工芝を敷くと、通気性アップ！



- ③基材を洗濯ネットに入れ、よくかき混ぜる
ピートモス15リットルと、くんたん10リットル（3：2の割合）を入れ、よくかき混ぜます。
洗濯ネットの目が粗いと基材が漏れ出る可能性がありますので、新聞紙の上か、段ボールの中で作業を行ってください。
※基材が空中に飛散しないよう、ゆっくり入れましょう。 準備完了！



○生ごみの処理の仕方

- ①生ごみは1日500グラム程度投入してください。細かい方が、分解が早くなります。
投入した後は、しっかりと空気が入るように混ぜてください。生ごみが分解されると、温度が上がってきます。



！ 注意点 ！

- ◆以下の生ごみは投入しないでください。
 - ・硬いもの 貝殻、鶏肉などの骨、とうもろこしやたけのこの皮、玉ねぎの皮、卵の殻など
 - ・腐ったもの
 - ・塩分が多いもの
 - ・生ごみでないもの
- ◆肉類や魚介類も分解できますが、臭いやすいので、大量に投入するのは避けましょう。
コーヒーや茶がらを入れると臭いが軽減されます。
- ◆使用済みの食用油をいれると、分解が促進され温度が上がりやすくなります。
(入れすぎには注意しましょう)
白カビは分解がうまく進んでいる証拠です。

- ②生ごみを投入し、かき混ぜたら、フタをして不織布やバスタオル等で包みます。こうすることで段ボール内の温度を保つほか、虫の発生を防ぐこともできます。

防虫や防臭のため、フタはできるだけしっかり閉めてください。

- ③通気性を高めるため、直接床に置かず、右図のような網目のある台に置いて保管します。角材等を敷いても大丈夫です。



○堆肥としての利用

1日約500グラム投入するとして、2～3ヶ月間生ごみを処理することができます。

次のような兆候が見られたら、投入をやめてください。

- ・分解が遅くなる（温度が上がらない）
- ・基材がべたつき始める

投入をやめた後も、約1週間かき混ぜてください。その後、段ボールに入れたまま1ヶ月程度寝かせて熟成させます。熟成が終わると、堆肥として利用が可能になります。土に混ぜて利用してください。

(4) 再使用・再生利用の促進に関する取組事例等

①家庭の使用済み廃食用油の回収事業(雲仙市)

一般家庭や事業所から排出される使用済みの廃食用油は、焼却処理されてきましたが、そもそも光合成によって作られた植物油を原料としています。

それらから精製できるバイオディーゼル燃料（以下、「BDF」という。）は、化石燃料と比較して二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化防止対策の一つとして注目されています。

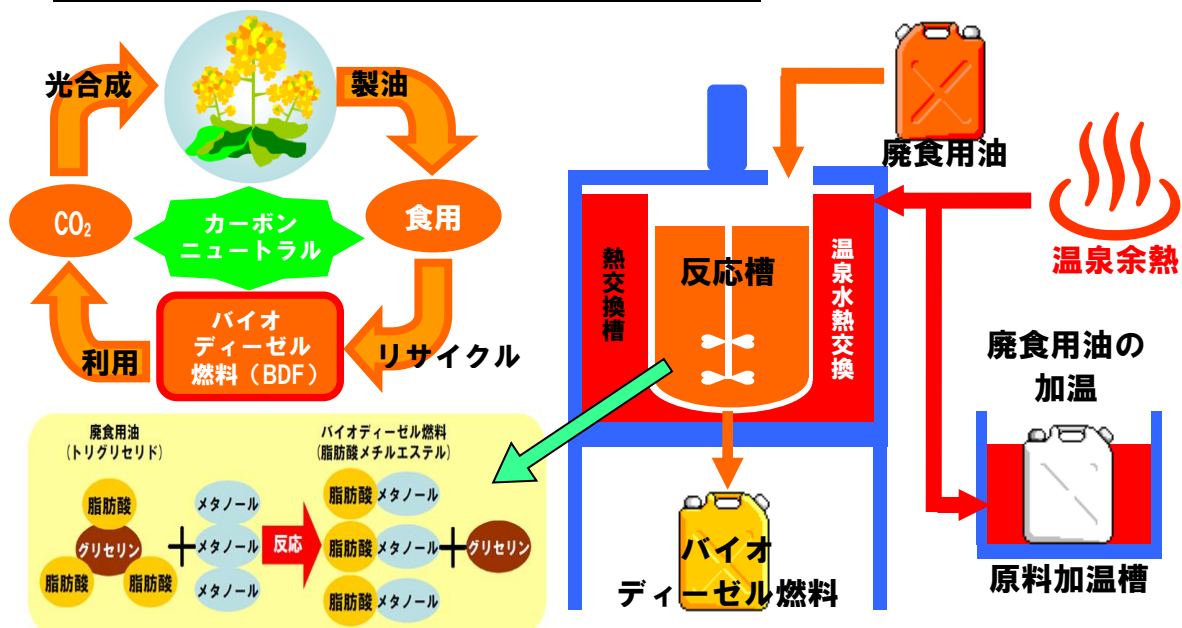
雲仙市では、小浜温泉の温泉水の熱を活用してBDFの製造に取り組んでいます。雲仙市役所本庁舎、各総合支所及びストックハウスでは、家庭の廃食用油を回収して、BDF化し、ごみ収集車の燃料として再利用に取り組んでいます。

各ご家庭の取組が、ごみ焼却量と二酸化炭素排出量の削減につながりますので、皆様のご協力をお願いします。

使用済み廃食用油収集のながれ



余熱利用型バイオディーゼル燃料製造装置概略図





回収容器



廃食用油の回収



余熱利用型バイオディーゼル燃料製造装置

雲仙市では、環境保健研究センターが開発した、小浜温泉の熱エネルギーを利用する製造装置を活用しながら、使用済みの食用油から製造したバイオディーゼル燃料を、一般公用車で利用しています。

廃食用油回収量・製造量及び一般公用車給油量

(単位：リットル)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	合計
回収量	3,236ℓ	11,241ℓ	13,757ℓ	13,867ℓ	12,935ℓ	10,971ℓ	10,188ℓ	9,296ℓ	10,062ℓ	9,265ℓ	104,818ℓ
製造量	3,842ℓ	10,147ℓ	12,689ℓ	12,319ℓ	10,017ℓ	8,395ℓ	9,643ℓ	7,230ℓ	6,147ℓ	6,206ℓ	86,635ℓ
使用料	—	3,248ℓ	4,580ℓ	4,810ℓ	5,330ℓ	5,260ℓ	5,700ℓ	5,260ℓ	4,950ℓ	5,090ℓ	44,228ℓ

※回収量は、「一般家庭分」と「事業所分」の合算量

②「ながさきオフィスエコクラブ」の取組

(創立目的)

長崎市内又はその周辺地域の事業所において事業を営む者が、古紙回収業界と事業系古紙の効率的な回収を行うことを通じ、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の実現に寄与することを目的とする。

(組織)

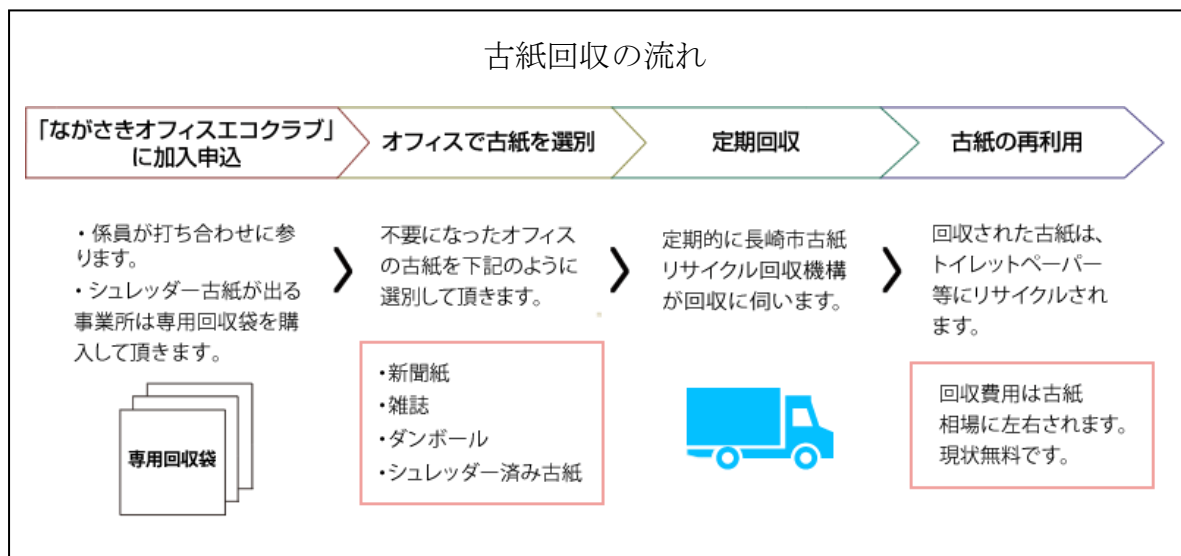
代表理事：川口 義己

事務局：長崎県中小企業団体中央会

会 員：155 事業所

(回収システム)

- ・会員は事務局から専用袋を購入
- ・シュレッダー済古紙等を専用袋で定められた日に事務所前等に出す。
- ・協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構の業者が回収し、同機構の古紙リサイクル小江工場でプレス加工後、製紙工場等に搬送しリサイクルする。
- ・他に新聞紙、雑誌、段ボール等の回収も実施。小・中学校では、学乳パック、ペットボトルの蓋も併せて回収している。



◆オフィスエコクラブとは？

オフィスエコクラブとは、会員の事務所などから排出される事業系古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、コピー用紙、シュレッダー済紙等）について、単独の事業所では量が少ないためその回収・リサイクルが難しかったものを、共同でルート回収するものです。

会員は、単独で行政回収に出すよりも、廃棄コストを抑えることができることはもとより、焼却処理からリサイクルに回すことで循環型社会の構築にも貢献することができます。

③機密文書リサイクル処理の取組

使用済みコピー用紙を再利用するなど、事業所で環境への意識が高まっている一方、機密文書の多くは個人情報の流出を防ぐため、シュレッダーで裁断した後、焼却処理されたり、文書のまま焼却施設に持ち込んで焼却されているのが現状です。

このような状況の中、古紙リサイクル率の向上を図るために、県内においても、機密文書リサイクル事業が展開されています。

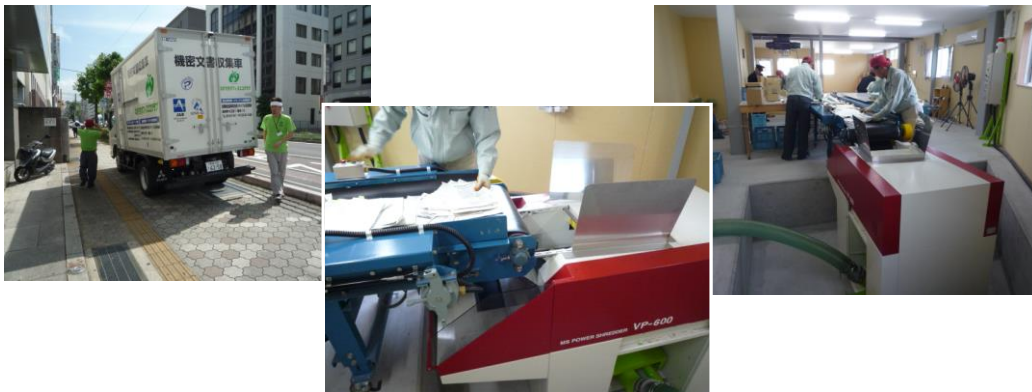
○取組実績

- 1) 長崎県においては、平成 23 年度から実証試験を実施し、平成 25 年 12 月から本庁における機密文書リサイクルを実施しています。
(搬出量：平成 30 年度：43.15t、令和元年度：41.54t、令和 2 年度：43.97t)
- 2) 五島市においては、これまで機密文書として焼却施設へ持ち込んでいたリサイクル可能なオフィスペーパーは、平成 28 年 12 月 1 日から焼却施設への搬入を禁止し、各排出者が機密を守ってリサイクルを行う再資源化事業者に処理を依頼する方法で、リサイクルの促進を図っています。

〈県内で行われている機密文書処理システム〉

①引取り裁断

専用車で、機密文書を回収し、処理施設まで運搬し裁断します。
裁断された紙片は古紙の原料としてリサイクルされます。



②出張裁断

裁断機を搭載した専用車で排出事業所まで出向き、その場で裁断します。裁断された紙片は古紙の原料としてリサイクルされます。



(5) 散乱ごみ防止に関する取組

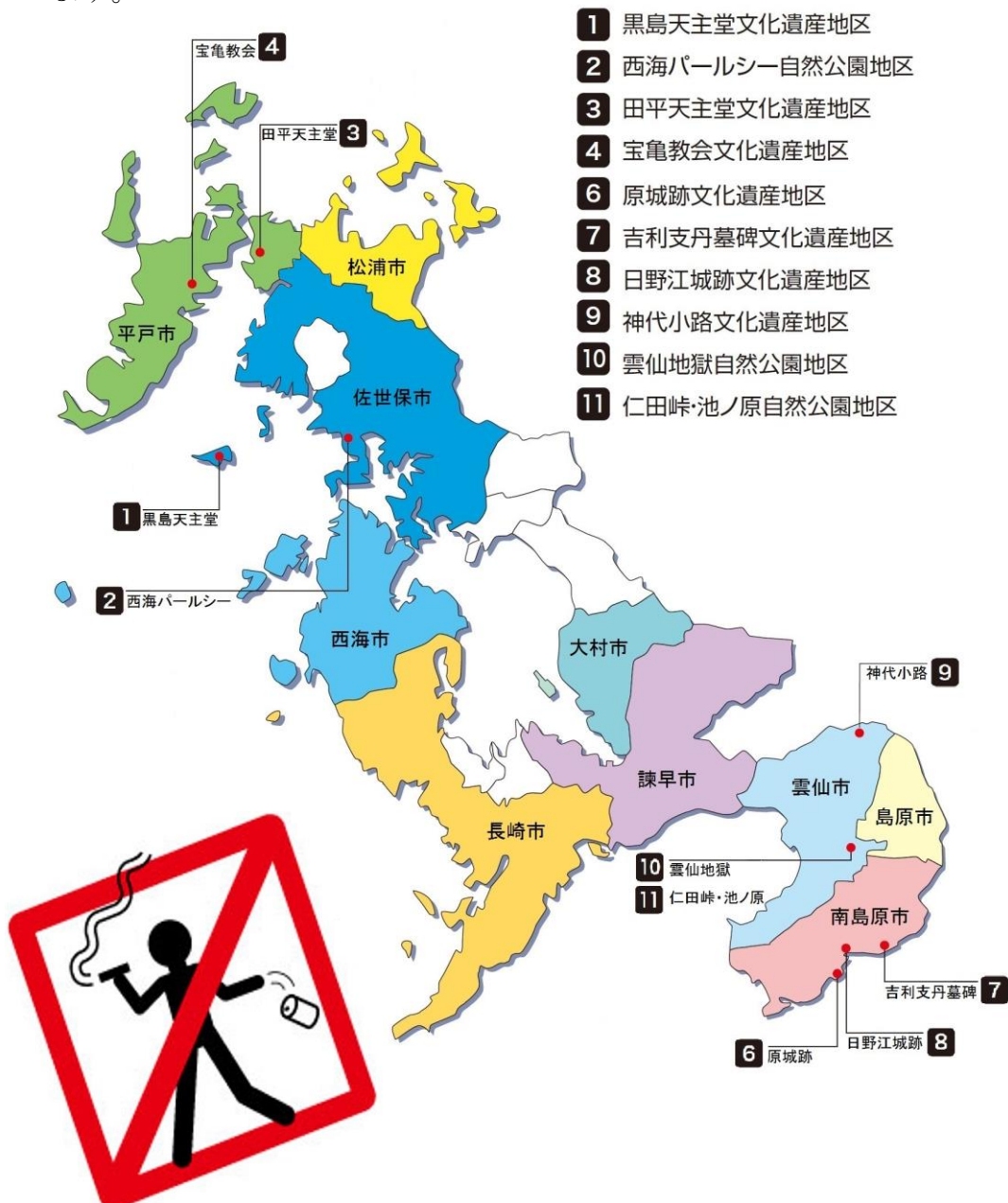
①未来環境条例関係の取組

【目的】

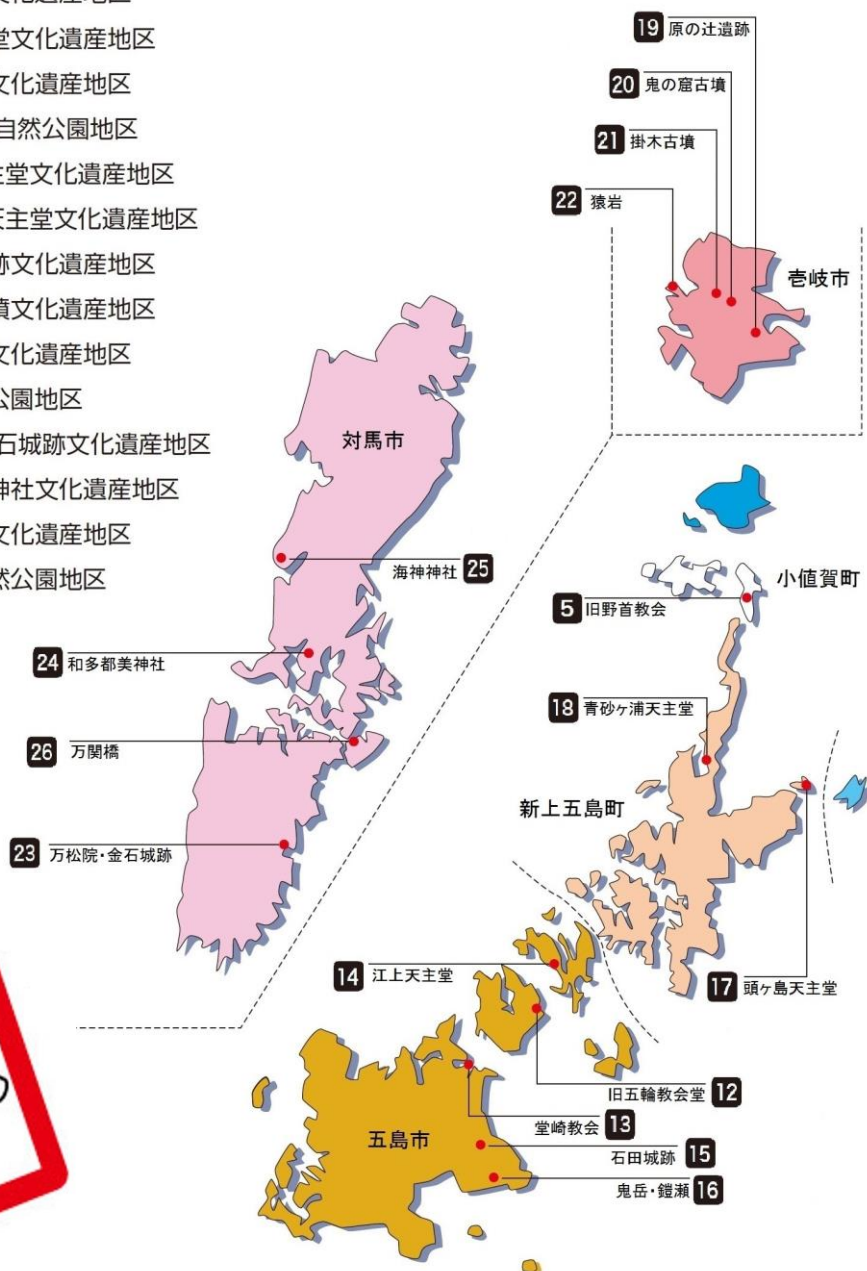
地球温暖化対策、生活環境の保全等、自然環境の保全、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを進めるために必要な措置等を定めた新しい総合的な環境条例「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」を平成20年3月に制定・公布し、同年4月1日から施行した。

●指定地区内で制限される行為

世界遺産構成資産候補となっている地区や代表的な文化、自然遺産がある地区のうち指定された地区（地図参照）において、ごみの投げ捨てや屋外での喫煙を禁止しています。また、景観保全のため自動販売機設置の事前届出を義務付けています。



- 5 旧野首教会文化遺産地区
- 12 旧五輪教会堂文化遺産地区
- 13 堂崎教会文化遺産地区
- 14 江上天主堂文化遺産地区
- 15 石田城跡文化遺産地区
- 16 鬼岳・鎧瀬自然公園地区
- 17 頭ヶ島天主堂文化遺産地区
- 18 青砂ヶ浦天主堂文化遺産地区
- 19 原の辻遺跡文化遺産地区
- 20 鬼の窟古墳文化遺産地区
- 21 掛木古墳文化遺産地区
- 22 猿岩自然公園地区
- 23 万松院・金石城跡文化遺産地区
- 24 和多都美神社文化遺産地区
- 25 海神神社文化遺産地区
- 26 万関橋自然公園地区



・「ごみの投げ捨て等防止重点地区」

ごみの投げ捨ては県内全域で禁止されていますが、指定地区で違反した場合は 2,000 円の過料が適用されます。

・「喫煙禁止地区」

地区内の公共の場所での喫煙が禁止となります。違反した場合は 2,000 円の過料が適用されます。但し、屋内及び公共の場所の管理者が指定する喫煙場所を除きます。

・「自動販売機設置届出地区」

地区内の屋外に自動販売機を設置しようとする者は、事前届出が必要です。また自動販売機の設置位置、デザイン、色彩などの基準を守らなければなりません。

②佐世保市江迎町地域婦人会の取組

○散乱ごみ対策：平成 12 年から現在まで継続 ※毎年 8 月 23 日・24 日 2 日間

江迎の伝統ある夏祭「千灯籠祭」を散乱ごみのない美しいお祭りにと、婦人会が立上がり、路上のごみ拾い、分別収集に取り組んでいます。

今では、訪れるお客様が子どもから大人まで分別用のペールに入れていただき、取組み効果がみられるようになってきました。

※千灯籠祭の実行委員会から、路上がきれいになったと、大変喜ばれています。

千灯籠祭における収集実績

(単位：ゴミ袋 (90L) の袋数)

種類	平成 29 年 8 月 23・24 日	平成 30 年 8 月 23・24 日
燃えるごみ	60	65
アルミ缶	6	7
ペットボトル	4	5
スチール缶	10	13
合計	80	90

○古紙の回収：昭和 52 年から現在まで継続

江迎町の機関紙「絆」に日程を掲載し、毎月第 3 火曜日に各支部と本部役員が回収を行っております。捨てればごみ「捨てる社会」から使えば資源「生かす社会」へ私たちがやれることの行動を起こす心を育てていきたいと考えております。

○その他：適宜

地元の中学校でエコバッグづくりの指導、マイバッグ持参運動など、ごみの減量化に向け我々が出来る取組を続けています。

(千灯籠祭の活動写真)



5. 環境マネジメントシステム関係

(1) 環境マネジメントシステムの取得・登録状況

① ISO14001 認証取得状況(令和2年4月1日現在)

- ・国内の認証取得状況：16,388件
- ・県内の認証取得状況：37件(事業所が県内のみに所在する事業所)

〈出典：公益財団法人 日本適合性認定協会〉

② エコアクション21 認証・登録状況(令和3年12月15日現在)

- ・国内の認証・登録状況：7,460件
- ・県内の認証・登録状況：66件

〈出典：一般財団法人 持続性推進機構ホームページ〉

(2) 長崎県庁における環境マネジメントシステムの取組

長崎県では、平成15年3月から平成21年3月の6年間、本庁舎において、環境管理に関する国際規格であるISO14001の認証取得・運用に取り組んできたところです。認証期間中においては、審査登録機関である高圧ガス保安協会の審査・指導により、不適合などの大きな指摘を受けることなく適正に運用され、また、職員の意識改革が進みました。これらの実績を基に、ISO14001の基本的な考え方を踏まえて、より効率的で自律性を高めた独自の環境マネジメントシステム(県庁EMS)を、地方機関を含めた全庁的に適用しながら、より良いものに改良を重ねていくこととしています。平成21年4月から本庁で独自システムの運用を開始し、同年7月から地方機関でも運用しています。

○環境方針

県庁EMSでは環境方針を定めています。

○実施目標

これまでのISO運用の目的・目標と大きな変更をすることなく、県庁における地球温暖化対策など、内容を引き継ぐ形で、毎年度、県庁エコオフィスプランと連動した具体的な数値目標を設定しています。

これからも引き続き、PDCA方式による継続的な改善を推進していきます。

○適用範囲

知事部局の本庁及び地方機関、交通局、教育庁、警察本部、監査事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局の事務・事業に適用します。

〈今後の取組〉

(1) コピー用紙使用量の節減

- ①環境物品等調達方針を遵守する。
- ②電子決裁など庁内LANを活用し、ペーパーレス化を図る。
- ③各職場においてコピー用紙使用量が増加傾向にある場合は、その理由を具体

的に検証し、適切な対応に取り組む。

- ④両面印刷、集約印刷及び不要書類やミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ⑤コピー機使用後は必ずリセットボタンを押すなどミスコピーの防止を徹底する。
- ⑥テレビ会議システム等の利用や資料の電子化により、会議資料のペーパーレス化を推進する。
- ⑦資料印刷・配布が必要な場合は簡素化及び共有化を図ることによりページ数や印刷部数を必要最小限に止める。
- ⑧各種資料は課内で共有し、資料の個人所有は最小限に止める。
- ⑨会議開催に先だって配付した資料については、会議当日の配付を控える。
- ⑩ファクシミリについては支障のない範囲で送付状を省略し、送受信者は余白に記載する。
- ⑪受信用のファクシミリ用紙は裏紙を利用する。
- ⑫再利用できるコピー用紙をストックできるリサイクルボックスを執務室等に備える。
- ⑬電子メールを活用することで、郵送による文書送付を必要最小限に止める。
- ⑭冊子、パンフレット、ポスター及び報告書等の印刷物については、P R 効果等を勘案して必要最小限に止める。
- ⑮行政手続のオンライン化やその前提となる行政手続きの抜本的な見直しを進めることにより、手続にかかるコピー用紙使用量の削減に努める。

(2) 再生紙の利用促進

- ①印刷物を発注する際は、環境物品等調達方針のうち、Ⅱ 1. (1) コピー用紙【判断の基準】①に記載のとおり、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び秤量を定められた算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であるものを指定する。ただし、市場流通等の状況により、これが困難である場合は、可能な限り総合評価値が高いものを指定する。
- ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③製品に総合評価値およびその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

(3) 廃棄物の減量化及び資源化

- ①環境物品等調達方針を遵守する。
- ②物品めぐりあいシステムを活用する。
- ③「マイ箸」「マイボトル(再掲)」「マイバッグ」持参に取り組む。
- ④冊子、パンフレット、ポスター及び報告書等の印刷物については、P R 効果

などを勘案して必要最小限に止める。

- ⑤ 県機関相互の文書送付等に当たっては、使用済み封筒を活用する。
- ⑥ 各機関において封筒を作成する際は導入コストも勘案のうえ「セパブル封筒」の導入を推進する。
- ⑦ 両面印刷及び不要書類やミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ⑧ 使い捨て容器を使用した製品の購入を控え、詰め替え可能なものや簡易包装の製品を選択するよう心がける。
- ⑨ 備品及び事務用品等については修繕等により長期使用を図るとともに、ファイル等の消耗品については可能な限り再使用する。
- ⑩ 機密文書については、リサイクル処理への転換に努める。
- ⑪ シュレッダーにかける書類は、機密文書または環境推進員が必要と認めた書類とする。
- ⑫ 行政手続のオンライン化やその前提となる行政手続きの抜本的な見直しを進めることにより、提出書類等を削減し、最終的な書類廃棄量を減少させる。

(4) ごみの分別、リサイクルの徹底

- ① ごみの分別区分は原則以下のとおりとする。
 - 紙類（再利用できなくなったコピー用紙、新聞紙、雑誌・冊子、段ボール、雑古紙、古封筒、チラシ・パンフレット）
 - 紙類以外の紙くず等の可燃物、生ごみ等
 - 資源ごみ（空きかん、空きびん、ペットボトル）
 - プラスチック類（プラスチック製容器包装類、その他の廃プラスチック）
 - 金属類（空きかんを除く）
 - 不燃物（空きびんを除くガラス、陶磁器くず類）
- ② 執務室等に、上記①の分別区分に応じたごみ箱等を、必要最小限備える。
- ③ ごみ箱等、またはその付近に、分別区分に応じた表示を設置する。

6. 2050年カーボンニュートラルに向けて

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年6月地域脱炭素ロードマップを作成しました。

地域脱炭素ロードマップ「重点対策」
(全国で取り組む、脱炭素の基盤となる対策)

重点対策	絵姿・目標(抜粋)
①自家消費型太陽光発電	[政府・自治体]2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入(2040年には100%)。
②地域共生・裨益型再エネの立地	地域共生・裨益型再エネ事業が全国各地で展開され、地域脱炭素化の主役として貢献していることを一般化。
③徹底した省エネ、再エネ電気調達、ZEB化誘導	2030年までに新築建築物の平均でZEB実現、公共部門の再エネ電気調達の実質標準化等についての認識が共有され、当然のこととして取り組まれている。
④住宅・建築物の省エネ性能等向上	住宅の断熱性能等の向上、2030年までに新築住宅の平均でZEH実現。
⑤ゼロカーボン・ドライブ (EV等×再エネ)	2035年までに乗用車新車販売を100%電動車に。
⑥循環経済への移行	プラスチック資源活用、食品ロス量を2030年度までに半減(2000年度比)
⑦脱炭素型まちづくり	都市コンパクト化、スマートシティ100団体(2025年度)
⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立	2050年までに農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化、 2040年までに農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術確立 など



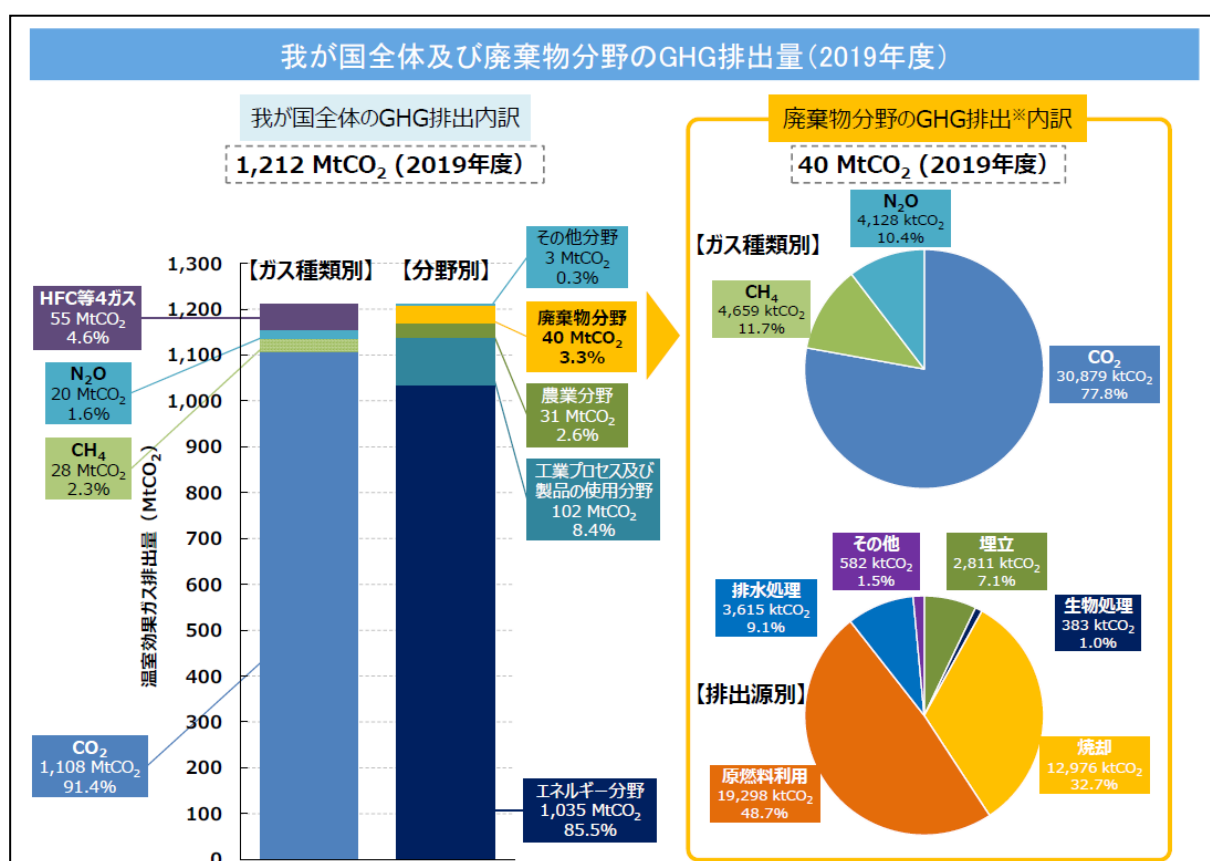
2050年カーボンニュートラル

重点対策の一つが「⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」であり、プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減等に関する取組を地域で実践することとなっています。

また、国においては、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ」について検討が進められています。

廃棄物分野の温室効果ガス排出量は 2019 年度で約 4,000 万トン CO₂ であり、1990 年度からは約 100 万トン CO₂、2013 年度からは約 50 万トン CO₂ の減少となっています。

その内訳をみると、「廃棄物の焼却及び原燃料利用に伴う CO₂・CH₄・N₂O 排出」が約 3,230 万トン CO₂ と廃棄物分野全体の約 81%を占めており、「排水処理に伴う CH₄・N₂O 排出」が約 360 万トン CO₂（約 9%）、「埋立に伴う CH₄ 排出」が約 280 万トン CO₂（約 7%）と続いています。

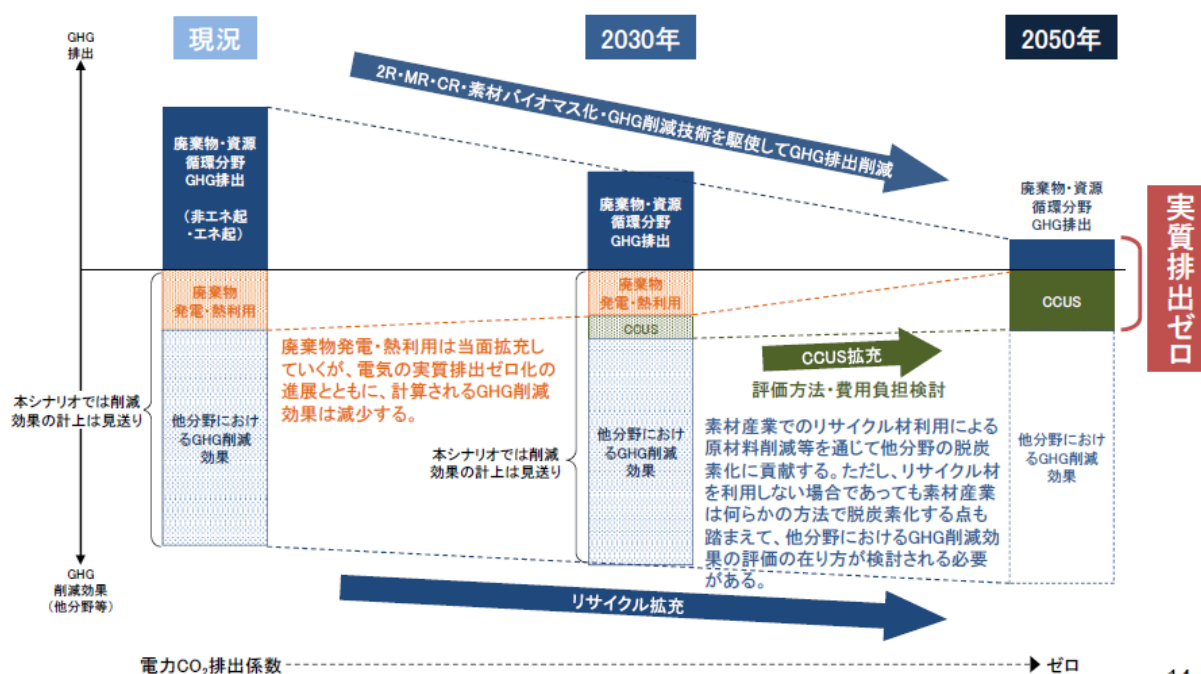


(環境省資料)

このため、主に炭素を含む物質の焼却・埋立の最小化による温室効果ガス排出量の削減だけではなく、生産過程のエネルギー消費量削減、原料のバイオマス化を含む素材転換、処理過程の再生可能エネルギーへのシフトを進めていく「3R+Renewable」の考え方により、廃棄物の発生を抑制するとともに廃プラスチックなどのマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と収集運搬車両等を使用される化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収と二酸化炭素回収・貯留等を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指すこととしています。

2050年CNIに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方

・3R+Renewableの考え方により、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指す。



(環境省資料)

長崎県では、2021 年 3 月、長期目標として「2050 年度までに脱炭素社会の実現を目指す」ことを掲げ、まずは 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間に取り組む地球温暖化（気候変動）対策をまとめた「第 2 次 長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を策定し取組を進めています。

○長崎県の目指すべき将来像

「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」

○温室効果ガス削減目標

（中期目標）2030 年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 45.2%削減

（長期目標）2050 年度までに脱炭素社会を実現

この計画を推進するためにも「循環型社会の形成」は必要不可欠であり「ながさき環境県民会議」の率先した環境保全活動が求められており、4 R 部会では全国的に推進されている 3 R（Reduce、Reuse、Recycle）に Refuse を加えた 4 R を引き続き推進していきます。

7. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

2021年6月11日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。2022年4月1日に施行される予定です。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 ＜付け替えボトル＞	
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 ＜ワンウェイプラスチックの例＞	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 ＜プラスチック資源の例＞ ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

（環境省資料）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

プラ製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を
国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、
消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者を求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

（環境省資料）

消費者にプラスチックごみ問題について考えてもらいライフスタイルの変革を促すために2020年7月にレジ袋の有料化が実施されましたが、今回のプラスチック資源循環法の施行により、さらに使い捨てプラスチックについて考え削減に結び付く行動をしてもらえるよう各種措置が講じられていく予定です。

8. 用語の説明

《ア行》

ISO14001

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）による環境マネジメントシステムの国際規格です。環境対策を推進することを目的に環境方針や計画の策定、実施、結果の点検・見直しを行い、継続的な改善を図っていく仕組みです。事業活動から排出される廃棄物についても、環境マネジメントシステムの中に組み込んでいくことにより、計画的に減量化を進めることができます。

アダプト・プログラム

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト（adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたて、住民がわが子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援する制度です。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物には、商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」があります。

ESD

「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development）頭文字をとった略語です。

課題の解決のために必要な力、考え方、価値観を学びあいながら育み、意識を変えることにとどまらず、行動の変容を起こすこと、それが「ESD＝持続可能な開発のための教育」です。

ESDは、教育の場や学習者の年齢や立場を限定せず、誰もが参加することのできる生涯に行うあらゆる学習を意味します。ESDは目的でなくSDGsを達成するための手段です。

（SDGs（Sustainable Development Goals）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの17分野の国際目標。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会の実現を目指しています。）

エコアクション21（EA21）

環境省が策定した環境マネジメントシステムのことです。中小事業者でも自主的・継続的な環境配慮に対する取組が展開できます。更に、その取組結果を公表できるように工夫されています。

NPO（Nonprofit Organization：民間非営利団体）

非営利で不特定多数の者の利益のために活動している民間組織のことです。「特定非営利活動促進法」により、こうした活動を行う団体が法人格を取得し、特定非営利活動法人（NPO法人）となることもできます。

N₂O（亜酸化窒素）

窒素酸化物の1種です。組成式はN₂Oで表され、IUPAC 勧告に従った命名法では、酸化二窒素（さんかにちっそ。英語：dinitrogen oxide）と呼び、一酸化二窒素（いっさんかにちっそ。英語：dinitrogen monoxide）も使用されます。

亜酸化窒素には、地球の大気に放出されると、紫外線によって分解されて一酸化窒素を生成し、オゾン層を破壊するという作用がある。したがって、亜酸化窒素の使用は、地球のオゾンホール拡大という環境問題も抱えています。

汚泥

産業廃棄物の一つで、工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものをいいます。下水汚泥などの有機性汚泥と建設汚泥などの無機性汚泥があります。

温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことです。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当します。

《力行》

海岸漂着物

海岸に流れ着いたごみやその他の汚物、不要物をいいます。台風などの自然災害の際に、山から海岸に流れ着いた流木や、海を漂流して流れ着いたごみなどです。

カーボンニュートラル（ゼロカーボンニュートラル）

何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と森林などに吸収される二酸化炭素が同じ量（ゼロ）にすることです。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものと定めています。

環境報告書

企業などの事業者が、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況や環境負荷の低減に向けた取組の状況などについて取りまとめ、定期的に公表するものです。

環境マネジメントシステム（EMS:Environmental Management System）

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織の体制・手続きなどの仕組みのことをいいます。

グリーン購入・グリーン調達

製品やサービスを購入する際に、環境のことを考慮して、まず必要性をよく考え、次に環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入することです。消費者の観点でグリーン購入といい、生産者の観点ではグリーン調達といいます。

ケミカルリサイクル

廃棄物を回収し化学的に処理して、ガス・油・化学原料（モノマー）として再生利用することです。モノマー（monomer）とは、ポリマー（プラスチック）を構成する最小単位です。

ごみ排出量

計画収集量（市町等によって収集されたごみ量）と直接搬入量（住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量）と集団回収量（自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量）の総和です。

《サ行》

再資源化

使用済み製品・容器や廃棄物のうち有用なものを、部品などとして再使用したり、新たな製品の原材料として使用できる状態に処理することです。

再使用

一度使用された製品をそのまま使用することや、一部の部品をそのまま使用することです。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんなどのよう

に、返却されたびんを洗浄して再び使用したり、家具類を修理して使用するなど、従来と同じ用途で使用する事です。

再生利用

廃棄物の全部又は一部を処理して、原材料として利用することです。例えば、古紙を水に溶かし、洗浄、脱水するなどして再び古紙パルプにし、紙原料として利用したり、ペットボトルを粉砕するなどして、フレークやペレットにし、様々なプラスチック製品の原料として利用します。マテリアルリサイクルともいわれています。

再生利用率

ごみ排出量に占める資源化量の割合です。

サーキュラーエコノミー (Circular Economy)

日本語訳で「循環型経済」。これまで経済活動のなかで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させることです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「産業物処理法」で定める 20 種類の廃棄物のことです。

産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬業、中間処理（破碎・焼却などの処理）業や最終処分（埋立処分）業を営む者のことです。これらの業を行う場合には、収集・運搬を行う地域や施設を設置する地域の都道府県知事の許可が必要であり、許可を受けていない者は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分を請け負うことはできません。爆発性、毒性、感染性などがある特別管理産業廃棄物の収集・運搬や処理を行う場合は、別途、都道府県知事の許可が必要となります。

産業廃棄物税

産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される法定外目的税のことであり、税収は一般的に、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル率向上支援、不適正処理の対策強化などに使われています。長崎県では平成 17 年 4 月 1 日から導入しています。

3010 運動

宴会時に、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しむとともに、お開き 10

分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむことで、食べ残しを減らすための運動です。

残余容量

最終処分場において、廃棄物を埋立処分できる全体容量のうち、既に埋め立てられた容量を除く、残された埋め立て可能な容量のことです。

散乱ごみ

道路、河川、公園などに散乱し、放置されているごみのことです。主なものとしては、空きかん、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻などがあります。

CH₄（メタン）

1 個の炭素原子（C）と 4 個の水素原子（H）からなり、無色無臭で空気より軽く、非常に引火性の強い気体で、炭素と水素からなる各種の炭化水素（HC）のうちでは、最も分子量の小さいものです。

資源化量

施設資源化量（リサイクル施設における分別や溶融施設におけるスラグ化などにより資源化された量）と直接資源化量（市町が収集後、資源化处理施設を経ずに直接再生事業者へ搬入し、資源化された量）と集団回収量（自治会や子ども会などが資源ごみを回収し、市町に報告した量）の総和です。

資源ごみ

古紙、空きかん、空き瓶やペットボトルなど、再資源化することができるごみのことです。

集団回収量

自治会や子ども会などが古紙、空きかん、空き瓶を回収し、市町に報告した量です。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、製品等が廃棄物となることが抑制され、廃棄物となったもののうち有用なものについては、適正に循環的利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保され、このことによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義されています。

循環資源

廃棄物などのうち有用なもののことをいいます。

食品ロス

日本では、「食品ロス」は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。食品関連事業者から発生する食品ロス量については、農林水産省が食品リサイクル法の規定に基づく定期報告結果等を基に推計し、家庭から発生する食品ロス量については、環境省が市区町村で実施している家庭系ごみの組成調査等を基に推計しています。

焼却灰

廃棄物を焼却処理した際に残った燃え殻のことをいいます。焼却灰は、灰分と、燃え残りの未燃分からなっています。

飼料化

食品廃棄物の水分や栄養成分などを調整して、家畜用の飼料を製造することです。

3R+Renewable

3R（リデュース、リユース、リサイクル）そして Renewable は再生可能。

Reduce とは：製品を作るときに使う資源の量を少なくする。

Reuse とは：使用済み製品や部品等を繰り返し使用する。

Recycle とは：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用する。

Renewable とは再生可能の意味。持続可能と考えてもよい。

（長崎県では、ごみの減量化や資源化のために、全国的に推進されている

3R（Reduce、Reuse、Recycle）に Refuse を加えた 4R を推進しています。

生活系ごみ

家庭での生活において発生する廃棄物のことで、食べ残しや調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空きかんなどの容器や包装廃棄物、新聞、雑誌などがあります。

ZEH（Net Zero Energy house：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

ZEB (Net Zero Energy Building：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

略称「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

セパブル封筒

受け取った人が下部を切り取って定型封筒として再利用できます。また再生紙を使っていて、リサイクルとリユースを兼ね備えた環境にやさしい封筒です。

ゼロ・エミッション (zero emission)

環境を汚染したり、気候を混乱させる廃棄物を排出しないエンジン、モーター、しくみ、または、その他のエネルギー源を指す。「エミッション」とは「排出」の意味です。

ゼロカーボンドライブ

ゼロカーボン・ドライブ（略称：ゼロドラ）は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのことです。

粗大ごみ

家具、自転車、家電製品などの耐久消費財で比較的大型のごみのことをいいます。

《タ行》

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びにコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称です。これらの物質は、よく似た分子構造をもち、発生原因や毒性作用も類似しています。廃棄物焼却施設などから、非意図的に発生していますが、実際に環境中や食品中に含まれる量はごく微量なので、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じません。

多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。

「産業物処理法」では、年間1,000トン以上の産業廃棄物又は50トン以上の

特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画書を策定し、都道府県知事に提出することが義務づけられています。

脱炭素社会

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のことです。

地域脱炭素ロードマップ

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行することです。地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すことです。

中間処理

廃棄物を減量化したり、安全かつ安定した状態に変化させることをいいます。

減量の方法としては、脱水、破碎、圧縮などがあり、また、安全、安定化の方法としては、焼却、中和、熔融などがあります。

直接資源化量

市町が収集後、資源化处理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入し、資源化された量です。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいい、引火性廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、強酸性廃液、強アルカリ性廃液、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物、廃石綿、特定有害物質を含むばいじん・汚泥など）が定められています。

《ナ行》

生ごみ処理機

生ごみを、微生物の働きによって分解したり、熱によって乾燥させたりして、減量化や堆肥化の処理を行う機器のことです。

熱回収

廃棄物の焼却の際に得られる熱を利用して、温水を作ったり発電を行うことです。リサイクルの一つで、サーマルリサイクルともいわれています。

《ハ行》

バイオディーゼル燃料

生物由来の油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーのひとつです。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表していて、一般的には「動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)」のことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設業から発生する廃材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や堆肥としての利用、固形燃料化、エタノール化、メタン発酵などによる燃料や燃焼ガスとしてのエネルギー利用などがあります。

排出抑制

製品を長く使用したり、再使用を進めることなどにより、廃棄物の排出そのものを抑制することです。

ばいじん

焼却により発生する、煙に含まれるすすなどの微粒子のことです。廃棄物の焼却施設では、一般的に集じん施設を設置し捕集しています。

発生抑制

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどにより、ごみになることを事前に抑制することです。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会における施策として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、そして最後に適正処分という優先順位を定めています。

PDCAサイクル

品質管理など業務管理における継続的な改善方法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法です。

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ排出量をごみ収集を行っている区域の人口と年間日数で除した量です。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ

無償提供するボランティア活動です。米、パン、めん類、生鮮食品、菓子、飲料、調味料、インスタント食品など様々な食品が取り扱われています。

不燃ごみ

ごみの分類の一つで、焼却できない金属、ガラス、陶磁器などの総称です。

不法投棄

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷などに廃棄することをいいます。廃棄物処理法では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。

プラスチック資源循環法

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のことであり、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日に施行予定です。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

※3R:Reduce（リデュース）削減、Reuse（リユース）再利用、Recycle（リサイクル）再資源、Renewable：再生可能な資源

フリーマーケット

不用品などを持ち寄り販売するために、公園や空き地などで開かれる大規模なバザーのことです。

分別収集

家庭などから排出されるごみを、ごみの種類に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、かん、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために、他のものと分けて収集することをいいます。

《マ行》

マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは、微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のものをいいます。

マニフェスト

産業廃棄物管理票のことです。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者にマニフェストを交付し、処理業者は、処理終了後にその旨を記

載したマニフェストの写しを排出事業者に返送することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保できます。

マテリアルリサイクル

廃棄物を回収し製品の原材料として再生利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るくずなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことです。このほかりサイクルには、サーマルリサイクル（熱回収）があります。

サーマルリサイクル（Thermal Recycle、熱回収）とは、廃棄物を焼却処理する際に、発生する熱エネルギーを回収・利用することです。

燃え殻

焼却施設の炉内に残った焼却灰のほか、火力発電業などの事業活動に伴って生ずる石炭がらや灰かすなどを指した廃棄物のことです。

《ヤ行》

4 R

長崎県では、ごみの減量化や資源化のために、全国的に推進されている3R（Reduce、Reuse、Recycle）に Refuse（断る）を加えた4Rを推進しています。

Refuse（リフューズ） ごみとなるものを持ち込まない

Reduce（リデュース）ものを大切にし、ごみを減らす

Reuse（リユース）そのままの形で再使用する

Recycle（リサイクル）再生利用する

《ラ行》

リターナブル容器

ビールびんや一升びんのように、何度も洗って、繰り返し使用される飲料用などの容器のことです。リターナブル容器は、何度も繰り返し使うことで、使い捨て容器よりも環境に与える負荷が少なくなります。

《ワ行》

ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいいます。

- 表紙の標語は、「平成１５年度ゴミゼロながさき統一標語・川柳」の
最優秀賞（北有馬町 現：南島原市 佐原太子 様）受賞作品
- 表紙のイラストは「ゴミゼロながさきシンボルマーク」の最優秀賞
（長崎市 草野敬一 様）受賞作品

ゴミゼロながさき実践計画

令和４年３月

発行・編集 ながさき環境県民会議

事務局 長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課

〒850-8570 長崎市尾上町３番地１号

TEL 095-895-2373

FAX 095-824-4781

E-mail s16100@pref.nagasaki.lg.jp